

伊予市地域防災計画

(風水害等対策編)

令和4年2月変更

伊予市防災会議

目 次

第1編 総 論

第1章 計画の主旨	3
1-1-1 計画の目的.....	3
1-1-2 計画の性格.....	3
1-1-3 計画の構成.....	3
1-1-4 基本方針.....	4
1-1-5 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等.....	4
第2章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	6
1-2-1 市.....	6
1-2-2 県.....	6
1-2-3 関係機関.....	7
1-2-4 住民・事業者.....	14
第3章 市の地勢と気象災害.....	16
1-3-1 地形・地質.....	16
1-3-2 気象.....	17
1-3-3 気象災害.....	17
第4章 調査研究計画	18
1-4-1 防災アセスメントの実施.....	18
1-4-2 地区別防災カルテの作成.....	19

第2編 災害予防対策

第1章 防災気象情報の伝達.....	23
2-1-1 定義.....	23
2-1-2 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統.....	24
2-1-3 気象情報の種類及び伝達系統.....	25
2-1-4 土砂災害警戒情報の発表・伝達.....	26
2-1-5 洪水予報、水防警報及び水位到達情報の発表・伝達.....	26
2-1-6 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達.....	26
2-1-7 伝達体制.....	27
2-1-8 非常時の伝達体制.....	28
第2章 防災思想・知識の普及.....	29
2-2-1 市の活動.....	29
2-2-2 普及の際の留意点.....	31

第3章 住民の防災対策	33
2-3-1 住民の果たすべき役割	33
2-3-2 市の活動	34
第4章 自主防災組織の防災対策	35
2-4-1 自主防災組織の育成強化	35
2-4-2 地域における自主防災組織の果たすべき役割	37
2-4-3 市の活動	39
2-4-4 自主防災組織と消防団等との連携	39
2-4-5 事業所等における自主防災活動	39
2-4-6 地域における自主防災活動の推進	40
第5章 事業者の防災対策	42
2-5-1 事業者の果たすべき役割	42
2-5-2 市の活動	43
第6章 ボランティアの防災対策	44
2-6-1 市の活動	44
2-6-2 ボランティアの果たすべき役割	45
第7章 防災訓練の実施	46
2-7-1 防災訓練の実施責務又は協力	46
2-7-2 防災訓練の種別	47
2-7-3 訓練の時期	48
2-7-4 訓練の方法	48
2-7-5 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用	48
第8章 業務継続計画の策定	49
2-8-1 業務継続計画の概要	49
2-8-2 市の業務継続計画	49
第9章 避難対策	50
2-9-1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	50
2-9-2 避難路の指定	52
2-9-3 住民等への周知のための措置	52
2-9-4 指定避難所の設備及び資機材の配備	53
2-9-5 避難計画	53
第10章 緊急物資確保対策	57
2-10-1 食料及び生活必需品等の確保	57
2-10-2 飲料水等の確保	58
2-10-3 物資供給体制の整備	59

第 1 1 章	医療救護対策.....	60
2-1-1-1	実施方針.....	60
2-1-1-2	初期医療体制.....	60
2-1-1-3	後方医療機関.....	62
2-1-1-4	災害情報の収集・連絡体制の整備.....	62
2-1-1-5	難病患者等の状況把握.....	62
2-1-1-6	医薬品、医療資機材等の確保体制の整備.....	62
2-1-1-7	災害医療に関する普及・啓発、研修及び訓練の実施.....	62
2-1-1-8	住民及び自主防災組織が実施すべき事項.....	63
第 1 2 章	防疫・保健衛生体制の整備.....	64
2-1-2-1	実施体制.....	64
2-1-2-2	防疫活動.....	64
2-1-2-3	保健衛生活動に関する体制整備.....	64
第 1 3 章	災害廃棄物処理等の体制整備.....	65
2-1-3-1	災害廃棄物の処理体制.....	65
2-1-3-2	し尿処理体制.....	65
2-1-3-3	住民及び自主防災組織との連携.....	65
第 1 4 章	要配慮者の支援対策.....	66
2-1-4-1	市の活動.....	66
2-1-4-2	社会福祉施設等管理者の活動.....	72
第 1 5 章	広域的な応援体制の整備.....	73
2-1-5-1	全県的な消防相互応援体制の整備.....	73
2-1-5-2	全県的な防災相互応援体制の整備.....	74
2-1-5-3	受援計画の策定・運用.....	74
第 1 6 章	資材・機材等の点検整備.....	76
2-1-6-1	点検整備を要する資材・機材.....	76
2-1-6-2	点検整備実施機関.....	76
2-1-6-3	実施時期.....	76
2-1-6-4	点検整備実施内容.....	76
第 1 7 章	情報通信システムの整備.....	78
2-1-7-1	情報収集・連絡体制の整備.....	78
2-1-7-2	通信施設の整備.....	78
2-1-7-3	防災情報システムの整備・活用.....	79
2-1-7-4	航空消防防災システムの活用.....	79
2-1-7-5	河川等情報システムの活用.....	80
2-1-7-6	土砂災害情報相互通報システムの活用.....	80

2-17-7	各種情報システムデータのバックアップ保管.....	80
第18章	孤立地区対策.....	81
2-18-1	孤立予想地区の事前把握.....	81
2-18-2	孤立の危険性の周知及び家庭内備蓄の推進.....	81
2-18-3	通信手段の確保.....	81
2-18-4	ヘリコプター離着陸場の把握.....	81
2-18-5	孤立地域に対する集団避難の検討.....	81
第19章	ライフライン災害予防対策.....	82
2-19-1	水道施設.....	82
2-19-2	下水道施設.....	82
2-19-3	電力施設.....	83
2-19-4	電信電話施設.....	83
2-19-5	ガス施設（プロパンガス）.....	83
第20章	道路災害予防対策.....	84
2-20-1	防災点検等の実施.....	84
2-20-2	道路施設の防災対策及び改良整備.....	84
2-20-3	道路の冠水事故防止対策の実施.....	84
2-20-4	道路通行規制等の実施.....	84
2-20-5	道路施設の長寿命化対策.....	84
第21章	建築物災害予防対策.....	85
2-21-1	風水害に強いまちづくり.....	85
2-21-2	大火災に強いまちづくり.....	86
第22章	港湾・漁港災害予防対策.....	87
2-22-1	港湾施設.....	87
2-22-2	漁港施設.....	87
第23章	農地・農業用施設災害予防計画.....	88
2-23-1	農地.....	88
2-23-2	農業用施設.....	88
2-23-3	老朽ため池.....	88
2-23-4	愛媛県農村災害支援協議会との協働活動.....	88
第24章	文化財の災害予防対策.....	89
2-24-1	所有者等の活動.....	89
2-24-2	市教育委員会の活動.....	89

第 2 5 章	水害・高潮予防対策.....	90
2-25-1	治水.....	90
2-25-2	砂防.....	91
2-25-3	高潮災害予防対策.....	92
第 2 6 章	地盤災害予防対策.....	93
2-26-1	地すべり等防止施設の整備.....	93
2-26-2	農地保全.....	94
2-26-3	治山.....	95
第 2 7 章	海上災害予防対策.....	96
2-27-1	県、警察、県内市町、消防機関、四国地方整備局及び海上保安部の活動.....	96
2-27-2	松山地区排出油等防除協議会との連携.....	96
第 2 8 章	航空災害予防対策.....	98
2-29-1	防災体制の整備.....	98
2-29-2	松山空港緊急時対応計画検討委員会の活動.....	98
2-29-3	松山空港消火救難協力隊の活動.....	98
2-29-4	防災訓練の実施.....	98
第 2 9 章	危険物等災害予防対策.....	99
2-29-1	火薬類、高圧ガス及び石油類等の災害予防対策.....	99
2-29-2	毒物劇物による災害予防対策.....	99
第 3 0 章	火災予防対策.....	100
2-30-1	消防職員及び消防団員の教育・育成.....	100
2-30-2	消防統計及び消防情報.....	100
2-30-3	消防施設の拡充強化.....	100
2-30-4	防火思想の普及.....	101
2-30-5	火災予防.....	101
2-30-6	予防査察等.....	102
2-30-7	消火活動.....	103
2-30-8	災害防御の措置.....	103
第 3 1 章	林野火災予防対策.....	104
2-31-1	林野火災消防計画の確立.....	104
2-31-2	林野所有（管理）者の予防対策.....	104
2-31-3	林野火災対策用資機材の整備.....	105
2-31-4	空中消火体制の活用.....	105

第32章 災害復旧・復興の備え	106
2-32-1 平常時からの備え.....	106
2-32-2 複合災害への備え.....	107
2-32-3 災害廃棄物の発生への対応.....	107
2-32-4 各種データの整備保全.....	107
2-32-5 保険・共済の活用.....	108
2-32-6 復興事前準備の実施.....	108
2-32-7 復興対策の研究.....	108

第3編 災害応急対策

第1章 応急措置の概要	111
3-1-1 市のとるべき措置.....	111
3-1-2 県のとるべき措置.....	111
3-1-3 住民のとるべき措置.....	112
3-1-4 関係機関のとるべき措置.....	112
第2章 防災組織及び編成	113
3-2-1 市の防災組織体制.....	113
3-2-2 発災前からの警戒体制の強化.....	116
3-2-3 動員計画.....	116
第3章 通信連絡	120
3-3-1 通信連絡手段.....	120
3-3-2 孤立地域との通信連絡.....	121
第4章 情報活動	122
3-4-1 情報活動の強化.....	122
3-4-2 処理すべき情報の種類.....	123
3-4-3 情報の収集.....	124
3-4-4 情報の伝達.....	125
3-4-5 報告及び要請事項の処理.....	125
第5章 広報活動	128
3-5-1 市の活動.....	128
3-5-2 関係機関の活動.....	129
3-5-3 住民が必要な情報を入手する方法.....	130
3-5-4 広聴活動.....	130
3-5-5 安否情報の提供.....	130

第 6 章	災害救助法の適用	131
3-6-1	災害救助法の適用	131
3-6-2	適用基準等	132
3-6-3	救助の程度、方法及び期間等	133
第 7 章	避難活動	134
3-7-1	高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令	134
3-7-2	避難の方法	138
3-7-3	避難路の確保	140
3-7-4	指定避難所等の設置	140
3-7-5	指定避難所等の運営	142
3-7-6	学校における災害応急対策	144
3-7-7	避難状況の報告	144
第 8 章	緊急輸送活動	146
3-8-1	実施機関	146
3-8-2	緊急輸送の対象等	146
3-8-3	緊急輸送体制の確立	147
3-8-4	燃料確保対策	149
3-8-5	記録等	149
第 9 章	交通応急対策	150
3-9-1	陸上交通	150
3-9-2	海上交通	154
第 10 章	孤立地区に対する支援活動	155
3-10-1	孤立地区の把握	155
3-10-2	外部との通信手段の確保	155
3-10-3	緊急救出手段の確保	155
3-10-4	集団避難の指示の検討	155
3-10-5	防犯パトロールの強化	155
3-10-6	緊急支援物資の確保・搬送	155
第 11 章	消防活動	156
3-11-1	消防活動の基本方針	156
3-11-2	消防機関の活動	157
3-11-3	消防活動の応援要請	163
3-11-4	事業所の活動	164
3-11-5	自主防災組織の活動	165
3-11-6	住民の活動	165
3-11-7	大規模火災応急活動	165

3-1-1-8	林野火災応急活動.....	166
第12章	水防活動	167
3-1-2-1	水防組織.....	167
3-1-2-2	水防危険箇所.....	168
3-1-2-3	水防倉庫及び資器材.....	168
3-1-2-4	水防活動.....	168
3-1-2-5	水門等の操作及び通報.....	170
3-1-2-6	大規模氾濫に関する減災対策協議会.....	171
第13章	人命救助活動.....	172
3-1-3-1	実施機関.....	172
3-1-3-2	市の活動.....	173
3-1-3-3	自主防災組織の活動.....	174
3-1-3-4	事業所の活動.....	175
第14章	死体の捜索・措置・埋葬.....	176
3-1-4-1	実施機関.....	176
3-1-4-2	行方不明者及び死体の捜索.....	176
3-1-4-3	死体の措置及び埋葬.....	177
3-1-4-4	住民及び自主防災組織の活動.....	178
第15章	食料及び生活必需品等の確保・供給	179
3-1-5-1	実施機関.....	179
3-1-5-2	供給対象者及び供給品目等.....	180
3-1-5-3	応急物資の確保.....	181
3-1-5-4	応急物資の供給.....	182
3-1-5-5	物資の輸送.....	183
3-1-5-6	調達救援物資集積場所.....	183
3-1-5-7	燃料の供給.....	184
3-1-5-8	家畜飼料の供給.....	184
3-1-5-9	住民及び自主防災組織の活動.....	184
第16章	飲料水の確保・供給.....	185
3-1-6-1	実施機関.....	185
3-1-6-2	応急給水活動.....	185
3-1-6-3	非常飲料水の取扱い.....	186
3-1-6-4	住民及び自主防災組織の活動.....	186
第17章	医療救護活動.....	187
3-1-7-1	医療救護活動の実施方針.....	187
3-1-7-2	情報の収集・提供.....	187

3-17-3	市の活動.....	188
3-17-4	救護所等における活動.....	189
3-17-5	防災関係機関の活動.....	191
3-17-6	住民及び自主防災組織の活動.....	193
第18章	防疫・保健活動等.....	194
3-18-1	実施機関.....	194
3-18-2	防疫・衛生活動.....	194
3-18-3	保健衛生活動.....	196
3-18-4	食品衛生活動.....	197
3-18-5	住民の活動.....	197
第19章	廃棄物等の処理.....	198
3-19-1	し尿処理・清掃活動体制の確保.....	198
3-19-2	下水処理・し尿処理の実施.....	198
3-19-3	生活系ごみ処理の実施.....	199
3-19-4	災害廃棄物処理の実施.....	199
第20章	障害物の除去.....	201
3-20-1	実施機関.....	201
3-20-2	障害物等の除去.....	201
3-20-3	障害物の保管等の場所.....	202
3-20-4	障害物の売却.....	203
3-20-5	記録等.....	203
第21章	動物の管理	204
3-21-1	市の活動.....	204
3-21-2	住民及び民間の活動.....	204
3-21-3	死亡した獣畜及び家きんの処理.....	204
第22章	応急住宅対策.....	206
3-22-1	実施機関.....	206
3-22-2	被害状況の把握.....	206
3-22-3	応急仮設住宅の建設等.....	206
3-22-4	住宅の応急修理.....	207
3-22-5	建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請.....	207
3-22-6	住居等に流入した土石等障害物の除去.....	208
3-22-7	建築相談窓口の設置.....	208
第23章	応急教育活動.....	209
3-23-1	応急教育計画.....	209
3-23-2	学用品等の調達及び給付.....	210

3-23-3	給食等の措置.....	211
3-23-4	学校施設の一時使用の措置.....	211
3-23-5	高等学校生徒の災害応急対策への協力.....	211
第24章	要配慮者に対する支援活動.....	212
3-24-1	要配慮者対策の実施方針.....	212
3-24-2	避難行動要支援者の避難誘導.....	212
3-24-3	指定避難所等への移送.....	213
3-24-4	応急仮設住宅への優先的入居.....	214
3-24-5	在宅者への支援.....	214
3-24-6	応援依頼.....	214
第25章	ボランティア等への支援.....	215
3-25-1	市災害救援ボランティア支援本部の設置.....	215
3-25-2	市支援本部の構成メンバー.....	215
3-25-3	市支援本部の任務.....	215
3-25-4	市支援本部等に対する情報、活動拠点及び資機材の提供....	216
3-25-5	ボランティアの受入れ.....	216
第26章	応援協力活動.....	217
3-26-1	知事等に対する応援要請等.....	217
3-26-2	他の市町村長等に対する応援要請等.....	218
3-26-3	指定地方行政機関等に対する応援要請.....	219
3-26-4	自衛隊の災害派遣要請.....	219
3-26-5	海上保安庁に対する応援要請.....	219
3-26-6	応援要員の受入体制.....	220
3-26-7	従事命令又は協力命令.....	220
3-26-8	外国からの応援活動.....	220
第27章	自衛隊の活動.....	221
3-27-1	自衛隊への災害派遣要請.....	221
3-27-2	要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）.....	222
3-27-3	自衛隊の救助活動の内容.....	222
3-27-4	災害派遣部隊の受入体制.....	223
3-27-5	災害派遣部隊の撤収.....	224
3-27-6	経費の負担区分.....	224
第28章	社会秩序維持活動.....	225
3-28-1	警察機関の活動.....	225
3-28-2	住民への広報.....	225
3-28-3	県に対する要請.....	225

第 2 9 章	ライフライン等の確保.....	226
3－29－1	水道施設.....	226
3－29－2	下水道施設.....	226
3－29－3	電力施設.....	227
3－29－4	電信電話施設.....	227
3－29－5	郵便事業の運営維持.....	227
第 3 0 章	海上災害応急活動.....	228
3－30－1	実施機関.....	228
3－30－2	関係機関相互の通報連絡.....	228
3－30－3	市の活動.....	230
3－30－4	関係機関の活動.....	230
第 3 1 章	航空災害応急活動.....	233
3－31－1	大阪航空局（松山空港事務所）の活動.....	233
3－31－2	県の活動.....	233
3－31－3	市の活動.....	234
3－31－4	県警察の活動.....	234
3－31－5	海上保安部等の活動.....	234
3－31－6	協議会の活動.....	235
第 3 2 章	危険物施設等の安全確保.....	236
3－32－1	火薬類の保安.....	236
3－32－2	高圧ガスの保安.....	236
3－32－3	石油類等の保安.....	237
3－32－4	毒物劇物の保安.....	237

第 4 編 災害復旧・復興対策

第 1 章	公共施設災害復旧対策.....	241
4－1－1	被災施設の復旧等.....	241
4－1－2	激甚災害法に基づく激甚災害の指定促進.....	242
4－1－3	災害査定の促進.....	242
4－1－4	海上災害復旧・復興対策.....	242
第 2 章	復興計画	244
4－2－1	復興計画の作成.....	244
4－2－2	防災まちづくりを目指した復興.....	245
4－2－3	復興財源の確保.....	246

第3章 災害復旧資金	247
4－3－1 災害復興住宅の建設.....	247
4－3－2 中小企業を対象とした支援.....	247
4－3－3 農林漁業者を対象とした支援.....	247
第4章 被災者等に対する支援.....	248
4－4－1 要配慮者の支援.....	248
4－4－2 義援物資、義援金の受入れ及び配分.....	248
4－4－3 災害弔慰金等の支給.....	250
4－4－4 被災者の経済的再建支援.....	250
4－4－5 罹災証明書の交付.....	251
4－4－6 被災者の生活確保.....	251
4－4－7 生活再建支援策等の広報.....	252
4－4－8 地域経済の復興と発展のための支援.....	253

第 1 編 総 論

第 1 章 計画の主旨

1－1－1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、市の地域に係る災害対策について定め、これを推進することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

1－1－2 計画の性格

この計画は、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに住民が、防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

1－1－3 計画の構成

この計画は、計画編と資料編で構成するものとし、計画編の構成は、次の 4 編による。

なお、伊予市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）は、この「風水害等対策編」によるもののほか、地震災害、津波災害、原子力災害に対応するため、「地震災害対策編」、「津波災害対策編」、「原子力災害対策編」をそれぞれ定めるものとする。

(1) 第 1 編 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、地形・気象災害の概要など計画の基本となる事項を示す。

(2) 第 2 編 災害予防対策

平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、住民生活の確保方策などの予防対策を示す。

(3) 第 3 編 災害応急対策

災害が発生した場合の応急対策を示す。

(4) 第 4 編 災害復旧・復興対策

災害発生後の復旧・復興対策を示す。

1－1－4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、市は、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とする。

また、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視するとともに、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、住民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践した上で、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、市がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、住民、自主防災組織、事業者、市及び県がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特に、いつでもどこでも起こり得る災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実はもとより、住民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠であることから、市は、愛媛県防災対策基本条例（平成 18 年 12 月 19 日条例第 58 号。以下「県防災条例」という。）及びこの計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「住民運動」を展開して、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、防災関係機関等の連携を図るものとする。

さらに、災害時には防災関係機関相互の連携体制が重要となるため、応急活動及び復旧活動に関して防災関係機関と相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておくものとし、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町との間の協定締結も考慮するものとする。

1－1－5 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条に基づき作成された国土強靱化地域計画である「伊予市国土強靱化地域計画」は伊予市地域防災計画との調和を図り、各分野の計画に対して、国土強靱化の指針となるべきものとして定められている。

このため、市は、「伊予市国土強靱化地域計画」の次の基本目標を踏まえ、伊予市地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

- ① 人命の保護を最大限図ります。
- ② 市の重要な機能が致命的な障害を受けないようにします。
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ります。
- ④ 迅速な復旧復興を図ります。

第2章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

1－2－1 市

伊予市

- (1) 市地域防災計画（風水害等対策編）の作成
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 自主防災組織の育成その他住民の災害対策の促進
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 防災のための施設等の整備
- (7) 災害に関する情報の収集・伝達、広報及び被害調査
- (8) 被災者の救出、救護等の措置
- (9) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）
難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人（旅行者を含む。）その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- (10) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令並びに避難所の開設
- (11) 消防、水防その他の応急措置
- (12) 被災児童、生徒等の応急教育の実施
- (13) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (14) 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (15) 災害時における市有施設及び設備の点検・整備
- (16) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (17) 緊急輸送の確保
- (18) 災害復旧の実施
- (19) 災害対策に関する市町間の相互応援協力
- (20) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

1－2－2 県

1 愛媛県

- (1) 愛媛県地域防災計画（風水害等対策編）の作成
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 自主防災組織の育成指導その他住民の災害対策の促進
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 防災のための装備・施設等の整備

- (7) 災害に関する情報の収集・伝達、広報及び被害調査
- (8) 被災者の救出、救護等の措置
- (9) 避難行動要支援者の避難支援対策の促進
- (10) 避難指示又は緊急安全確保措置の指示に関する事項
- (11) 水防その他の応急措置
- (12) 被災児童、生徒等の応急教育の実施
- (13) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (14) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (15) 災害時における県有施設及び設備の点検・整備
- (16) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (17) 緊急輸送の確保
- (18) 災害復旧の実施
- (19) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の災害応急対策の連絡調整
- (20) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

2 愛媛県警察（伊予警察署）

- (1) 住民の避難誘導及び救助
- (2) 警戒区域等における立入制限措置
- (3) 犯罪の予防、緊急交通路の確保等の交通規制その他災害時における社会秩序の維持
- (4) 警察機関及び防災関係機関等との連携、協力及び連絡調整
- (5) 警察通信の確保及び統制に関すること。
- (6) 警報等の伝達に関すること。

1－2－3 関係機関

1 消防機関

- (1) 伊予消防等事務組合消防本部（伊予消防署）
 - ア 被害状況等の情報の収集・伝達
 - イ 消火活動、水防活動及び救助活動
 - ウ 住民等への避難指示の伝達
 - エ 火災予防の広報
- (2) 伊予市消防団
 - ア 被害状況等の情報の収集・伝達
 - イ 消火・水防活動及び救助活動
 - ウ 指定緊急避難場所の安全確保及び避難路の確保
 - エ 住民等の避難場所への誘導
 - オ 住民等の危険区域からの避難の確認

カ 自主防災組織との連携並びに指導及び支援

2 指定地方行政機関

(1) 中国四国管区警察局

- ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。
- イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること。
- ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること。
- エ 管区内各警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること。
- オ 警察通信の確保及び統制に関すること。
- カ 警報の伝達に関すること。

(2) 四国総合通信局

- ア 災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整並びに電波の統制監理に関すること。
- イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の運用監理に関すること。
- ウ 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関すること。
- エ 災害時における通信機器の供給の確保に関すること。
- オ 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議に関すること。

(3) 四国財務局（松山財務事務所）

災害時における財政金融等の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること。

(4) 中国四国厚生局（四国厚生支局）

独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 愛媛労働局

- ア 事業場における風水害等による労働災害防止対策の周知及び指導に関すること。
- イ 事業場等の被災状況の把握に関すること。

(6) 中国四国農政局

- ア 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること。
- イ 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関すること。
- ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。
- エ 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。
- オ 防災に関する情報の収集及び報告に関すること。
- カ 災害時の食料の供給に関すること。
- キ 災害時の食料の緊急引渡措置に関すること。

(7) 四国森林管理局愛媛森林管理署

- ア 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施に関する事。
- イ 国有保有林の整備保全に関する事。
- ウ 災害応急対策用木材（国有林）の供給に関する事。
- エ 民有林における災害時の応急対策等に関する事。

(8) 四国経済産業局

- ア 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。
- イ 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保に関する事。
- ウ 災害時における電気、ガス及び石油製品事業に関する応急対策等に関する事。

(9) 中国四国産業保安監督部（四国支部）

- ア 電気、ガス事業に関する災害予防、保安の確保及び復旧促進等の対策に関する事。
- イ 高圧ガス、火薬類及び液化石油ガスに関する災害予防、保安の確保及び災害の応急対応に関する事。
- ウ 鉱山等における災害予防、災害応急対策、災害復旧等の指導に関する事。

(10) 四国地方整備局（松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所及び松山港湾・空港整備事務所）

管轄する河川、道路等についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める事。

ア 災害予防

- (ア) 所管施設の耐震性の確保
- (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
- (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
- (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用

イ 応急・復旧

- (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
- (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
- (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
- (エ) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
- (オ) 緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E）の被災地方公共団体への派遣

ウ 所掌に係る災害復旧事業に関する事。

エ 緊急輸送を確保するために必要な港湾、海岸保全施設等の整備の計画的実施に関する事。

オ 緊急輸送用岸壁、港湾、海岸保全施設等の整備の指導に関する事。

カ 流出油防除等海上災害に対する応急措置に関する事。

(11) 四国運輸局（愛媛運輸支局）

ア 陸上輸送に関する事。

- (ア) 輸送機関その他関係機関との連絡調整に関する事。

- (イ) 自動車運送事業者及び鉄軌道事業者に対する輸送のあっせんに関すること。
- イ 海上輸送に関すること。
 - (ア) 非常時に使用し得る船舶運航事業者の船舶数及び輸送能力の把握並びに緊急海上輸送体制の確立に関すること。
 - (イ) 旅客航路事業者の行う地震災害応急対策の実施指導に関すること。
- (12) 大阪航空局（松山空港事務所）
 - ア 空港（航空通信、無線施設等を含む。）及び航空機の保安に関すること。
 - イ 災害時における人員及び応急物資の空輸の利便確保に関すること。
- (13) 国土地理院（四国地方測量部）
 - ア 災害応急対策の際における、情報の収集及び伝達時の地理空間情報活用の支援・協力に関すること。
 - イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興において国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用の支援・協力に関すること。
 - ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際における、地理情報システム活用の支援・協力に関すること。
 - エ 災害復旧・復興に当たって、国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施及び公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法（昭和24年法律第188号）に基づく実施計画書への技術的助言に関すること。
- (14) 大阪管区气象台（松山地方气象台）
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及・啓発に努めること。
- (15) 第六管区海上保安本部（松山海上保安部）
 - ア 防災訓練に関すること。
 - イ 防災思想の普及及び高揚に関すること。
 - ウ 調査研究に関すること。
 - エ 警報等の伝達に関すること。
 - オ 情報の収集に関すること。
 - カ 海難救助等に関すること。
 - キ 緊急輸送に関すること。
 - ク 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。
 - ケ 流出油等の防除に関すること。
 - コ 海上交通安全の確保に関すること。

- サ 警戒区域の設定に関すること。
- シ 治安の維持に関すること。
- ス 危険物の保安措置に関すること。
- セ 広報に関すること。
- ソ 海洋環境の汚染防止に関すること。

(16) 中国四国地方環境事務所

- ア 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。
- イ 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達に関すること。
- ウ 家庭動物の保護等に係る支援に関すること。

(17) 中国四国防衛局

- 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整に関すること。

3 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科隊、海上自衛隊呉地方総監部及び航空自衛隊西部航空方面隊）

- (1) 被害状況の把握に関すること。
- (2) 避難の救助及び遭難者等の捜索に関すること。
- (3) 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関すること。
- (4) 応急医療、救護及び防疫に関すること。
- (5) 通信支援及び人員物資の緊急輸送に関すること。
- (6) 炊飯・給水及び宿泊支援等に関すること。
- (7) 危険物の保安及び除去に関すること。

4 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社（四国支社）

- ア 郵便業務の運営の確保に関すること。
- イ 郵便局の窓口業務の維持に関すること。

(2) 日本銀行（松山支店）

- ア 通貨の円滑な供給の確保及び損傷通貨の引換えに関すること。
- イ 被災地における現金供給のための緊急輸送・通信手段の活用に関すること。
- ウ 金融機関の業務運営確保及び非常金融措置実施のためのあっせん・指導に関すること。
- エ 被害状況の実態把握と復旧融資円滑化のための金融機関の指導に関すること。
- オ 各種金融措置の広報に関すること。

(3) 日本赤十字社（愛媛県支部）

- ア 応援救護班の派遣又は派遣準備に関すること。
- イ 被災者に対する救援物資の配付に関すること。
- ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること。
- エ 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関すること。

(4) 日本放送協会（松山放送局）

- ア 住民に対する防災知識の普及に関すること。
- イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- ウ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。
- エ 社会福祉事業団体義援金品の募集及び配分に関すること。
- (5) 西日本高速道路株式会社（四国支社）
 - 西日本高速道路株式会社が管理する道路等の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関すること。
- (6) 四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（松山営業所）
 - ア 鉄道施設等の保全に関すること。
 - イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
 - ウ 災害時における旅客の安全確保に関すること。
 - エ 災害発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関すること。
- (7) 西日本電信電話株式会社（四国支店）、株式会社N T T ドコモ（四国支社）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
 - ア 電気通信施設の整備に関すること。
 - イ 災害時における通信の確保に関すること。
 - ウ 災害時における通信疎通状況等の広報に関すること。
 - エ 警報の伝達及び非常緊急電話に関すること。
 - オ 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関すること。
- (8) 太陽石油株式会社（四国事業所）
 - 災害時の石油製品の安定的な供給・確保に関すること。
- (9) 日本通運株式会社（松山支店）、福山通運株式会社（四国福山通運株式会社松山支店、松山東支店、松山引越センター）、佐川急便株式会社（松山営業所、松山空港営業所）、ヤマト運輸株式会社（愛媛主管支店）
 - 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
- (10) 四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社
 - ア 電力施設等の保全に関すること。
 - イ 電力供給の確保に関すること。
 - ウ 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関すること。
 - エ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施に関すること。
- (11) K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社
 - 重要な通信を確保するために必要な措置に関すること。
- (12) 独立行政法人国立病院機構（中国四国グループ）
 - ア 災害時における医療班の派遣又は派遣準備に関すること。
 - イ 広域災害における国立病院機構からの医療班の派遣に関すること。
 - ウ 災害時における国立病院機構の被災情報の収集及び通報に関すること。
- (13) イオン株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート
 - ア 防災関係機関の要請に基づく災害対策用物資の調達に関すること。

イ 災害対策用物資の供給に関すること。

5 指定地方公共機関

(1) 伊予鉄道株式会社

ア 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。

イ 災害時における旅客の安全確保に関すること。

ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報に関すること。

(2) 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会

救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。

(3) 一般社団法人愛媛県歯科医師会

ア 検案時の協力に関すること。

イ 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施に関すること。

(4) 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、株式会社愛媛CATV、株式会社愛媛新聞社

ア 防災に関するキャンペーン番組、防災メモのスポット、ニュース番組等による住民に対する防災知識の普及に関すること。

イ 災害に関する情報の正確かつ迅速な提供に関すること。

ウ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。

エ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること。

オ 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること。

(5) 四国ガス株式会社

ア ガス施設等の保全に関すること。

イ ガス供給の確保に関すること。

ウ 被害施設の応急対策及び復旧に関すること。

(6) 一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社（愛媛県旅客船協会）

ア 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関すること。

イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。

(7) 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

ア 災害ボランティア活動体制の整備に関すること。

イ 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること。

6 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

(1) 一般社団法人伊予医師会

救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。

(2) 土地改良区

土地改良施設の整備及び保全に関すること。

- (3) えひめ中央農業協同組合、伊予森林組合、伊予漁業協同組合、下灘漁業協同組合、上灘漁業協同組合
 - ア 共同利用施設等の保全に関すること。
 - イ 被災組合員の援護に関すること。
 - ウ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。
- (4) 伊予商工会議所、双海中山商工会
 - ア 被災商工業者の援護に関すること。
 - イ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。
- (5) 危険物施設管理者、プロパンガス取扱機関
 - ア 危険物施設等の保全に関すること。
 - イ プロパンガス等の供給の確保に関すること。
- (6) 一般社団法人愛媛県建設業協会
 - 災害時における建設機械等の応援に関すること。
- (7) 社会福祉法人伊予市社会福祉協議会
 - ア 災害ボランティア活動体制の整備に関すること。
 - イ 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること。
- (8) 社会福祉施設等管理者
 - ア 施設等利用者の安全確保に関すること。
 - イ 福祉施設職員等の応援体制に関すること。
- (9) 愛媛県警備業協会
 - 災害時の道路交差点での交通整理支援に関すること。
- (10) 病院等経営者
 - ア 災害時における負傷者等の医療、助産等に関すること。
 - イ 被災時の病人等の収容及び保護に関すること。
 - ウ 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。
- (11) 指定管理者
 - 指定管理者制度下の施設の避難施設の指定に関すること。

1－2－4 住民・事業者

1 住民

- (1) 住民
 - ア 自助の実践に関すること。
 - イ 地域における自主防災組織等の防災活動への参加に関すること。
 - ウ 食料、飲料水その他の生活必需品の備蓄に関すること。
- (2) 自主防災組織
 - ア 災害及び防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
 - イ 地域における安全点検、防災訓練その他の災害応急対策の実施に関すること。

- ウ 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施に関すること。
- エ 市又は県が実施する防災対策への協力に関すること。

2 事業者

- (1) 来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保に関すること。
- (2) 災害時において事業を継続することができる体制の整備に関すること。
- (3) 地域における自主防災組織等の防災活動への協力に関すること。
- (4) 災害応急対策の実施に関すること。
- (5) 市又は県が実施する防災対策への協力に関すること。

第3章 市の地勢と気象災害

1-3-1 地形・地質

本市は、愛媛県のほぼ中央に位置し、道後平野の西南部から四国山地の一部にわたり、西北は風光明媚な瀬戸内海に面している。東西に約 23 km、南北に約 21 km の広がりを持ち、面積は 194.44 ㎢となっている。

北部は道後平野の南端を占める平地で、南部は、中央構造線以北のなだらかな山々と、中央構造線以南の標高 900m 前後の急峻な山地となっている。

図1 地質図

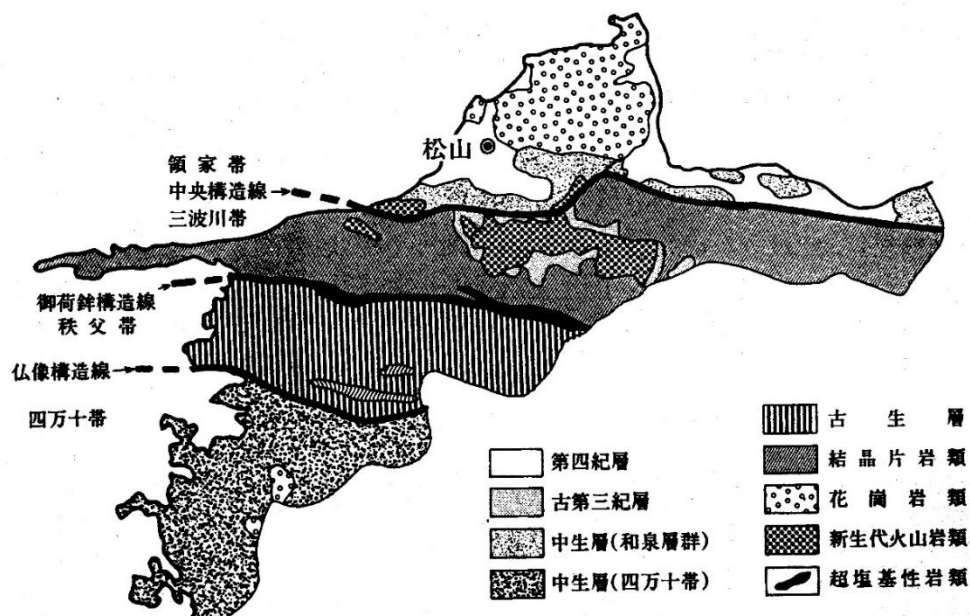
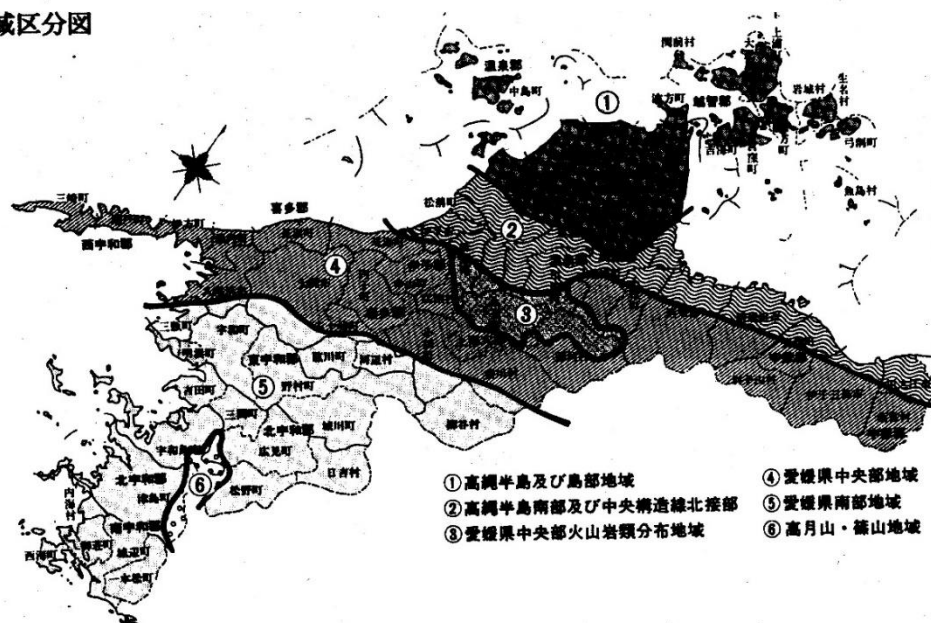


図2 地質地域区分図



1－3－2 気象

気候は瀬戸内海式気候で、四季を通じて一般に温暖で晴天の日が多く、雨量は年間で1,404.6mm（松山地方気象台 1991～2020 年平均）となっている。中山間地の中山（アメダスの観測所）では、年間雨量1,719.4mm（1991～2020 年平均）、統計期間中（1976～2020 年）の日最大降水量は239 mm、日最大1時間降水量は67 mmとなっている。なお、夏季の降水量は増加する傾向がみられ、土砂災害や浸水、河川の氾濫につながるような猛烈な雨が降る頻度が高くなりつつある。

また、気温は、年間最高平均気温が20.8℃、最低平均気温が12.5℃で、平均気温16.5℃と一年を通じて寒暖の差が少なく過ごしやすいところである。

1－3－3 気象災害

本市における災害の主なものは、梅雨前線に伴う豪雨、台風来襲に伴う暴風・豪雨による被害である。そのほか火災等による被害も少なくない。

なお、災害の概要は、資料編「主な気象災害」のとおりである。

第4章 調査研究計画

1-4-1 防災アセスメントの実施

地域の災害危険性を科学的・総合的に把握することは、市地域防災計画を作成する上でその基礎となるものである。

市は、計画の見直しに当たって、防災アセスメントを実施するなど、その把握に努めるものとする。

なお、この場合、市においては、基礎アセスメント（地域の現状、危険箇所等の把握）の実施でほぼ十分な成果が得られるものと考えられるので、基礎アセスメントを実施するものとする。

また、防災アセスメントは、環境や住民のニーズなど社会情勢の変化等に対応して適正な時期に実施するものとする。

防災アセスメントとは、主として災害誘因（地震、台風、豪雨等）、災害素因（急傾斜地、軟弱地盤、木造住宅の密集地、危険物施設の集中地域等）、災害履歴、土地利用の変遷等を考慮して総合的かつ科学的に地域の危険性を把握する作業をいい、次の要領で実施するものとする。

1 災害誘因の検討

基礎アセスメントは、まず地域に影響を及ぼす災害誘因、すなわち地震、台風、豪雨等を抽出するものとする。

2 災害素因の検討

災害誘因の検討の次には、地域に内在する災害素因、すなわち災害に対する地域の脆弱性の原因を逐一知ることが必要である。災害素因には、軟弱地盤、急傾斜地、低湿地等の自然的な素因と、木造住宅の密集地、危険物施設の集中地域等の社会的な素因があり、これらの災害素因による危険地域や危険性を把握するものとする。

3 災害履歴の検討

過去に発生した災害を取り上げ、どのような条件の下で、どのような地域で発生したかなどを検討し、地域の災害に対する癖を具体的に把握するものとする。

また、この作業は、上記1及び2の検討からは漏れた危険地域や危険性を把握する上でも重要である。

4 土地利用の変遷の検討

災害素因がどの地域でどのように集積・拡大してきたか、その結果どのような危険地域や危険性が生まれたか、今後どの地域で危険性が高まると考えられるかなどを把握するものとする。

そのために、災害素因の集積・拡大と深いかかわりのある土地利用の変遷を防災的視点から検討するものとする。上記2で現状の潜在的危険性を、上記3で顕在化

した危険性から地域の災害に対する癖を把握するのに対し、ここでは災害素因の集積・拡大の過程を動的に把握するものとする。

5 地域の危険性の総合的把握

上記 1 ～ 4 の調査からそれぞれ独立に得られた結果を重ね合わせることにより、総合的な地域の危険性を把握するものとする。

1－4－2 地区別防災カルテの作成

コミュニティレベルで地域の危害危険性を把握することは、より具体的かつきめ細かな市地域防災計画を作成する上で重要となるため、市は、地区別防災カルテの作成を検討するものとする。

地区別防災カルテとは、集落単位、広報区単位、学校区単位などに災害危険箇所、避難場所、避難所、避難路、防災関係機関、人口の動態等を明らかにしたものであり、きめ細かな災害対策を実施するための基礎資料となるばかりでなく、住民の災害対策の指針として防災意識、防災知識の向上に資するものであり、その点を留意の上、作成する必要がある。

第2編 災害予防対策

災害の発生を未然に防止するためには、防災に関する施設の整備・点検、防災に関する物資・資材の備蓄整備や防災訓練等とともに、住民の防災意識の高揚が重要であるため、本編においては、災害の予防活動及び対策について定めるものとする。

第 1 章 防災気象情報の伝達

【危機管理課、土木管理課、総務課、伊予消防署】

気象、地象、水象、火災に関する予報・警報及び情報の発表基準並びに伝達は、本計画の定めるところによるものとする。

なお、地震・津波に関する情報の発表及び伝達は、市地域防災計画地震災害対策編及び津波災害対策編の定めるところによるものとする。

2-1-1 定義

1	特別警報	特別警報とは、大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であることによって重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報をいう。
2	警報	警報とは、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報をいう。
3	注意報	注意報とは、大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報をいう。
4	早期注意情報 (警報級の可能性)	早期注意情報とは、5 日先までの警報級の現象の可能性を「高」、 「中」 の 2 段階で発表するものをいう。
5	気象情報	気象情報とは、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものをいう。
6	土砂災害警戒情報	土砂災害警戒情報とは、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、県と松山地方気象台から共同で発表するものをいう。
7	洪水予報	洪水予報とは、水防法第 10 条第 2 項及び第 11 条第 1 項の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事が気象庁長官と共同してその状況を周知させるため水位又は流量等の現況及び予想を示して行う発表をいう。
8	水防警報	水防警報とは、水防法第 16 条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川、湖沼又は海岸について、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、国土交通大臣又は知事が、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

9	水位到達情報	水位到達情報とは、水防法第 13 条の規定に基づき、洪水予報河川以外で国土交通大臣又は知事が洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、避難判断水位に達したことを国土交通大臣又は知事が発表する水位の情報をいう。
10	火災気象通報	火災気象通報とは、消防法第 22 条の規定に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに松山地方気象台が知事に対して通報し、県を通じて市や消防本部に伝達されるものをいう。
11	火災警報	火災警報とは、消防法第 22 条第 3 項の規定に基づき、市長が知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であるとき、必要に応じ発表するものをいう。
12	5 段階の警戒レベル及び警戒レベル相当情報	(1) 警戒レベル 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて住民等がとるべき行動と当該行動を住民等に促す情報とを関連づけるものをいい、警戒レベルに対応した防災気象情報や住民のとるべき行動等の関係については、資料編「警戒レベルと住民等のとるべき行動について」のとおりである。 (2) 警戒レベル相当情報 警戒レベル相当情報とは、警戒レベルに対応して、住民等が行動をとる際の判断に参考となる情報をいう。

2－1－2 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統

1 種類及び発表基準

松山地方気象台が市域において発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準は、資料編「松山地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準」のとおりである。

また、5 段階の警戒レベル及び警戒レベル相当情報（以下「警戒レベル等」という。）は、資料編「警戒レベルと住民等のとるべき行動について」のとおりである。

2 細分区域等

災害が起こると予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上必要と考えられる場合には、警報・注意報が市町単位で発表される。

警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮した地域でも発表される。この場合、区域名は、警報・注意報のタイトルの前に付して表示される。

- 東予 東部 ～ 四国中央市、新居浜市、西条市の地域
- 西部 ～ 今治市、上島町の地域
- 中予 ～ 伊予市、松山市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町の地域
- 南予 北部 ～ 大洲市、八幡浜市、西予市、内子町、伊方町の地域
- 南部 ～ 宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町の地域

3 伝達系統

特別警報・警報・注意報の伝達系統は、資料編「特別警報・警報・注意報の伝達系統」のとおりである。

2－1－3 気象情報の種類及び伝達系統

1 気象情報の種類

- (1) 気象情報は、対象とする地域によって次の種類に分けられる。
 - ア 全国を対象として気象庁が発表する「全般気象情報」
 - イ 四国地方を対象として高松地方気象台が発表する「地方気象情報」
 - ウ 愛媛県を対象として松山地方気象台が発表する「府県気象情報」
- (2) 気象情報は、目的によって次の種類に分けられる。
 - ア 特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起するためのもの
 - イ 特別警報・警報・注意報が発表された後の経過、予想及び防災上の注意点を解説するもの
 - ウ 記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼びかけるもの
 - エ 少雨、長雨、低温など平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に影響の大きな天候について注意を喚起又は解説するためのもの
- (3) 気象情報の対象となる現象別の種類

台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、潮位に関する情報、黄砂に関する情報、記録的短時間大雨情報^{※1}、竜巻注意情報^{※2}などがある。

※1 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。具体的には、100mm以上の1時間雨量を観測又は解析した場合に発表する。

※2 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東予・中予・南予の区域単位で発表する。この情報の有効期限は、発表から1時間である。

2 伝達系統

気象情報の伝達系統は、特別警報・警報・注意報の伝達系統に準ずる。

2-1-4 土砂災害警戒情報の発表・伝達

1 発表及び解除の基準

土砂災害警戒情報の発表は、次の基準に達したとき、県と松山地方気象台が協議して行い、関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため、必要な措置を講じることとしている。

なお、土砂災害警戒情報は警戒レベル4相当情報であり、住民等がとるべき行動等の関係については、資料編「警戒レベルと住民等のとるべき行動について」のとおりである。

(1) 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中において、降雨の実況と重ね、おおむね2時間先までの気象庁の降雨予測を合わせた指標が基準に達したとき、市町ごとに発表される。

(2) 解除基準

降雨の実況に基づく指標が監視基準を下回り、かつ降雨予測を合わせた指標が短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市町ごとに解除される。

2 伝達系統

土砂災害警戒情報の伝達系統は、特別警報・警報・注意報の伝達系統に準ずる。

2-1-5 洪水予報、水防警報及び水位到達情報の発表・伝達

洪水予報、水防警報並びに水位到達情報の発表及び伝達系統は、伊予市水防計画の定めるところによる。

2-1-6 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達

1 火災気象通報

火災気象通報は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」のどちらか若しくは同時に発表又は発表される見込みのときに通報される。

また、火災気象通報の伝達は、本編「第30章 火災予防対策」の定めるところによる。

2 火災警報

市長は、火災警報を発表したとき又は解除したときは、住民及び防災関係機関に周知徹底を図るとともに、県（消防防災安全課）に連絡するものとする。

2-1-7 伝達体制

市、県及びその他の防災関係機関は、相互に協力して災害に関する予警報等の伝達及び周知徹底に努めるものとし、このための伝達体制を確立しておくものとする。

1 市

市は、様々な環境下にある住民等並びに市職員に対して警報等が確実に伝わるよう、県及び関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット（ホームページ、ソーシャルメディア等）、携帯電話（伊予市緊急時職員参集システム、緊急速報メール機能及びいよし安全・安心メールを含む。）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図るものとする。

また、県等から伝達を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民及び防災関係機関へ周知徹底するものとする。

具体的な伝達系統及び伝達手段については、第3編「第4章 情報活動」及び「第5章 広報活動」によるものとし、特別警報が発表された際には、迅速かつ確実な伝達がなされるよう、特に留意するものとする。

さらに、気象警報、避難情報を住民に周知することで迅速かつ的確な避難行動に結びつけられるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

2 防災関係機関

- (1) 松山地方気象台は、特別警報・警報・注意報及び土砂災害警戒情報を発表し、又は切り替え若しくは解除した場合は、法令及び特別警報・警報・注意報の伝達系統に基づき、速やかに防災関係機関に伝達することとなっている。
- (2) 県は、特別警報・警報・注意報及び土砂災害警戒情報の伝達を受けたときは、直ちに県防災通信システム（地上系・衛星系）等により、市町及び県出先機関へ伝達するとともに、特に迅速かつ確実な伝達が必要と判断されるときは、テレビ会議システム等を活用するなど、速やかに関係機関に伝達することとなっている。
- (3) 放送機関は、特別警報・警報・注意報及び土砂災害警戒情報の伝達を受けたときは、速やかに放送し、周知徹底に努めることとし、特別警報が発表された際には、迅速かつ確実な伝達がなされるよう、特に留意する。
- (4) その他の防災関係機関にあつては、それぞれ所掌業務に応じて必要な機関に対し、速やかに伝達し、周知徹底を図ることとなっている。

2－1－8 非常時の伝達体制

市は、専用通信回線又は公衆通信回線の途絶等、県、防災関係機関及び住民と通常の伝達系統が途絶した場合を想定し、次のとおり、非常時等における伝達体制の確保を図るものとする。

- (1) 松山地方気象台との通常の伝達系統が途絶した場合
松山地方気象台と連絡がとれなくなった場合は、連絡員を派遣するなど予警報の受信の確保に努めるものとする。
- (2) 県及び防災関係機関との通常の伝達系統が途絶した場合
愛媛県非常通信協議会に加盟する各機関の協力を得て、最寄りの無線局等を通じ非常通信による伝達を行うなどし、伝達系統の確保に努めるものとする。
- (3) 住民等への通常の伝達系統が途絶した場合
連絡員による各消防団詰所への伝達、広報車による巡回周知などにより、伝達系統、伝達手段等の確保に努めるものとする。

第2章 防災思想・知識の普及

【危機管理課、総務課、学校教育課、社会教育課】

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料、飲料水等の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市、県及び防災関係機関は、住民等に対して自主防災思想の普及・徹底を図るとともに、各所属職員や住民等に対する災害予防又は災害応急措置等防災に関する知識の普及・啓発に努めるものとする（県防災条例第23条及び第35条）。

2-2-1 市の活動

市は、市職員が的確かつ円滑な防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるための教育を行うものとする。

また、住民に対し、住民自らが生命、身体及び財産を守り、併せて地域の被害を最小限にとどめるために必要な防災知識の普及・啓発を図るものとする（県防災条例第23条第1項、第24条第1項及び第2項）。

1 市職員に対する教育（県防災条例第35条）

市長は、市職員が的確かつ円滑な防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会等を通じ教育を行うものとする。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 市地域防災計画と防災対策に関する知識
- (4) 警戒レベル等の内容及び発令された場合に住民等がとるべき行動に関する知識
- (5) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 市職員として果たすべき役割（市職員の動員体制と任務分担）
- (7) 家庭及び地域における防災対策
- (8) 自主防災組織の育成強化対策
- (9) 防災対策の課題その他必要な事項

なお、上記(5)及び(6)については、毎年度各課等において、所属職員に対して十分に周知するものとし、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行うものとする。

また、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努めるものとする。

2 教職員及び児童、生徒等に対する教育

市教育委員会は学校長に対し、市職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校における体系的な防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童、生徒等が風水害等に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう、次のとおり、安全教育等の徹底を指導するものとする。

さらに、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等を基に、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定めたマニュアルを策定するものとする。

- (1) 関連する教科、特別活動等において、児童、生徒等の発達の段階を考慮しながら、風水害等に関する基礎的知識を修得させるとともに、警戒レベル等の内容及び発令又は発表された場合にとるべき行動、風水害等発生時の対策（避難場所、避難所、避難経路、避難方法の確認等）の周知徹底を図るものとする。
- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の風水害等について、継続的な防災教育に努めるものとする。
- (3) 中学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせるものとする。
- (4) 学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどし、自然災害と防災に関する理解向上に努めるものとする。
- (5) 水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

3 住民に対する防災知識の普及（県防災条例第9条第1項、第23条第1項及び第49条）

市及び市教育委員会は、災害時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や地域の学術機関等と連携した防災講座の開催等により、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動などの防災に関する知識の普及・啓発を図るものとする。その際、要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも留意するものとする。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 気象災害に関する基礎知識
- (イ) 警戒レベル等が発令された場合にとるべき行動に関する知識
- (ウ) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 防災関係機関等が講じる防災対策等に関する知識
- (オ) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- (カ) 高潮危険予想地域、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- (キ) 避難場所、避難所、避難路その他避難対策に関する知識
- (ク) 住宅の補強、火災予防、非常持ち出し品の準備、自動車へのこまめな満タ

ン給油等、家庭における防災対策に関する知識

- (ケ) 応急手当等看護に関する知識
- (コ) 避難生活に関する知識
- (サ) 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- (シ) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- (ス) 早期自主避難の重要性に関する知識
- (セ) 防災士の活動等に関する知識
- (ツ) 災害時の家庭内の連絡体制の確保

イ 啓発の方法

- (ア) テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- (イ) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- (ウ) 映画、資料映像等の利用
- (エ) 講演会及び講習会の実施
- (オ) 防災訓練の実施
- (カ) インターネット（ホームページ）の活用
- (キ) 各種ハザードマップの利用

(2) 社会教育を通じた啓発

女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員それぞれの立場から地域の防災に寄与する意識の高揚を図るものとする。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とするものとする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施するものとする。

(3) 各種団体を通じた啓発

各種団体に対し、研修会、講演会、資料映像等の貸出し等を通じて防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。

(4) 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

「えひめ防災の日（12月21日）」及び「えひめ防災週間（12月17日～12月23日の1週間）」においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努めるものとする。

2-2-2 普及の際の留意点

1 防災マップ等の活用（県防災条例第9条）

市は、浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行

動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

防災マップ等については、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。

また、防災マップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も必要である。

防災マップ等の作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

防災マップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

2 災害教訓の伝承（県防災条例第9条）

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

3 防災地理情報の整備等

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

4 防災と福祉の連携

市は、防災担当部局と福祉担当部局等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、適切な避難行動等に関する理解の促進を図るものとする。

第3章 住民の防災対策

【危機管理課、伊予消防署】

災害による被害を軽減するためには、住民一人ひとりが、災害や防災に関する正しい知識を持ち、家庭、地域、職場等で自ら防災対策を実践するとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加することが重要である。

このため、市は、防災意識の啓発及び防災情報の提供等に努めるものとする（県防災条例第4条、第7条及び第8条）。

2-3-1 住民の果たすべき役割

住民は、災害から自らを守る「自助」とともに、お互いに助け合う「共助」という意識と行動の下、平常時及び災害時において、おおむね次のような防災対策を実践するものとする。

1 平常時の実施事項（県防災条例第9条から第12条まで）

- (1) 防災に関する知識の習得に努めること。
- (2) 警戒レベル等の内容及び発令された場合にとるべき行動に関する知識の習得に努めること。
- (3) 地域の危険箇所や指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び家族等との連絡方法を確認すること。
- (4) 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておくこと。
- (5) 土砂災害や洪水、高潮等地域の危険箇所の把握に努めること。
- (6) 家屋の補強を行うこと。
- (7) 家具の固定やブロック塀の転倒防止等落下倒壊危険物の対策を講じること。
- (8) 飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパーなどの日用品や医薬品等生活必需品を備蓄するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備をしておくこと（飲料水及び食料については最低7日分、うち3日分は非常用持ち出し。）。

また、自動車へのこまめな満タン給油を行うとともに、動物飼養者にあつては飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておくこと。

- (9) 地域の防災訓練に進んで参加すること。
- (10) 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておくこと。
- (11) ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- (12) 隣近所と災害時の協力について話し合うこと。
- (13) 消火器その他の必要な資機材を備えるよう努めること。
- (14) 避難行動要支援者は、市、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO、ボランティア等の協力団体や個

人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努めること。

2 災害時の実施事項（県防災条例第4条、第36条から第38条まで）

- (1) まず我が身の安全を図ること。
- (2) 適時・適切な早めの避難を実施するとともに、近隣住民への呼びかけを行うこと。
- (3) 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行うこと。
- (4) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努めること。
- (5) 自力による生活手段の確保を行うこと。
- (6) 正しい情報を把握し、流言飛語に惑わされないこと。
- (7) 秩序を守り、衛生に注意すること。
- (8) 自動車及び電話の利用を自粛すること。
- (9) 避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難所が円滑に運営されるよう努めること。

2－3－2 市の活動

1 防災意識の啓発（県防災条例第23条）

市は、住民への災害及び防災に関する知識の普及に努めるものとする。

2 防災情報の提供（県防災条例第24条第1項）

市は、県と連携し、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民に提供するものとする。

第4章 自主防災組織の防災対策

【危機管理課、伊予消防署】

災害による被害を軽減するためには、住民が相互に協力し、地域や職場において自発的に防災組織をつくることが、より効果的である。

このため、市は、自主防災組織の育成強化に努め、住民による自発的な防災活動を促進するものとする（県防災条例第25条）。

2-4-1 自主防災組織の育成強化

住民の自主的な防災活動は、住民が団結して組織的に行動することがより効果的であり、地域における防災対策上、広報区等を中心とした自主防災組織の結成及び活動が極めて重要である。

このため、市は、自主防災組織の結成を積極的に促進し、要配慮者への支援や女性の参画促進に配慮しながら、その育成強化を図るものとする。

自主防災組織の育成に当たっては、その役割及び活動のほか、指導方針等を具体的に明らかにするとともに、各種の助成事業等を活用して、必要な資機材の充実を図るものとする（県防災条例第25条）。

1 組織の編成単位

市は、自主防災組織がその機能を十分に発揮するため、組織の編成単位については、次の点に留意の上、地域の実情に応じて設定するものとする。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携の下に活動することが必要とされるため、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分けるものとする。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成するものとする。
- (3) 地域内の事業所と協議の上、事業所の自衛消防組織等も自主防災組織に位置づけるものとする。

2 組織づくり（県防災条例第13条及び第26条）

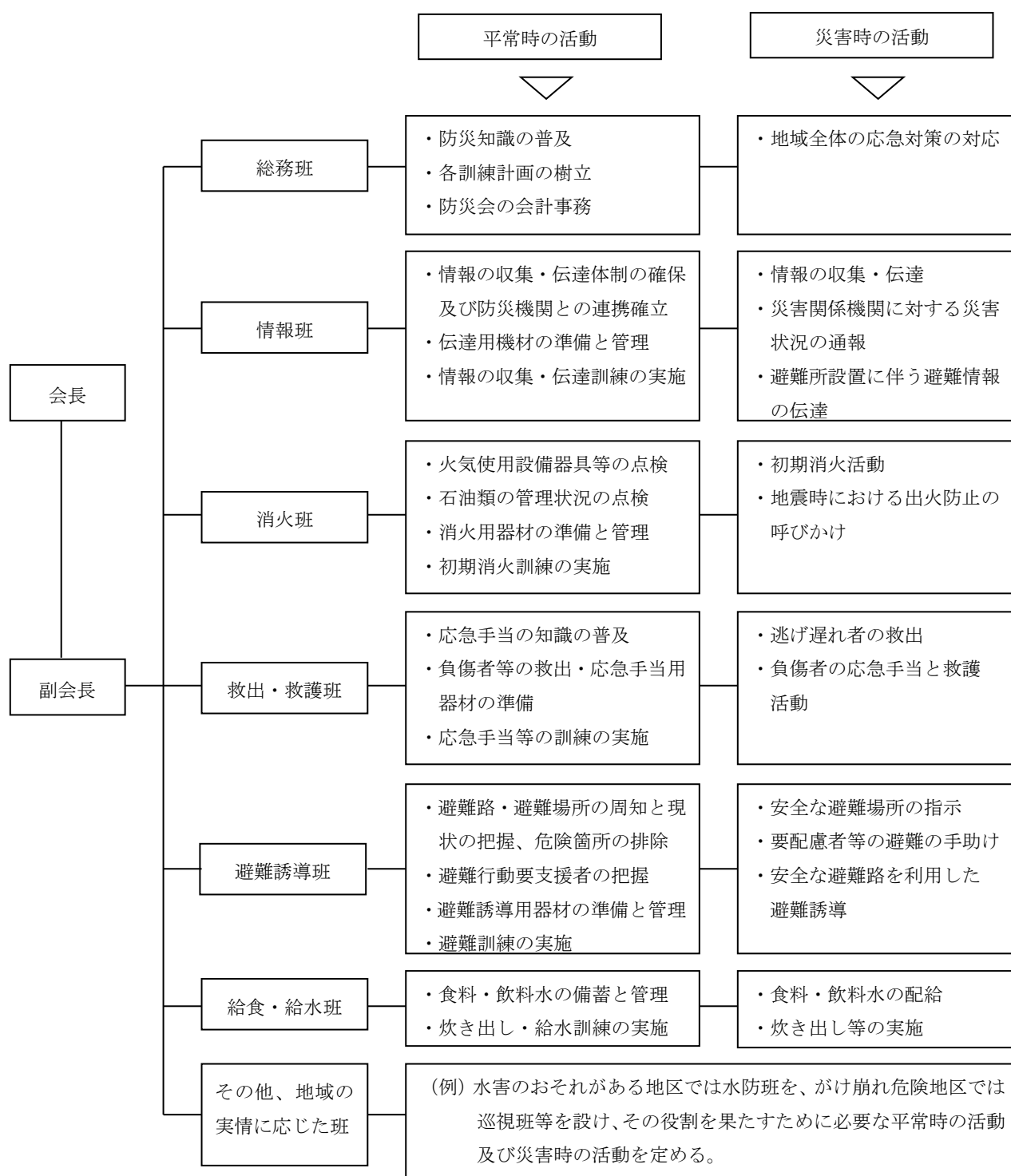
市は、既存の広報区等の自治組織などを自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを行うものとする。

- (1) リーダー養成のための研修会等を開催するとともに、防災士の資格取得を促進し、組織の核となる人材を育成するものとする。その際、女性の参画促進に努めるものとする。
- (2) 広報区等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成するものとする。
- (3) 婦人防火クラブをはじめ防災活動を行っている組織の活動の充実・強化を図ることにより、自主防災組織として育成するものとする。

(4) 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用することにより、自主防災組織として育成するものとする。

(5) 自主防災組織が、災害時に最も効果的に活動するためには、性別による役割の固定や偏りがおきないように配慮した上で、誰が何を受け持つかをしっかり決めて、お互いの役割や関係を体系づけておくものとする。

また、自主防災組織の編成については、それぞれの規約で定めるところによるが、例示すると次のとおりである。



2-4-2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、市や県と連携し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神の下に、災害発生に備え、平常時において次の活動を行うものとする（県防災条例第5条、第18条及び第39条）。

1 防災知識の普及（県防災条例第13条及び第15条から第16条まで）

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が重要であるため、自主防災組織は、防災講座、講習会、研究会、映写会その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図るものとする。

また、要配慮者や女性を含めた住民の参加による定期的な防災訓練の実施などにより、防災意識の普及に努めるものとする。

主な啓発事項：①平常時における防災対策

②災害時の心得

③自主防災組織が活動すべき内容

④自主防災組織の構成員の役割等

2 「自主防災マップ」の作成（県防災条例第14条）

自主防災組織は、市が作成する総合防災マップ等を基に、身近に内在する危険や指定緊急避難場所、指定避難所等災害時に必要となる施設等を掲載した地図を作成するよう努めるとともに、掲示あるいは各戸に配布することにより、住民一人ひとりの防災意識の高揚と災害時の避難行動等の迅速・的確化を図るものとする。

3 「自主防災組織の防災計画書」の作成

自主防災組織は、地域を守るために必要な対策や自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書等に定めるよう努めるものとする。

4 「自主防災組織の台帳」の作成（県防災条例第16条）

自主防災組織は、的確な防災活動に必要な自主防災組織の人員構成、活動体制、資機材等装備の現況、災害時の避難行動等を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成するよう努めるものとする。

なお、作成に当たっては、個人情報取り扱いに十分留意するものとする。

(1) 世帯台帳（基礎となる個票）

(2) 避難行動要支援者台帳（名簿及び個別避難計画）

(3) 人材台帳

5 「防災点検の日」の設置

自主防災組織は、家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材及び備蓄物資の整備・点検を定期的に行うため、「防災点検の日」を設けるよう努めるものとする。

6 防災訓練の実施（県防災条例第15条及び第18条）

自主防災組織は、総合防災訓練、地域防災訓練及びその他の訓練において、次の事項を主な内容とする、災害時の対応に関する訓練を実施するよう努めるものとする。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、防災士、学校や市等と有機的な連携を図るものとする。

- (1) 情報の収集・伝達の訓練
- (2) 出火防止及び初期消火の訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 救出及び救護の訓練
- (5) 炊き出し訓練

7 地域内の他組織との連携（県防災条例第18条）

自主防災組織は、地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

8 情報の収集・伝達体制の整備（県防災条例第18条）

自主防災組織は、災害時において、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するよう努めるとともに、防災関係機関から提供される情報を住民に迅速に伝達し、不安の解消や的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておくよう努めるものとする。

- (1) 防災関係機関の連絡先
- (2) 防災関係機関との連絡手段
- (3) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

9 避難行動要支援者の支援体制の整備（県防災条例第16条）

自主防災組織は、市及び防災関係機関等と連携しながら、避難行動要支援者の避難等の支援を円滑に行うため、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努めるものとする。

10 資機材等の備蓄（県防災条例第17条）

自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努めるものとする。

2-4-3 市の活動

1 自主防災組織づくりの推進（県防災条例第25条第1項、第2項）

市は、自主防災組織づくりを積極的に推進するものとする。

2 自主防災に関する意識の高揚（県防災条例第23条第1項）

市は、住民の自主防災に関する認識を深めるため、講座や研修会等を適宜開催するものとする。

また、消防機関は、消防の分野に係る知識・技能研修の実施や企業等が行う研修に対する講師の派遣などの協力を行うものとする。

3 組織活動の促進（県防災条例第26条）

市は、消防団等と有機的な連携を図りながら市職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実化を促進するものとする。

また、外部の専門家の活用を図るなど自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施されるよう、防災リーダー（自主防災組織が行う防災活動において指導者的役割を担う者）について、女性の参画促進にも配慮しながら育成に努めるものとする。

2-4-4 自主防災組織と消防団等との連携

消防団は、地域住民により構成される消防機関であることから、自主防災組織の訓練に参加し、資機材の取扱い等の指導を行うものとする。

また、消防団、警察、自衛隊のOBや防災士等に自主防災組織活動への積極的な支援を求めるなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図るものとする。その際、女性の参画促進に努めるものとする。

2-4-5 事業所等における自主防災活動

1 自主防災活動（県防災条例第19条及び第21条）

市内に立地する事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に被害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、事業所等においては、自衛の消防組織等を編成するとともに、市や地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。

なお、事業所等における自主防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれ事業所等の実情に応じて行うものとする。

(1) 防災訓練

- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品、医薬品等災害時に必要な物資の確保

2 浸水想定区域内の活動

河川氾濫による浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のため、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた事業者等は、次の活動を行うものとする。

- (1) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成するとともに、当該計画に基づき自衛水防組織の設置に努め、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

- (2) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成及び当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した当該計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

2－4－6 地域における自主防災活動の推進

1 地区防災計画

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

また、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市に提案するものとし、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるように提案を受けた市は、必要があると認めるときは市地域防災計画に当該地区防災計画を定めるものとする。

2 地域防災力の充実強化に関する計画

市は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災

力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、市地域防災計画において、当該地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めるものとする。

第5章 事業者の防災対策

【危機管理課、経済雇用戦略課】

災害による被害を軽減するためには、企業等の事業者が、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献及び地域との共生）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、災害時において事業を継続することができる体制を整備するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、市が実施する事業者との協定締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

このため、市は、事業者が行う防災対策への支援に努めるものとする（県防災条例第6条）。

2-5-1 事業者の果たすべき役割

事業者は、災害から身を守る「自助」とともに、お互いを助け合う「共助」という意識と行動の下に、平常時及び災害時において、おおむね次のような防災措置を行うものとする。

1 平常時の実施事項（県防災条例第19条から第22条まで及び第48条）

- (1) 災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び災害時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努めること。
- (2) 防災訓練及び研修等の実施に努めること。
- (3) 事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努めること。
- (4) 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震化・耐浪化、耐火性の確保に努めること。
- (5) 災害時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所等内にとどまることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努めること。
- (6) 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努めること。
- (7) 地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努めること。
- (8) 従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努めること。
- (9) 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めること。
- (10) 予想災害に対する復旧計画の策定に努めること。
- (11) 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努めること。

- (12) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく防災・減災対策の普及を促進するため、連携して計画の策定に努めること。
- (13) 危険物等関係施設を保有する事業者においては、当該施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や応急対策に係る計画の作成等の実施に努めること。

2 災害時の実施事項（県防災条例第40条、第41条及び第45条）

- (1) 来所者、従業員等の安全の確保に努めること。特に、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めること。
- (2) 地域の自主防災組織等と連携して情報の収集・提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努めること。
- (3) 災害の発生により帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的の場所に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、連絡手段及び滞在所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行うこと。
- (4) 要配慮者に配慮した情報提供及び避難誘導に努めること。
- (5) 事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、市、県等が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努めること。

2-5-2 市の活動

1 防災意識の啓発（県防災条例第23条）

市は、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努めるとともに、事業継続計画策定支援等高度なニーズにも的確に応えられるよう、環境整備に取り組むものとする。

2 防災情報の提供（県防災条例第24条第1項）

市は、県と連携し、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、事業者提供するものとする。

3 中小企業等の事業継続力強化計画の策定支援

市は、商工会・商工会議所と連携して、中小企業等の事業継続力強化計画の策定を支援するものとする。

第6章 ボランティアの防災対策

【福祉課、子育て支援課、長寿介護課、社会教育課、伊予市社会福祉協議会】

市は、大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、NPO、ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、平常時から、ボランティア・コーディネーター等の養成や地域のNPO、ボランティア等のネットワーク化など幅広いボランティア等の体制整備に努めるものとする（県防災条例第26条及び第33条）。

2-6-1 市の活動

1 災害救援ボランティアの養成・登録等（県防災条例第26条及び第33条）

市は、市社会福祉協議会が行うボランティアセンター事業等を通じ、次のことを行うものとする。

- (1) 情報誌の発行等を通じ、住民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努めること。
- (2) 災害が発生した場合に被災地において、救援活動を行う災害救援ボランティア等の養成・登録を行うとともに、そのボランティア登録者について、個人、グループの別、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について、調査すること。
- (3) ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティア・リーダーや災害時にボランティアのあっせん等を行うボランティア・コーディネーターの養成・登録を行うこと。その際、女性の参画促進に努めるものとする。
- (4) ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、NPO、ボランティア等及び中間支援組織（NPO、ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）相互間の連絡体制の構築を図るとともに、活動環境の整備を図ること。
- (5) ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努めること。

2 災害救援ボランティアの活動拠点の確保

市は、災害救援ボランティアの活動拠点の確保、活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供の方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化に努めるものとする。

3 県警察の活動

県警察は、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民の不安の除去を行うボランティア関係組織・団体との連携を図るとともに、必要に応じて、これらの活動の中核となる防犯協会等の自主防犯組織に対し、訓練の実施や資機材の整備

等に関し助成その他の支援を行う。また、市は、その活動に全力で協力するものとする。

4 日本赤十字社愛媛県支部との連携

市は、日本赤十字社が通常行う活動分野以外のサービスの提供を希望するボランティアについても、被災者の自立支援活動がスムーズに実施できるよう、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 15 条第 2 項に基づき、日本赤十字社愛媛県支部、県・市社会福祉協議会等関係機関と協力し、連絡調整を行うものとする。

2-6-2 ボランティアの果たすべき役割

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 被害情報、安否情報及び生活情報の収集・伝達
- (2) 要配慮者の介護及び看護補助（同性による介助や被介助者を尊重した対応等に配慮）
- (3) 外国人、帰宅困難者、旅行者等土地不案内者への支援
- (4) 清掃
- (5) 炊き出し
- (6) 救援物資の仕分け及び配付
- (7) 消火・救助・救護活動
- (8) 保健医療活動
- (9) 通訳等の外国人支援活動
- (10) ボランティアのコーディネート

第7章 防災訓練の実施

【危機管理課、伊予消防署】

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関と相互に緊密な連携を保ちながら、県又は市の地域防災計画に定める災害応急対策について、市職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ適切に実施できるよう、市職員の知識・技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で、総合的かつ効果的な訓練を実施するものとする。

その際、自衛隊、海上保安部など国の機関の協力を得るとともに、水防協力団体、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO、ボランティア等及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施するものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努めるものとする。その際、沿岸地域や中山間地域における孤立地区の発生を想定するなど、地域の実情も考慮しながら、訓練参加者、使用する器材、実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする、

なお、訓練後には評価を行い、必要に応じて改善を行うとともに、次回からの訓練に反映させるものとする。

2-7-1 防災訓練の実施責務又は協力

- (1) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「災害予防責任者」という。）は、単独又は他の災害予防責任者と共同して、必要な防災訓練を行うものとする。
- (2) 災害予防責任者の機関に属する職員、従業員及び使用人は、それぞれの計画に定めるところにより、防災訓練に参加するものとする。
- (3) 住民その他関係ある団体は、災害予防責任者が行う防災訓練に協力するものとする（県防災条例第9条第1項及び第15条）。

2-7-2 防災訓練の種別

市、県及び防災関係機関が実施する訓練は、次のとおりである。

訓練の種別	時期	内 容	参加機関
総合防災訓練	年 1 回	風水害、火災、南海トラフ地震等の大規模災害を想定した総合訓練	関係防災機関 (住民を含む。)
県・市町 災害対策本部 合同運営訓練	年 1 回	南海トラフ地震等の大規模災害を想定した災害対策本部運営に関する図上訓練	県、県内市町、防災関係機関
県災害情報 システム訓練	年 1 回	県災害情報システムによる県被害情報の取りまとめに関する訓練	県、県内市町、防災関係機関
広域消防訓練	随時	大規模な火災を想定しての応援、消火訓練	関係市町消防職団員
通信連絡訓練	〃	予警報の伝達、各種災害報告、感度交換、伝達、送達、非常用電源設備を用いた訓練	市、防災関係機関
非常参集訓練	〃	災害関係課、災害担当者の非常招集	市、防災関係機関
水 防 訓 練	〃	各種水防工法の実施訓練	市水防本部、関係防災機関 (住民を含む。)
土 砂 災 害 防 災 訓 練	〃	情報の受伝達及び被害状況の把握、住民避難訓練	市、防災関係機関
水 防 演 習	4 年毎	各種水防工法、救助活動等の実施訓練	国、県、県内市町、県警察、自衛隊、消防機関、 防災関係機関
教 養 訓 練	随時	防災活動上必要な教養訓練	県、県警察、県内市町
消 防 団 教 養 訓 練	〃	一般教養、水防法、消防法、災害対策基本法、実技	消防団初任者、現任者、幹部
	〃	ポンプ操法、予防、火災防御	消防団
危 険 物 等 防 災 訓 練	〃	危険物、高圧ガス等、災害防止訓練	消防機関、関係事業所
毒物劇物等事故処理訓練	〃	塩素、シアン化合物、硫酸、特定毒物等の事故処理訓練及び通報訓練	県、県警察、消防機関、 関係製造所、関係運送業者
避 難 訓 練	〃	市地域防災計画、学校、事業所計画による避難訓練	市、学校、事業所
海上保安訓練	〃	海上における大規模な油流出等、海上災害対策諸訓練	海上保安庁、県、関係市町、 県警察、自衛隊、漁業関係者、 防災関係機関

2－7－3 訓練の時期

訓練実施各機関は、えひめ防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施することを基本とし、訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施するものとする。

2－7－4 訓練の方法

訓練実施各機関は、防災関係機関と相互に連絡をとりながら、単独に若しくは他の機関と共同して、上記の訓練を個別に又はいくつかの訓練を合わせて最も効果ある方法で訓練を行うものとする。

なお、訓練の実施に当たっては、広報により住民等の積極的参加を求めるほか、訓練に伴う混乱防止に努めるものとする。

2－7－5 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用

市は、消防庁が作成した「防災・危機管理セルフチェック項目」を活用し、日々防災体制の自己点検を実施し、災害対応能力の向上に努めるものとする。

第 8 章 業務継続計画の策定

【全部署】

市は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定に努めるものとする。

2－8－1 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ事前に準備しておく対応方針を計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

特に市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

2－8－2 市の業務継続計画

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部署の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第9章 避難対策

【危機管理課、福祉課、子育て支援課、長寿介護課、健康増進課、都市住宅課、土木管理課、農林水産課、学校教育課、社会教育課、伊予消防署】

市及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法、避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行うものとする。

なお、市は、避難計画の作成に当たって、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路を指定し、指定避難所に必要な設備及び資機材の配備を図るとともに、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施する体制の整備を図るものとする。

また、避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求める高齢者等避難を発令するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図るものとする。

さらに、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレス等について、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

加えて、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町との広域避難及び広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする（県防災条例第27条及び第28条）。

2-9-1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のための福祉避難所を含む。以下、本節において同様とする。）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、市地域防災計画に定めるものとする。

また、避難施設の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有するものとし、市が県管理都市公園を指定緊急避難場所、指定避難所として指定する場合には、県との情報共有及び連携強化を図るものとする。

あわせて、広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村から

の避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

さらに、指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるように平常時から関係地域住民に周知を図るよう努めるものとする。

なお、指定避難所の指定に当たっては、要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げるなど、避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時の男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討するものとする。

1 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害から一時的、緊急的に避難する場所で、風水害時における指定の基準は、おおむね次のとおりである。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けることも検討するものとする。

- (1) 災害時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものであること。
- (2) 被災が想定されない安全区域内に立地していること。
- (3) 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。
- (4) 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を受入れできるよう配置すること。

なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につき0.5㎡以上を目安とする。

- (5) 地区分けをする場合は、広報区等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

2 指定避難所

指定避難所は、被災者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、おおむね次のとおりである。

なお、市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に市教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

また、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努めるものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発

生した場合の対応を含め、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」(県作成)などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を含めて検討するものとする。

加えて、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じてあらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。

なお、避難者の必要面積は1名につき2㎡以上を目安とし、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積の確保に努めること。

- (2) 速やかに被災者等を受け入れ、生活必需品を配付することが可能な構造又は施設を有すること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。
- (4) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。
- (5) なるべく被災地に近く、かつ被災者等を集団的に収容できること。

2-9-2 避難路の指定

市は、指定緊急避難場所の指定に併せ、市街地の状況等に応じて次の基準により避難路を選定・整備するものとする。

なお、沿岸地域や河川周辺等による危険が予想される地域については、浸水等を考慮して避難路の選定・整備を図るものとする。

また、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置等によりこれらの周知に努めるものとする。

- (1) 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有すること。
- (2) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮すること。
- (4) 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定すること。
- (5) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行うこと。

2-9-3 住民等への周知のための措置

市は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所、避難路及び避難経路に関する事項、その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項等を記載した印刷物を配布するなど必

要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること等について日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

2-9-4 指定避難所の設備及び資機材の配備

市は、要配慮者及び被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮の上、次のとおり、必要な設備及び資機材をあらかじめ指定避難所に配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

- (1) 衛星携帯電話・無線LAN・NTT西日本事前設置の特設公衆電話等の通信機材・設備
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- (5) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (6) 給水用機材
- (7) 救護施設及び医療資機材
- (8) 物資の集積所
- (9) 仮設の小屋又はテント
- (10) 仮設トイレ又はマンホールトイレ
- (11) 防疫用資機材
- (12) 清掃用資機材
- (13) 工具類
- (14) 非常電源
- (15) 日用品
- (16) 備蓄食料及び飲料水
- (17) その他粉ミルクや紙おむつ、生理用品、マスク、消毒液、パーテーション等

2-9-5 避難計画

1 避難計画（県防災条例第28条）

市は、避難計画を次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等と連携し、避難体制の確立を図るものとする。

また、計画作成に当たっては、洪水、土砂災害等の災害の態様及び地域の特性を踏まえるものとする。

- (1) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する客観的基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法
- (4) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料及び生活必需品の支給
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (5) 指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難生活中的の秩序維持
 - イ 避難民に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ 避難民に対する相談業務
- (6) 災害時における広報
 - ア 広報車による周知
 - イ 避難誘導員による現地広報
 - ウ 自主防災組織を通じた広報
- (7) 夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導體制整備

2 避難情報の判断・伝達基準の周知等

市は、国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき策定した「避難情報の判断・伝達基準」について、適宜必要な見直しを行うものとする。

「避難情報の判断・伝達基準」の見直しに当たっては、次の事項に留意するものとし、洪水、土砂災害等の災害種別ごとのリスク情報や災害時に対象者がとるべき避難行動について周知徹底を図るものとする。

- (1) 対象とする災害の特定
洪水、土砂災害等の災害種別ごとに、過去の災害や想定される災害を調査し、避難情報を発令する対象とする災害を特定すること。
- (2) 避難情報発令する対象とする区域
災害種別や地域ごとに、避難が必要な区域を特定すること。
- (3) 避難情報発令の客観的な判断基準
 - ア 避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定すること。
 - イ 避難すべき区域ごとに高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の客観的発令基準を策定すること。
 - ウ 国又は県に避難情報の発令について必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を決定すること。
- (4) 避難情報の伝達方法
 - ア 災害種別ごとの避難情報の伝達文には、その対象者を明確にするとともに、

警戒レベルを用いるなど対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように設定すること。

イ 可能な限り多様な伝達方法、伝達先を設定すること。

ウ 時々刻々と変化する情報を居住者・施設管理者等に対して繰り返し分かりやすい言葉で伝達すること。

(5) その他留意すべき災害特性

ア 想定される災害種別ごとの特性（危険性）を周知すること。

イ 災害時の状況等に応じ、近隣の安全な建物等の「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」をとる必要があることを、平時から周知しておく必要があること。

ウ 同じ避難情報の発令対象区域の中でも、それぞれの居住者等がとるべき避難行動が異なること。

3 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施などにより避難対策を整えるものとする。

- (1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難場所、経路、時期及び誘導並びに指示の伝達方法等のほか、児童、生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所、避難所となる場合の受入方法等をあらかじめ定めるものとする。
- (2) 学校及び教育行政機関においては、児童、生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、避難場所の選定や収容施設の確保並びに保健、衛生、給食等の実施方法について定めるものとする。
- (3) 病院等においては、患者を他の医療機関等の安全な場所へ集団的に避難させる場合に備え、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定めるものとする。

4 避難所運営マニュアルの策定等

市は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮して策定した「避難所運営マニュアル」について、適宜必要な見直しを行うものとする。

また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

なお、動物同行避難が可能な指定避難所については、指定避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努めるものとする。

5 洪水予報河川等への具体的な避難情報の発令基準の策定

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定するものとする。

また、避難情報の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとって分かりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、「屋内安全確保措置」の区域を示すのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

第 10 章 緊急物資確保対策

【環境保全課、健康増進課、未来づくり戦略室、財政課、危機管理課、農林水産課、
経済雇用戦略課、農業振興課、水道課】

市は、県及び関係機関と連携し、災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、平常時から食料、生活必需品、医薬品等の備蓄に努めるとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄状況の確認及び関係者間での情報共有を行うものとする。

また、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進するとともに、それらの物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図るものとする。

備蓄を行うに当たっては、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

また、輸送に関し、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（物資拠点）、市が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）を経て、各指定避難所に緊急に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくものとする。

さらに市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努めるものとする（県防災条例第 29 条及び第 30 条）。

2-10-1 食料及び生活必需品等の確保

市及び住民は、災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から食料及び生活必需品等の確保について次の措置を行うものとする。

1 市の活動

- (1) 非常持ち出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の備蓄
- (2) 孤立が想定される地区における備蓄の促進
- (3) 市内における緊急物資流通在庫調査の実施
- (4) 市内における緊急物資調達及び配分計画の策定
- (5) 流通在庫がなく確保が困難な物資の備蓄の推進
- (6) 大量調達が可能な小売業者等との災害時応援協定の締結促進

- (7) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
- (8) 家庭内備蓄等の促進
- (9) 給食計画の策定

2 住民の活動

- (1) 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- (2) 上記(1)のうち、3日分程度の非常食料を含む非常持ち出し品の準備
- (3) 自動車へのこまめな満タン給油
- (4) 自主防災組織等による助け合い活動の推進
- (5) 緊急物資の共同備蓄の推進

2-10-2 飲料水等の確保

市及び住民は、災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から飲料水の確保について、次の措置を行うものとする。

1 市の活動

- (1) 飲料水の備蓄を行うほか、給水設備の復旧資材の備蓄を行うこと。
- (2) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成すること。
- (3) 給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置すること。
- (4) 住民及び自主防災組織等に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行うこと。
- (5) 水道工事業者等との協力体制を確立すること。

2 住民及び自主防災組織の活動

- (1) 住民（家庭）における貯水
 - ア 貯水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とすること（うち3日分程度を非常持ち出し用として準備する。）。
 - イ 貯水には、水道水等衛生的な水を用いること。
 - ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水漏れ、破損しないものとする。
- (2) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - ア 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成すること。
 - イ 災害時に利用が予定される井戸、泉、河川、貯水槽等の水は、水質検査を実施して、市の指導の下に利用方法をあらかじめ検討しておくこと。
 - ウ 応急給水に必要とされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備すること。

2－10－3 物資供給体制の整備

市は、災害が発生した場合に各指定避難所に確実に緊急物資を届けるため、平常時から緊急物資の供給体制の整備について次の措置を行うものとする。

特に地域内輸送拠点（物資集積場所）から指定避難所等に至る輸送（ラストワンマイル）について、県、物流事業者、自衛隊などの国の機関等様々な機関と連携して行う必要があることに留意するものとする。

- (1) 地域内輸送拠点（物資集積場所）の選定、点検及び運営管理方法等の検討
- (2) 指定避難所までの緊急物資の輸送手段の確保
- (3) 被災者に物資を確実にかつ迅速に届けるための、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備（物資調達・輸送調整等支援システム等の活用による物資供給体制の強化）
- (4) 緊急通行車両等への優先的な燃料供給体制の整備
- (5) 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する、緊急通行車両の事前届出制度の積極的な活用の推進

第 1 1 章 医療救護対策

【危機管理課、健康増進課】

災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、市は、関係機関の協力の下、早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行うものとする（県防災条例第 32 条）。

2－1 1－1 実施方針

- (1) 被災者に対する医療救護は、原則として市が行うものとする。

なお、市単独では対応が困難な場合は、隣接市町、県、国その他の関係機関の救護班や災害派遣医療チーム（DMA T）の派遣を要請するものとする。

- (2) 市は、災害の発生に伴い、住民の生命と健康の安全を脅かす事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、被害状況及び救急・救助活動状況等の情報を収集・把握し、健康被害の発生予防、拡大防止、治療等の広域的救護活動を迅速に実施するため、被害状況及び救急・救助活動状況等の情報を収集・把握し、県へ報告するものとする。

- (3) 市は、県が地震被害想定調査における死傷者数等を勘案しながら自然災害や大規模事故の発生に備え策定した医療救護活動要領等に基づき、救護所の設置、救護班の編成、災害派遣医療チーム（DMA T）との連携、救護病院等への患者搬送、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図るものとする。

- (4) 市は、医療救護活動の実施に当たって、被災者のメンタルヘルスに配慮するものとする。

また、精神保健医療機能が一時的に低下する場合に備え、災害派遣精神医療チーム（D P A T）の受入体制の整備を図るものとする。

2－1 1－2 初期医療体制

市は、救護班の編成等、次に掲げる事項の整備を推進するとともに、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、緊急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、災害医療コーディネータ※、県及び関係機関と連携し、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等について、あらかじめ検討を行い、初期医療体制の確立を図るものとする（県防災条例第 32 条第 1 項）。

※ 災害医療コーディネータ

災害医療コーディネータとは、被災地で必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう、行政や関係機関と連携し、指定避難所等における医療ニーズや医療機関の被災状況、患者受入状況等の情報収集、分析及び伝達と、それを踏まえた各種調整及び要請等を行う県が設置する機関で、県内においては、次のとおり設置されている。

区 分	二 次 医療圏等	病院区分	設置病院名
統括コーディネータ (県全体の医療救護活動を統括する。)	全県	災害基幹 拠点病院	県立中央病院
災害拠点病院コーディネータ (各二次医療圏内の医療救護活動を調整する。)	宇 摩	災害 (基幹) 拠点病院	公立学校共済組合四国中央病院
	新居浜・西条		県立新居浜病院
	今 治		県立今治病院
	松 山		県立中央病院、 松山赤十字病院、 愛媛大学医学部附属病院
	八幡浜・大洲		市立八幡浜総合病院
	宇 和 島		市立宇和島病院
公立病院コーディネータ (市町内の医療救護活動を調整する。)	新居浜・西条	公立病院	西条市立周桑病院
	松 山		久万高原町立病院
	八幡浜・大洲		市立大洲病院、 市立西予市民病院
	宇 和 島		鬼北町立北宇和病院、 県立南宇和病院

1 救護所の設置箇所

救護所は、原則として各地区の学校等避難者の収容人員が大きい施設に開設するものとする。

また、救護所を開設した場合、防災行政無線、広報車等により、住民に対して広報する体制を整備するものとする。

2 救護班の編成

救護班は、市内の医療機関及び伊予医師会等の協力により編成するものとする。

救護班の編成単位は、おおむね医師 1～2 名、保健師・看護師 4～5 名、事務職員（運転手を含む。） 1～2 名とするものとする。

なお、災害及び救護業務の状況に応じて人員を増減し、また、薬剤師、助産師等必要な技術要員を加えることができるほか、救護班の編成主体は別に定めることができるものとする。

また、それぞれの救護班は、あらかじめ救護に必要な医薬品及び衛生材料を整備し、招集連絡方法を定めておくものとする。

3 救護班への支援の要請方法等

救護班への支援の要請の方法、重症者の搬出方法等をあらかじめ定めておくものとする。

4 自主救護体制の整備

応急手当等の家庭看護の普及を図り、自主防災組織等による自主救護体制の整備に努めるものとする。

2-11-3 後方医療機関

県は、救護所等に配置された救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者を収容するため、救護病院又は救護診療所（以下「救護病院等」という。）を選定するとともに、災害時における広域的な地域医療の拠点として災害（基幹）拠点病院及び重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能を確保するための三次救急医療施設を指定している。

松山圏域における救護病院等、災害（基幹）拠点病院及び三次救急医療施設は、資料編「救護班の編成と収容施設一覧等」のとおりである。

市は、災害時に重症者に対して、これらの医療施設への迅速な対応ができるよう、伊予消防署と連携し、平常時から搬送体制、連絡体制の整備を図るものとする。

2-11-4 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、医療機関の被害状況や医療機関における収容負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、県と連携し、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）の活用を図るなど、情報通信手段の充実・強化に努めるものとする。

2-11-5 難病患者等の状況把握

市は、県と連携し、平常時の保健医療活動を通じて、難病患者、精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努めるものとする。

2-11-6 医薬品、医療資機材等の確保体制の整備

市は、救護所設置予定箇所への医療救護用資機材の備蓄及び避難生活に必要な医薬品の備蓄に努めるものとする。

2-11-7 災害医療に関する普及・啓発、研修及び訓練の実施

市は、県と連携し、住民に対する緊急蘇生法などの家庭看護、トリアージの意義やメンタルヘルスなどの災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及・啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施及び参加を推進するものとする。

2－11－8 住民及び自主防災組織が実施すべき事項

住民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得、軽度の傷病に対応できる医薬品等の備蓄に努めるものとする。

また、住民は、献血者登録に協力するものとする。

第 1 2 章 防疫・保健衛生体制の整備

【健康増進課】

市は、災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫体制を確立するほか、食品の衛生監視に係る総合的な体制を整備するものとする。

また、必要に応じ、保健師、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）等の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施体制整備に努める。

2－1 2－1 実施体制

- (1) 市は、県の指導・指示に基づいて防疫活動を実施するものとする。
- (2) 市単独では実施が困難な場合は、隣接する市町及び県（中予保健所）の応援を得て実施するものとする。
- (3) 市は、災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努めるものとする。

2－1 2－2 防疫活動

市は、災害時の円滑な防疫活動のため、次のことを行うものとする。

- (1) 災害時に直ちに防疫活動が実施できる体制の整備
- (2) 防疫実施計画の作成
- (3) 防疫用薬品の調達計画の作成
- (4) 住民が行う防疫活動及び保健活動についての普及・啓発
- (5) 指定避難所を中心とした被災者の健康保持のため、保健師等による巡回健康相談等の計画策定
- (6) 県の災害派遣精神医療チーム（D P A T）との連携による、こころのケア対策の実施体制を構築

2－1 2－3 保健衛生活動に関する体制整備

市は、発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備するものとする。

また、必要に応じ、保健師、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）等の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努めるものとする。

第 13 章 災害廃棄物処理等の体制整備

【環境保全課、都市住宅課】

市は、災害の発生に伴い、住民の安全な生活を維持・確保するために、各地の災害によって生じた災害廃棄物、し尿、へい死獣等を迅速に収集処理する体制を整備するものとする。

2-13-1 災害廃棄物の処理体制

市は、県の協力を受け、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮集積場の確保及び運用方針、一般廃棄物（指定避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町等との連携・協力のあり方について、「伊予市災害廃棄物処理計画」に基づき行うものとする。

また、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開するなど、周知に努めるものとする。

さらに、災害廃棄物の一時保管所である仮集積場の配備計画、搬入方法及び分別方法等に関する住民の周知計画を作成し、災害時における情報提供の強化を図るものとする。

2-13-2 し尿処理体制

し尿処理については、被害想定に基づき発生するし尿の応急処理計画を定め、し尿処分地の選定及び仮設トイレの資機材を準備するものとする。

2-13-3 住民及び自主防災組織との連携

被害想定に基づき廃棄物の応急処理計画を定め、住民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示するとともに、生活ごみ及び災害廃棄物の排出場所を選定して住民等に周知し、協力を依頼するものとする。

第 1 4 章 要配慮者の支援対策

【危機管理課、福祉課、子育て支援課、長寿介護課、健康増進課】

市及び社会福祉施設等管理者は、外国人（旅行者含む。）も含めた要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO、ボランティア等、国際交流協会等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、防災担当部局と福祉担当部局等が連携して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成・見直し、避難誘導體制の整備、適切な避難行動に関する理解の促進及び避難訓練の実施に努めるものとする。

また、計画等の策定・見直しに当たっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女、国籍等のニーズの違い等に配慮するものとする（県防災条例第 28 条第 6 項）。

2－14－1 市の活動

1 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であるため、市は、次の機関（避難支援等関係者）等に協力を求め、災害時における情報伝達や救助、避難誘導など、地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行うものとする。

- (1) 高齢者家庭相談員
- (2) 民生児童委員
- (3) 伊予市社会福祉協議会
- (4) 自主防災組織
- (5) 伊予警察署
- (6) 伊予消防署
- (7) 伊予市消防団

2 避難行動要支援者名簿の作成等

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定め、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

本市における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当する者とする。

なお、要件から漏れた者についても、自らの命を主体的に守るため、市に対し自ら名簿への掲載を求めることができるものとする。

ア 65歳以上の者のうち単身で居住する者

イ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく要介護 3 以上の認定を受けて

いる者

- ウ 身体障害者手帳（１～３級）の交付を受けている者
- エ 療育手帳の交付を受けている者
- オ 精神障害者保健福祉手帳（１～３級）の交付を受けている者
- カ 妊産婦及び乳幼児
- キ 難病認定を受けている者
- ク 日本語の理解が困難な者
- ケ ケガや病気などにより一時的身体が不自由な者
- コ 上記に準ずると認められる者

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 市における情報の集約

災害対策基本法第 49 条の 10 第 3 項に基づき、市長は避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。

避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握するものとする。

イ 県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、災害対策基本法第 49 条の 10 第 4 項に基づき、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努めるものとする。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にするものとする。

ウ 個人番号（マイナンバー）を活用した情報の集約・取得

避難行動要支援者の避難能力等の個人番号に紐づけられた情報の集約・取得について、業務の効率化や事務負担の軽減を考慮し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 9 条第 1 項及び別表第一の規定により、個人番号を利用して避難行動要支援者名簿を作成及び更新することができる。

また、避難行動要支援者名簿の作成及び更新に当たって、番号利用法第 19 条第 7 号及び別表第二の規定により、情報提供ネットワークシステム等を使用して県や他市町村から特定個人情報の提供を受けることができる。

なお、個人番号の活用に当たっては、関係法令及び条例の規定に基づくものとなるよう留意するものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿の記載事項

ア 氏名

イ 生年月日

- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(4) 避難行動要支援者名簿の更新及び情報の共有

ア 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者名簿について、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

イ 情報の共有

避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難支援等関係者に対してあらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(5) 名簿情報の漏えい防止措置

避難行動要支援者名簿が適正に管理されるよう、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底し、次の措置を講じるものとする。

ア 市が講ずる措置

- (ア) 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- (イ) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- (ウ) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること。

イ 避難行動要支援者名簿の提供先に求める措置

- (ア) 市内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報の無用な共有、利用の禁止
- (イ) 避難行動要支援者名簿の施錠可能な場所への保管
- (ウ) 受け取った避難行動要支援者名簿の必要以上の複製の禁止
- (エ) 避難行動要支援者名簿提供先団体内部での取扱者の限定
- (オ) 避難行動要支援者名簿情報の取扱状況の報告

(6) 通知又は警告の配慮

ひとり暮らしの高齢者や障がい者、ねたきりの高齢者、視覚障がい者等の安全を確保するため、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、Ｌアラート（災害情報共有システム）を活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせるとともに、避難支援等関係者が避難行動要支援者

名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。

イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。

ウ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、ルールや計画を作成し、周知するものとする。

3 個別避難計画の作成等

市は、自主防災組織及び関係機関等と連携して名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに避難支援者を定めるなど、避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画を作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

(1) 優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方

市の限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者に対して個別避難計画が作成されるよう、次の優先度を考慮の上、地域の実情を踏まえながら、令和3年に改正された災害対策基本法の施行からおおむね5年程度で個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

また、市が優先的に支援する計画づくりと並行して、本人や家族、地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入した個別避難計画のうち、市が必要と定めた情報が記載されているものについても、市が作成の主体となっている個別避難計画として取り扱うものとする。

ア 地域におけるハザードの状況（土砂災害警戒区域等）

ハザードマップ上、危険な場所に居住する者については、特に優先的に作成するものとする。

イ 当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度

心身の状況について、医療機器（人工呼吸器等）用の電源喪失等が命に関わる者については優先度を判断する際に、このような事情に留意するものとする。

ウ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

家族が高齢者や障がい者等であったり、世帯に複数の避難行動要支援者がいたりする場合等、避難をともにする家族の避難支援力が弱い場合、同居家族の一時的な不在や昼間独居など、避難行動要支援者本人が独り残されて被災する可能性がある場合は、優先度を判断する際に留意するものとする。

(2) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 市における情報の集約

災害対策基本法第 49 条の 14 第 4 項に基づき、避難行動要支援者の個人情報取得する場合等の個別避難計画の作成に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に加え、市の関係部署で把握している個別避難計画作成の対象者に関する情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握するものとする。

イ 県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が個別避難計画の作成のために必要があると認められるときは、災害対策基本法第 49 条の 14 第 5 項に基づき、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努めるものとする。

なお、情報提供の依頼等に際しては、法令に基づくものであることを、書面をもって明確にするものとする。

ウ 避難行動要支援者本人等からの情報の取得

避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項等について、避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生児童委員等）から情報を把握するものとする。

また、個別避難計画への避難を支援する者の記載等や外部への提供に関しては、避難を支援する者の了解を得て行うことを基本とする。

エ 個人番号を活用した情報の集約・取得

番号利用法第 9 条第 1 項及び別表第一の規定により、個人番号を利用して個別避難計画を作成及び更新することができる。また、個別避難計画の作成及び更新に当たって、番号利用法第 19 条第 7 号及び別表第二の規定により、情報提供ネットワークシステム等を使用して都道府県や他市町村から特定個人情報の提供を受けることができる。

なお、個別避難計画に個人番号を含んだ個別避難計画情報を外部提供できるのは、番号利用法第 19 条各号に該当する場合であるが、個人番号を含まない個別避難計画情報は外部提供できることに留意する（紙媒体・電子媒体を問わない。）。

(3) 個別避難計画に記載する事項

個別避難計画には、上記 2 (3) に掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(4) 個別避難計画の更新及び情報の共有

ア 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新するよう努めるとともに、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法に変更があった場合にも、適時適切に更新するものとする。

また、個別施設計画に基づく避難支援等を有効に機能させるために、更新についても、社会福祉協議会が取り組んでいる地域の支え合いのネットワークなど地域の福祉活動と連携を推進するものとする。

なお、社会福祉施設や病院から在宅に移ることにより、避難確保計画や非常災害対策計画による避難支援の対象から外れることとなった避難行動要支援者については、速やかに個別避難計画を作成するなど、避難支援に切れ目が生じないように留意するものとする。

イ 情報の共有

個別避難計画情報の提供について条例に特別の定めがある場合、又は、平常時から個別避難計画情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合、避難支援等関係者に個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、市の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合はこの限りでない。

なお、同意を得るに当たっては、避難行動要支援者に個別避難計画の作成の仕方、記載事項等を説明するものとする（郵送等で説明する場合を含む。）。また、必要に応じて、避難行動要支援者に避難先や避難支援等実施者についての意向を確認するものとする。

- (5) 個別避難計画情報の提供に係る情報漏えい防止措置
上記2(5)に準ずる。
- (6) 通知又は警告の配慮
上記2(6)に準ずる。
- (7) 避難支援等関係者の安全確保
上記2(7)に準ずる。

4 避難体制の確立

- (1) 市は、避難支援者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を避難行動要支援者からの意見を踏まえ、事前に具体的に定めておくものとする。
- (2) 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所や避難路の指定に当たって、地域の特性を踏まえるとともに、避難生活に特別の配慮を要する者のための福祉避難所の設置を進めるほか、言語、生活習慣、防災意識等の異なる外国人への対策を講じるなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮するものとする。
- (3) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

- (4) 市は、個別避難計画等の作成プロセスを通じて、避難先である福祉避難所ごとに事前に受入者の調整等を行い、避難が必要となった際に災害の種別に応じて安全が確保されている福祉避難所へ直接避難することを視野に入れて検討を進めるものとする。

5 防災教育・訓練の充実

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるために、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

2－14－2 社会福祉施設等管理者の活動

1 組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努めるものとする。

また、市や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努めるものとする。

2 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等管理者は、市の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

3 防災教育・訓練の充実

社会福祉施設等管理者は、市の協力を得て、災害時において施設利用者が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

4 物資等の備蓄

社会福祉施設等管理者は、災害時に施設利用者の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努めるものとする。

5 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第 15 章 広域的な応援体制の整備

【危機管理課、伊予消防署】

市は、県及び防災関係機関と連携し、大規模災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定及び広域避難や広域一時滞在に関する協定を締結するとともに、実効性の確保に留意して具体的な応援活動を実施できる体制の整備を進めるものとする。

また、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

協定の締結に当たっては、近隣の市町に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

さらに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする（県防災条例第 30 条）。

2-15-1 全県的な消防相互応援体制の整備

県内の全市町長及び消防一部事務組合長は、災害時における消防相互応援体制を確立し、災害の鎮圧と被害の軽減を図るために、「愛媛県消防広域相互応援協定」を締結している。

「愛媛県消防広域相互応援協定」の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」及び「愛媛県水防計画」の定めるところによる。

また、知事、県内の全市町長及び消防一部事務組合機関の長が締結している「愛媛県消防団広域相互応援協定」の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。

なお、市は、次のとおり消防相互応援協定を締結している。

協定名	相手方・対象
愛媛県消防広域相互応援協定	県内の全市町及び消防一部事務組合
中予地区広域消防相互応援協定	松山地区新広域市町村圏域内の市町及び消防一部事務組合
伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定	大洲市、砥部町、内子町及び久万高原町
愛媛県消防団広域相互応援協定	愛媛県、県内の全市町及び消防一部事務組合
松山自動車道消防相互応援協定 (伊予市以東)	東温市、松山市、砥部町及び伊予消防等事務組合
松山自動車道消防相互応援協定 (伊予市以西)	内子町、大洲市、伊予消防等事務組合及び大洲地区広域消防事務組合

2-15-2 全県的な防災相互応援体制の整備

県内各市町長は、消防以外の分野について、他の市町に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ防災広域相互応援協定を締結するよう努めるとともに、具体的な運用を定めたマニュアルを整備するものとする。

また、平成 31 年 2 月に県・市町連携により構築された人的な総合応援体制（県内市町間のカウンターパート方式）について、さらなる関係性を構築することにより実効性の確保に努めるものとする。

協定名	応援の種類	応援要請の手続
災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定 ※平成 28 年 2 月 17 日締結	(1) 食料、飲料水その他の生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供	応援を要請しようとする被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。
災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定に基づく運用マニュアル ※令和 3 年 2 月 改定	(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供 (3) 救援活動に必要な車両等の提供 (4) 応急復旧等に必要な職員の派遣 (5) 被災者を一時収容するための施設の提供 (6) 被災市町を代行しての情報の発信 (7) 前各号に定めるもののほか、被災市町から特に要請のあった事項	(1) 災害の状況 (2) 応援を求める項目（物資・資機材については数量等、人的応援については職種、人数等） (3) 応援を求める期間及び場所 (4) その他の必要な事項

2-15-3 受援計画の策定・運用

市は、大規模災害が発生した場合に、自衛隊・消防・警察などの救助機関等や食料・飲料水・生活必需品等の物資を円滑に被災者へ届けるため、「愛媛県広域防災活動要領」と連携した受援計画の策定に努めるものとする。

受援計画の策定に当たっては、次の事項に留意の上、支援受入れの基本的な体制や手順等について定めるものとし、策定した計画は、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、防災を取り巻く状況及び知見の変化、防災関係機関の防災体制の変更等に応じ、柔軟に見直しを行うものとする。

- (1) 国や他の地方公共団体からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとし、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース

の確保を行うこと。

- (2) 訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めること。

第 16 章 資材・機材等の点検整備

【危機管理課、健康増進課、農林水産課、土木管理課、環境保全課、水道課、都市住宅課、中山地域事務所、双海地域事務所、伊予消防署】

市は、保有する災害応急措置に必要な資材、機材並びに施設を、災害時にその機能を有効使用できるよう常時点検整備を行うものとする。

2-16-1 点検整備を要する資材・機材

- (1) 水防用備蓄資材・機材
- (2) 食料及び飲料水
- (3) 救助用衣料生活必需品
- (4) 救助用医薬品及び医療器具
- (5) 防疫用薬剤及び用具
- (6) 防雪用機械
- (7) 警備用装備資機材
- (8) 通信機材
- (9) 災害対策用資機材
- (10) 油災害対策用資機材
- (11) 給水用資機材
- (12) 消防用資機材
- (13) その他電気、上・下水道、交通施設等復旧に必要な資機材

2-16-2 点検整備実施機関

資材・機材等の点検整備は、資材・機材を保有する各部署において実施するものとする。

2-16-3 実施時期

各部署の点検責任者は、それぞれ点検計画表を作成し、点検整備を実施するものとする。

2-16-4 点検整備実施内容

各部署の点検責任者は、点検整備の実施に当たって、次のことに留意して実施するものとする。

1 資材・機材

- (1) 規格ごとの数量の確認及び不良品の取替

- (2) 薬剤等については、効果の測定
- (3) その他必要な事項

2 機械類

- (1) 故障、不良箇所の有無の点検整備及び不良部品の取替
- (2) 機能試験の実施
- (3) その他必要な事項

3 その他留意事項

- (1) 実施結果は、記録しておくものとする。
- (2) 資機材等に故障等の不良箇所が発見された場合は、直ちに修理等の措置を講じるものとする。
- (3) 数量に不足が生じている場合は、補充等の措置を講じるものとする。

第 17 章 情報通信システムの整備

【危機管理課、総務課、土木管理課、伊予消防署】

市は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、平常時から災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図るほか、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

また、災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平常時から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努めるものとする。

2-17-1 情報収集・連絡体制の整備

市は、大規模災害時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、平常時から情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるため、次の事項に留意する。その際、夜間休日等の勤務時間外においても対応できるように配慮するものとする。

- (1) 防災行政無線をはじめ多様な通信手段の整備を図るとともに、その運用管理に努めるものとする。
- (2) 被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員確保体制の整備に努めるものとする。
- (3) 愛媛県非常通信協議会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努めるとともに、アマチュア無線の活用体制の整備に努めるものとする。
- (4) 孤立地区対策として、防災行政無線による連絡体制のほか、衛星携帯電話や臨時ヘリポートの整備に努めるものとする。
- (5) N T T の災害時優先電話等の配備について確認するとともに、その取扱い、運用方法等の習熟に努めるものとする。
- (6) 被災者等への情報伝達手段として、公衆無線 L A N 環境や携帯電話による、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努めるものとする。

2-17-2 通信施設の整備

通信施設管理者は、防災上重要な通信施設、設備等について、次の事項に留意して点検、整備等を行い、災害応急対策の円滑な実施を確保するものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線（戸別受信機を含む。）をはじめ、広報車、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット（ホームページ、ソーシャルメディア）、いよし安全・安心メールなど、携帯電話を含め、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努めるものとする。

- (1) 通信施設（予備電源及び非常用電源設備を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講じるものとする。
- (2) 充電式携帯無線については、完全充電を行うとともに、予備電池を確保するなど、適正な維持管理に努めるものとする。
- (3) 非常用電源設備を整備するとともに、高潮や浸水が予想される地域にある施設は、通信機及び発動発電機の高所への移設設置等必要な措置を講じるものとする。
- (4) 中継局には定期的に保守要員を派遣し、点検を行い、必要に応じて待機させる体制を整えるものとする。

2－17－3 防災情報システムの整備・活用

1 基本方針

市は、大規模災害の発生に備え、防災対策上特に重要な役割を担う情報収集・連絡体制を確保するため、必要に応じて県へ支援を要請し、通信のデジタル化と相互接続により、地上無線回線、衛星回線、有線回線等多様な通信回線をシームレスで利用できる情報通信システムを構築するとともに、県消防防災ヘリコプターテレビ電送システム、無人航空機や固定カメラ等による被災地映像や四国地方整備局からの映像情報の収集などにより、迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう、防災情報システムの整備及びその活用に取り組むものとする。

2 市の対応

市は、県が整備拡充を行っている次の防災情報システムを活用し、防災関係機関との防災情報の共有化を図るものとする。

- (1) 県、県内各市町、防災関係機関等を大容量の有線ブロードバンド回線及び無線回線で接続し、被災現場の映像や気象情報等を配信する県防災通信システム
- (2) 県、県内各市町及び消防機関を衛星回線（地域衛星通信ネットワーク）で接続する代替の通信経路
- (3) 県災害情報システム等

3 住民の対応

住民は、市及び防災関係機関からの防災情報について、情報収集手段の確保に努めるものとする。

2－17－4 航空消防防災システムの活用

1 県消防防災ヘリコプターの出動要請実施体制の整備

市は、救急・救助・消火等の消防活動を迅速かつ的確に行うため、「愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定」及び「愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき、消防防災ヘリコプターによる、災害時における情報収集、応急対策等への支

援を県へ要請する体制の整備を図るものとする。

2 ヘリコプター離着陸場の整備拡充

市は、孤立のおそれがある地域を対象にヘリコプター離着陸場の確保及び整備拡充に努め、災害時における、緊急輸送施設としても活用できるよう、あらかじめ関係機関と協議を行っておくとともに、必要に応じて、通信機器等の機材の備蓄に努めるものとする。

3 ヘリコプターテレビ電送システムの活用

市は、県消防防災ヘリコプターに搭載されたテレビカメラにより撮影された映像を伊予市災害対策本部等で受信することが可能なヘリコプターテレビ電送システムを活用し、被災地等の状況等をよりリアルにかつリアルタイムで把握することで、迅速かつ的確な災害予防・応急対策活動の実施に努めるものとする。

2－17－5 河川等情報システムの活用

市は、水災による被害を軽減するため、県から提供される河川等情報システムによる雨量、水位等の観測データ、「えひめ河川メール」及び各種警戒情報（大雨注意報・警報、河川警戒情報、土砂災害警戒情報、洪水予報等）を活用することで、迅速、的確な住民への避難情報伝達及び水防体制の配備等に役立てるものとする。

2－17－6 土砂災害情報相互通報システムの活用

市は、県が提供する早期避難の参考となる土砂災害警戒情報や雨量情報など土砂災害関連情報を活用し、住民への提供に努めるものとする。

2－17－7 各種情報システムデータのバックアップ保管

市は、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努めるものとする。

第 18 章 孤立地区対策

【危機管理課、農林水産課、土木管理課、地域事務所】

平成 16 年の一連の台風災害や新潟県中越地震では、電気、電話、道路等のライフラインが寸断されたことで孤立地区が発生し、被害状況の把握や救援物資の輸送等の面で大きな課題を残した。

このため、市は、孤立するおそれのある地区に衛星携帯電話や臨時ヘリポート等を整備するほか、大規模災害時の情報伝達や物資輸送の手段を確保するなど、迅速な応急対策を可能にする体制を整備するものとする（県防災条例第 27 条第 2 項及び第 28 条第 5 項）。

2-18-1 孤立予想地区の事前把握

市は、災害時において、土砂災害危険箇所等の分布から孤立するおそれのある地区を抽出し、事前の把握に努めるものとする。

2-18-2 孤立の危険性の周知及び家庭内備蓄の推進

市は、孤立の危険性について周知するとともに、孤立を想定した家庭内備蓄の推進を図るものとする。

2-18-3 通信手段の確保

市は、孤立が予想される地区との通信手段を確保するため、外部との通信手段として、衛星携帯電話の配備や通信設備等の非常用電源の確保に努めるものとする。

2-18-4 ヘリコプター離着陸場の把握

市は、孤立地区において傷病者の搬送、緊急避難等を行うため、臨時ヘリポートの整備等孤立時における緊急救出手段の確保に努めるものとする。

2-18-5 孤立地域に対する集団避難の検討

市は、県と連携の下、孤立地区における集団に対する避難指示の発令基準等について検討するものとする。

第 19 章 ライフライン災害予防対策

【水道課、都市住宅課、

四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、西日本電信電話株式会社、
株式会社 N T T ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、
K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社】

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市及び各ライフライン事業者は、上・下水道、電気、電話等ライフラインにおける災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるための予防措置を講じるものとする。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を実施するものとする。

2-19-1 水道施設

市は、水道施設に係る災害時応急体制を整備するため、次の措置を行うよう努めるものとする（県防災条例第 30 条）。

- (1) 応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成すること。
- (2) 災害時の住民への広報体制及び情報伝達手段を整備すること。
- (3) 水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図ること。
- (4) 他の市町や事業者等と災害援助協定を締結するなど、相互協力体制を整備すること。
- (5) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。

2-19-2 下水道施設

1 市の活動

市は、安全で安心なまちづくりのため、市街地において、浸水防除を図り、雨水の排除のほか貯留・浸透などの流水抑制策も含めた下水道雨水対策施設の整備を図るとともに、浸水するおそれのある地域については、浸水被害の軽減を図るため関係機関等への情報提供に努めるものとする。

また、豪雨の発生が予想される場合には、ポンプ場等の適切な操作を行うとともに、ポンプ場等の適切な操作を行うためのマニュアルの作成及び人材の養成を行うものとする。

2 代替性の確保

市は、下水道施設が損傷を受け、下水処理が不能となる場合を想定し、その早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう処理系統を多様化するとともに、計画的な下水道施設の整備に努めるものとする。

3 雨水貯留浸透

市は、市街地における雨水の流出量を抑制する雨水浸透・貯留事業の整備を促進し、浸水防除に努めるものとする。

2－19－3 電力施設

電気事業者は、災害を未然に防ぐため、日常の保安点検等により施設の機能維持、施設の新設・改良等を図ることとしている。

市は、電気事業者が実施する災害予防措置等に協力するものとする。

2－19－4 電信電話施設

電気通信事業者は、災害時においても可能な限り電気通信を維持し、重要通信を疎通させるよう平常時から設備自体を強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、防災対策の推進と防災体制の確立を図ることとしている。

市は、電気通信事業者が実施する災害予防措置等に協力するものとする。

2－19－5 ガス施設（プロパンガス）

ガス事業者及び販売者は、災害予防のため、ガス施設・器具等について、災害に配慮した整備を行うとともに、日常から定期点検等の実施、応急資機材の整備、防災訓練の実施等により、災害予防対策を推進する。

第20章 道路災害予防対策

【土木管理課】

市は、道路施設等の防災点検等を実施し、その機能や目的に応じた防災対策や改良整備に努めるとともに、道路の冠水事故防止対策や通行規制措置等を行うほか、道路施設の長寿命化対策を行い、風水害等に対する安全性の確保を図るものとする。

また、避難路、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに、発災後の道路の障害物除去等による応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、(一社)愛媛県建設業協会等と協定を締結し、体制の整備を図るとともに、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧等の計画を立案するものとする。

2-20-1 防災点検等の実施

市は、管理する道路の防災点検を定期的実施し、防災対策等の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施するものとする。

2-20-2 道路施設の防災対策及び改良整備

市は、防災点検等で対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間について、緊急性の高い箇所（区間）及び路線から順次、防災対策や改良整備を実施するものとする。

2-20-3 道路の冠水事故防止対策の実施

市は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

2-20-4 道路通行規制等の実施

市は、異常気象等により道路の通行が危険であると想定される場合の道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行うものとする。

2-20-5 道路施設の長寿命化対策

市は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努めるものとする。

第 2 1 章 建築物災害予防対策

【都市住宅課、土木管理課、伊予消防署】

市は、風水害や大火災等による建築物の被害を予防するため、老朽住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を進め、災害に強いまちづくりを行うものとする。

2－21－1 風水害に強いまちづくり

市は、災害を予防するため、県と連携し、次の措置を講じるものとする。

- (1) 湿潤な土地、出水のおそれの多い土地に建築物を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を講じるよう指導するものとする。
- (2) 災害危険区域等のがけ地に近接して住宅を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を講じるよう指導するものとする。また、がけ地崩壊により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある地域の危険住宅については、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の補助制度を活用し、移転を促進するものとする。
- (3) 住民に対する危険箇所の周知や警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するものとする。
- (4) 土砂災害警戒区域等の情報の周知を図るとともに、県の助言の下、避難方法、指定緊急避難場所などの警戒避難体制の整備に努めるほか、土砂災害情報相互通報システムを活用し、土砂災害警戒情報等の土砂災害関連情報を住民に提供するものとする。
- (5) 水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内の次に掲げる施設で、洪水時にその利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を市地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
ア 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）
イ 大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって市が条例で定める用途及び規模に該当するもので、その所有者又は管理者から申出があった施設をいう。）
- (6) 水防管理者は、洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地の区域であって浸水の拡大を抑制する効果があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができ、必要に応じて、その区域内における行為に対して必要な助言又は勧告をするものとする。
- (7) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

2－21－2 大火災に強いまちづくり

市は、都市防災不燃化を促進するため、県が実施する次の措置に協力するものとする。

また、市街地の火災延焼を防止するため、老朽住宅密集市街地等防災上危険な市街地において、既成市街地の面的な整備を推進するものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条による特殊建築物の定期報告の周知徹底、不特定多数の者が使用する旅館、ホテル、マーケット、映画館等の特殊建築物の防災査察及び必要に応じた改修等の指導
- (2) 中高層耐火建築物の融資制度の周知
- (3) 商業地などの人口集中地区の防火地域・準防火地域の指定促進

第 2 2 章 港湾・漁港災害予防対策

【土木管理課、農林水産課】

市は、港湾・漁港における災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の事業を実施するものとする。

2－22－1 港湾施設

港湾は、海陸輸送の接点及び経済流通の拠点として、また、災害時における避難や救援物資の運搬等に利用できる重要な役割を持つ施設である。

このため、市は、風水害が発生した場合の被害の拡大防止と既存施設の安全性を把握するため、関係機関と連携の下、計画的に点検を実施し、その結果に基づき緊急性の高い箇所から防災対策を実施するものとする。

また、近年の高波被害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するものとする。

2－22－2 漁港施設

市は、漁港において、暴風、高潮等による被害を防ぎ、また、避難・救援を迅速かつ適切に行えるよう、漁港施設、避難路、避難広場等の整備を計画的に行い、災害に強い漁港づくりを推進するものとする。

また、災害時の海からの緊急輸送の確保及び漁船の海上災害予防のために必要な漁港施設の整備を図るとともに、防災上重要な施設の点検整備、漁船の海難防止、漁家及び住民の防災意識の普及等の実施又は指導を行うものとする。

第 2 3 章 農地・農業用施設災害予防計画

【農林水産課】

市は、農地・農業用施設における災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の事業を実施するものとする。

2－23－1 農地

市は、梅雨期や台風時の集中豪雨等による農地の被害発生を未然に防止するため、危険予想箇所の把握に努めるとともに、農業農村整備事業等により基盤整備を行うものとする。

2－23－2 農業用施設

市は、梅雨期や台風時の集中豪雨等による農業用施設の被害発生を未然に防止するため、防災パトロール等を通じて危険箇所の把握に努めるとともに、農業農村整備事業等により基盤整備及び農地防災施設の整備を行うものとする。

また、農林道については、危険箇所の改良・舗装事業を実施するものとする。

2－23－3 老朽ため池

市は、農業用施設及び公共施設の災害を未然に防止し、国土保全に資するため、漏水量や堤体の変状など緊急性に応じて改修や利用されていないため池の廃止を進めるが、中でも、下流域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」を優先して、緊急連絡体制の整備やハザードマップの作成・周知などのソフト対策を組み合わせた防災減災対策を講じるものとする。

2－23－4 愛媛県農村災害支援協議会との協働活動

市は、農地・農業用施設等の大規模災害時には、迅速かつ的確な技術支援が求められていることに鑑み、愛媛県農村災害支援協議会との協働活動により、農村災害復旧専門技術者の育成や体制づくり等を推進するものとする。

第 2 4 章 文化財の災害予防対策

【社会教育課】

市は、市域の文化財を災害から保護する体制の整備を図るものとする。

2－24－1 所有者等の活動

文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、風水害や火災等による文化財への被害を予防するため、また、被害を最小限にとどめるため、次のとおり、必要な対策を講じるものとする。

- (1) 文化財及び文化財が収蔵されている建築物の補強工事の実施
- (2) 文化財の所在場所の確認、文化財台帳の作成、情報の共有化
- (3) 日常の点検及び部分的・応急的な補修の実施
- (4) 避難方法・避難場所の設定
- (5) 災害時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- (6) 文化財防火デー（1月26日）や文化財保護週間（11月1日～7日）等に合わせた防災訓練の実施

2－24－2 市教育委員会の活動

市教育委員会は、県が平成30年に策定した「えひめ文化財防災マニュアル」を踏まえ、県教育委員会が行う所有者等に対する指導助言に協力するものとする。

第 2 5 章 水害・高潮予防対策

【危機管理課、農林水産課、土木管理課、都市住宅課】

市は、梅雨期の豪雨や、近年多発する台風等による水害や高潮及び波浪による被害を防ぐため、水害・高潮予防対策の推進を図るものとする。

2－25－1 治水

市は、河川改修等の治水事業を積極的に推進し、河川管理施設の整備促進に努めるほか、出水期前には、重要水防箇所等の重要区間を重点的に、異常がないか点検パトロールを行い、災害の未然防止に努めるものとする。

また、都市地域においては、水害実績等を踏まえ、流域内の河川、下水道、内水域等それぞれの水害規模、影響等を想定した上で、流域全体の河川、下水道の管理者等が連携し、効果的な治水対策等に努めるものとする。

1 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

現在、本市に関する河川では、国により重信川、県により大谷川が、水防法に基づく洪水予報を行う河川及び水防警報を発令する河川に指定され、洪水浸水想定区域図が公表されている。

このため、市は、洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所等、避難訓練の実施に関する事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

また、水防法第 15 条の規定に基づき、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある施設については、その施設の名称及び所在地を市地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定め、住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

さらに、洪水予報河川等に指定されていない中小河川についても、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

2 情報共有のための連絡体制の整備

市は、同一水系に位置する市町と相互に河川の状況や避難指示等の情報が共有できるよう連絡体制の整備に努めるものとする。

3 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成促進

市長は、洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、当該施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、必要な指示を行うものとする。

2-25-2 砂防

市は、県と連携し、現在荒廃している溪流又は将来荒廃のおそれのある溪流のうち、土石流の発生が予想される溪流及びがけ崩れの発生が予想される急傾斜地等を重点的に土砂災害対策の推進を図るものとする。

1 ハード対策

土砂災害危険箇所のうち、次に掲げるものについて、重点的に事業（ハード対策）を展開するものとする。

- (1) 保全人家30戸以上の土砂災害危険箇所
- (2) 高齢者福祉施設・幼稚園等の要配慮者利用施設が存在する土砂災害危険箇所
- (3) 広域的な幹線道路、鉄道等重要交通網集中地域の土砂災害危険箇所
- (4) 災害時に重要となる緊急輸送道路をはじめ、地域の避難道路や避難場所が存在する土砂災害危険箇所
- (5) 土砂災害により甚大な被害を受けた場合、再度災害防止のための緊急防災対策を要する土砂災害危険箇所

以上のほか、溪流であっても風水害等によって荒廃を生じ土砂災害を防止する必要があると認められるものは、適宜対応するものとする。

2 ソフト対策

総合的な土砂災害対策を推進するためのソフト対策として、次のことを実施するものとする。

- (1) 土砂災害情報相互通報システムの活用を推進するものとする。
- (2) 土砂災害警戒情報の住民への伝達体制の充実に努めるものとする。
- (3) 土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む。）の公表等を通じて住民への危険な箇所の周知徹底を図るものとする。
- (4) 県が実施する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査に基づき、県と協力してその結果の公表を行い、土砂災害の危険性を住民に周知するものとする。
- (5) 土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、県と連携して積極的に支援を行うとともに、避難確保計画の内容や避難訓練の実施状況の確認についても、関係部局が連携して実施するよう努めるものとする。

なお、土砂災害警戒区域等における警戒避難体制に関する事項については、「第 26 章 2-26-1 4 土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む。）における警戒避難体制の整備」で定めるところによるものとする。

2－25－3 高潮災害予防対策

本市の海岸は、台風時や冬季風浪による人家、農地等への被害を受けやすい地形であるが、海岸保全施設について、相当の部分で整備が進められている。一方で、県は、水防法に基づき「想定し得る最大規模の高潮」を前提とした高潮浸水想定区域図を公表している。

市は、高潮被害を軽減するため、高潮ハザードマップを整備するとともに、警戒・避難を中心とする防災体制の強化を図るものとする。

また、海岸堤防等の決壊を防ぎ、風浪等による被害を未然に防止するため、関係機関と連携の下、海岸堤防等の改修工事を逐次推進していくとともに、台風時及び台風通過後等において施設の状況を調査し、県に報告するものとする。

第26章 地盤災害予防対策

【危機管理課、土木管理課、農林水産課】

市は、地すべり、山崩れ、がけ崩れ等による災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、地盤災害予防対策の推進を図るものとする。

2-26-1 地すべり等防止施設の整備

本市の地質は、中央構造線によって二分され、地質はいずれも風化剥離性に富む脆弱地質である。

このため、市は、風水害等により災害の発生が予想される地すべり危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区について、広報紙やチラシ等により防災知識の普及を図るものとする。また、人家や緊急輸送道路をはじめとする避難路や避難場所を保全する箇所等については、県の協力の下、優先的に防災施設の整備・修繕を行うなど土砂災害対策事業を推進するほか、土砂災害警戒区域等における警戒避難体制を整備するものとする。

さらに、早期避難の参考となる雨量情報など、土砂災害関連情報を提供するシステムの活用に努めるとともに、土砂災害時には、各防止施設に異常がないか点検パトロールを行うなど、二次災害を防止する体制を整備するものとする。

1 地すべり対策事業の施行

ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設などの直接被害にとどまらず、その後の降雨等により重大な二次災害の発生が予想されるため、災害防止に必要な地すべり防止の諸施策の推進を図るものとする。

また、大規模な地すべりによる土砂災害が急迫している状況においては、県が実施する緊急調査により得られた被害想定区域等に関する情報の提供を受け、避難情報発令の判断等に活用するとともに、住民へ周知するものとする。

2 砂防事業の施行

砂防設備の整備については、土石流危険渓流を対象に砂防堰堤工、渓流保全工などの防止工事の推進を図るものとする。

3 急傾斜地崩壊対策事業の施行

急傾斜地の崩壊により人的被害が発生するおそれのある区域の危険区域への指定を促進し、区域内の行為を制限するとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事の推進を図るものとする。

4 土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む。）における警戒避難体制の整備

県が実施する土砂災害防止法に基づく基礎調査に基づき、県と協力してその結果の公表を行い、土砂災害の危険性を住民に周知するものとする。

さらに、必要に応じて土砂災害警戒区域等についての指定を県に要請し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規制、既設住宅の移転促進等のソフト対策を推進するものとする。

土砂災害警戒区域の指定を受けた場合、市地域防災計画において警戒区域ごとに以下の情報、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

なお、要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置づける際等には、施設管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上に努めるものとする。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集・伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) 救助に関する事項
- (6) 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (7) 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法
- (8) 土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物（総合防災マップ等）の配布等により住民に周知する。

2－26－2 農地保全

市は、風水害等の異常な自然現象に際し、崩壊の危険のある農地農業用施設の保全を図るものとする。

2－26－3 治山

市は、林地の保全に係る治山施設の設置を促進することによって、流域の保全及び土砂崩壊等による災害の防止を推進するものとする。

また、荒廃地及び荒廃の兆しのある山地災害危険地区のうち、地況、林況、地質特性、保全対象等から判断し、緊急を要するものから治山事業の推進を図るものとする。

第 2 7 章 海上災害予防対策

【危機管理課、伊予消防署、第六管区海上保安本部】

市は、海上における災害を予防するため、国、県、県内市町及びその関係機関等と連携の下、次のような予防措置を実施するものとする。

2－27－1 県、警察、県内市町、消防機関、四国地方整備局及び海上保安部の活動

1 関係機関の協力体制の確立

各機関は、日頃から情報交換を密にするとともに、海上災害を想定した防災訓練の実施・参加等を通じて、機関相互の緊密な協力体制の確立に努めるものとする。

2 訓練の実施

各機関は、単独又は合同で防災に関する訓練を積極的に実施し、防災能力の維持・向上に努めるものとする。

3 防災思想の普及及び高揚

各機関は、単独又は合同で防災に関する広報、教育等を積極的に実施し、関係者や住民に対する防災思想の普及・高揚に努めるものとする。

4 資機材等の整備

各機関は、海上災害時に迅速に対応できるよう、応急対策活動に必要な船舶、車両、通信機器、流出油防除資機材等の整備に努めるものとする。

5 調査研究

各機関は、防災に関する資料の収集及び調査研究を定常的に行うとともに、調査研究成果について関係機関へ情報提供を行い、情報の共有化を推進するものとする。

2－27－2 松山地区排出油等防除協議会との連携

市は、松山地区排出油等防除協議会において、松山海上保安部の指導の下、次に掲げる災害予防活動を実施するものとする。

1 関係機関の協力体制の確立

各機関は、日頃から情報交換を密にするとともに、海上災害を想定した防災訓練の実施・参加等を通じて、機関相互の緊密な協力体制の確立に努めるものとする。

2 流出油防除資機材及び通信機器等の整備

各機関は、オイルフェンス、吸着材、油処理剤等の流出油防除資機材及び防災無

線の整備促進に努めるものとする。

3 訓練の実施

大規模な海上流出油災害を想定した訓練に積極的に参加し、防災能力の維持・向上に努めるものとする。

第 28 章 航空災害予防対策

【危機管理課、伊予消防署、松山空港事務所】

市は、航空機墜落等の大規模な航空機事故による航空災害を防止するために、国の機関並びに県及び関係機関は、被害の軽減を図るため、必要な予防措置を実施するものとする。

2－29－1 防災体制の整備

松山空港事務所は、松山空港緊急計画を定め、松山空港及び隣接区域において、航空機事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の関係機関の果たすべき役割を明確にし、円滑な消火救難・救急医療活動に努めることとしている。

2－29－2 松山空港緊急時対応計画検討委員会の活動

松山空港事務所は、上記の目的を遂行するため、県、市町、消防、警察、医療機関、自衛隊、海上保安庁、税関、N T T、航空運送事業者等で松山空港消火救難活動協議会を組織することとしている。

2－29－3 松山空港消火救難協力隊の活動

松山空港事務所は、空港内事業者で組織する松山空港消火救難協力隊の充実を図り、災害が発生した場合は、迅速な消火救難活動が実施できるよう努めることとしている。

2－29－4 防災訓練の実施

松山空港消火救難活動協議会は、松山空港緊急計画に基づき航空機災害を想定した訓練を実施するものとする。

第 29 章 危険物等災害予防対策

【危機管理課、伊予消防署】

市及び伊予消防署は、火薬類、高圧ガスや石油類等の危険物による災害を防止するため、次の対策を実施し、防災機能の強化を推進するものとする。

2-29-1 火薬類、高圧ガス及び石油類等の災害予防対策

1 予防査察等の強化

市及び伊予消防署は、火薬類、高圧ガス、石油類等の製造所、販売所、貯蔵所等の施設並びに消費場所に対し、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等の規定に基づく保安検査、立入検査を実施し、基準適合状況を確認するとともに、危険予防の指導を行い、自主保安体制の確立を図るものとする。

2 予防教育の徹底

- (1) 伊予消防署は、危険物の製造所、販売所、貯蔵所等及び消費場所の作業主任者、保安係員、保安監督者及び取扱者に対し、保安講習等による教育を実施するものとする。
- (2) 伊予消防署は、関係事業者に対し、必要に応じて保安教育計画を作成させ、これに基づく従事者への教育を徹底させるなどを指導するものとする。

3 防災訓練の実施

市及び伊予消防署は、災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、県、関係保安団体及び事業所等と共同し、合同防災訓練を実施するものとする。

2-29-2 毒物劇物による災害予防対策

1 応急対策教育の徹底

伊予消防署は、毒物劇物の製造業者がそれぞれ自主的に作成している「危害防止規定」を順守するよう教育指導するものとする。

2 毒物劇物の製造量及び同貯蔵量の把握

伊予消防署は、製造業者等が実施する毒物劇物の製造量及び貯蔵量の定期的な調査結果を受け、その実態を把握するものとする。

第 30 章 火災予防対策

【危機管理課、伊予消防署】

市及び伊予消防署は、各種火災に対処するため、消防職員及び消防団員の教養訓練と消防諸施設の拡充強化を図るものとする。

また、消防思想の普及・徹底に努め、もって住民の生命・身体・財産を保護し、火災による被害の軽減を図るものとする。

2-30-1 消防職員及び消防団員の教育・育成

市及び伊予消防署は、消防職員及び消防団員に対して消防・救助業務等に関する知識、活動技術の習得又は向上を図れるよう、定期的に教育実習を行うとともに、愛媛県消防学校等への入校を推進し、より専門的な知識・技能の習得又は向上を図るものとする。

また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）第 3 条に定める基本理念に基づき、消防団の強化、消防団への加入促進等による地域防災力の強化に努めるものとする。

2-30-2 消防統計及び消防情報

伊予消防等事務組合消防本部は、毎年消防統計を作成し、火災に対する予防、防御の資料とするほか、機動化、化学化した各種消防情勢を広報するとともに、特殊火災、大火災に対する防御活動の検討会を実施し、防御の適否を判断して、教養訓練の充実と将来の火災防御活動及び火災予防対策の万全を期するものとする。

2-30-3 消防施設の拡充強化

市及び伊予消防署は、消防力の整備指針に基づき、消防施設の拡充強化を図り、消防の機動化、科学化を行い、有事即応体制の確立に努めるものとする。

1 消防施設の拡充・整備

(1) 消防機械器具の整備

消防用機械器具については、別に定める消防施設整備計画に基づき、順次整備するものとする。

(2) 消防水利の整備

消防水利の不足する地域については、防火水槽の設置等により速やかに整備するものとする。

(3) 消防通信施設の整備

災害時における消防の通信連絡を確保するため、消防用無線設備の設置及び整備を図るものとする。

2 消防機械の点検・整備

(1) 通常点検

ア 伊予消防署

消防署長は、毎日、資機材の整備点検を行う。

イ 消防団

各分団に月 1 回以上、分団長の責任において資機材の整備、放水試験等を実施する。

(2) 特別点検

消防署長は、毎月 1 回資機材の整備点検を行う。

2-30-4 防火思想の普及

市及び伊予消防署は、生活様式の変化により、火気の使用が激増し、これに伴う防火思想の高揚が急務であることから、春秋 2 回の火災予防運動を軸として各種団体の協力を求め、警火心の喚起と防火思想の普及に努めるものとする。

2-30-5 火災予防

市及び伊予消防署は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条に定める、防火管理体制と消防用設備の設置並びに伊予消防等事務組合火災予防条例に基づく消火施設、火気施設、大量可燃物の規制及び器具等の整備点検を確実に行之、火災予防の徹底を図るものとする。

また、消防法第 22 条に規定する火災気象通報を知事から受けた場合、又は気象状況が火災予防上危険である場合、市長は、必要に応じ火災警報を発令し、火災予防の万全を期するものとする。

1 火災警報の発令基準

消防法第 22 条第 2 項の規定により、知事から火災気象通報を受けたとき、又は地域的气象状況が火災の予防上危険である場合、市長は次の基準により火災警報を発令するものとする。

- (1) 実効湿度が 60% 以下であって、最低湿度は 40% を下り、最大風速が 7 m を超える見込みのとき。
- (2) 平均風速 10m 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。
- (3) その他特に必要と認めるとき。

2 火災警報の解除

火災の予防上危険な気象状況でなくなったときには、解除するものとする。

3 火災警報の周知及び連絡

火災警報を発表したとき、又は解除したときは、住民及び関係機関に周知徹底を

図るとともに、県に連絡するものとする。

4 火災に関する警報の発令中における火の使用制限

伊予消防等事務組合火災予防条例の規定に基づき、火災警報発令時には火の使用を制限するものとする。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて伊予消防等事務組合長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- (7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

5 消防機関の警戒措置体制の確保

伊予消防署は、火災に関する警報の発令中における警戒措置体制の確保を図るため、あらかじめ次の警戒計画を定めておくものとする。

- (1) 警戒のための組織体制
- (2) 警戒区分の分掌
- (3) 警戒出動のための要員出動又は伝達方法
- (4) 煙火打上げ、火入れ等の火気使用制限などの規制計画
- (5) 消防無線、有線放送等の通信系の確保及び上水道、用水路等の水利統制のための要員待機計画

6 特殊防火対象物の警戒

大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場等並びに文化財等について、防火管理者の協力により特別警戒措置がとられるよう、あらかじめ協議の上、所要の警戒計画を定めておくものとする。

7 火災発生防止の緊急徹底

- (1) 防災行政無線等による緊急広報
- (2) 予防広報等（広報車の巡回及び有線放送施設の利用）
- (3) 特別予防査察

2－30－6 予防査察等

消防署長又は市長は、特に必要があると認められるときは、消防法第4条及び第4条の2の規定に基づいて予防査察を実施するものとする。

- (1) 予防査察

- ア 定期予防査察
春秋２回、分団ごとに全世帯に対して実施する。
 - イ 臨時予防査察
 - ウ 特別予防査察
- (2) 防火管理者の講習及び指導
 - (3) 予防広報

2－30－7 消火活動

消防署長及び市長は、火災の通報、応急消火の義務、緊急自動車の優先通行の主旨の普及・啓発に努め、消火活動について消防と一般人の一体化を図るものとする。

2－30－8 災害防御の措置

消防署長及び市長は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 43 条の規定による非常事態に際し、知事から火災防御の措置について必要な指示を受けた場合、防御措置の早期確立を期するものとする。

第 3 1 章 林野火災予防対策

【危機管理課、農林水産課、伊予消防署】

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。

このため、市は、次のとおり林野火災消防計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減を図るものとする。

2－3 1－1 林野火災消防計画の確立

市長は、関係機関と密接な連絡をとり、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林作業の状況等を調査検討の上、次の事項について林野火災消防計画を策定するものとする。

1 特別警戒実施計画

特別警戒の実施区域、時期、実施要領等について定めるものとする。

2 消防計画

消防分担区域、出動計画、防御・鎮圧要領等について定めるものとする。

3 資機材整備計画

林野火災用消防水利及び消防施設の整備・拡充について定めるものとする。

4 啓蒙運動の推進計画

山火事予防のポスター、立看板、横断幕等各種広報等の実施について定めるものとする。

5 林野火災防御訓練の実施計画

市単独若しくは県及び関係機関と連携した訓練の実施等について定めるものとする。

2－3 1－2 林野所有（管理）者の予防対策

林野所有（管理）者は、次に掲げる予防対策を講じ、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るものとする。

- (1) 防火帯としての役割を加味した林道網の整備
- (2) 防火帯防火樹帯の設置及び造林地への防火樹の導入
- (3) 自然水利の活用等による防火用水の確保及び防火用工作物の整備
- (4) 事業地の防火措置の明確化
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）、火入れに関する条例及び伊予消防等事務組

合火災予防条例等の厳守

(6) 消防機関等との連絡方法の確立

(7) 火災多発期（２月～５月）における見巡りの強化

２－３１－３ 林野火災対策用資機材の整備

市及び林野の所有（管理）者は、林野火災対策用資材（トラック、ジープ、工作車、チェーンソー、鋸、鋤、鎌、トランシーバー等）の整備に努めるものとする。

２－３１－４ 空中消火体制の活用

県や自衛隊のヘリコプターの派遣には時間を要することから、市は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、県に対して、早期に空中消火を要請できる体制を整備するものとする。

体制の整備に当たっては、知事に対し、必要に応じて自衛隊（ヘリコプター）の派遣要請を行うことについても留意するものとする。

第32章 災害復旧・復興の備え

【全部署】

2-32-1 平常時からの備え

市は、県と連携し、平常時から他の防災関係機関や企業等との間で協定を締結し、訓練等を通じて災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保も留意しながら連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

1 民間事業者等との協定締結の推進

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

2 建設業従事者の確保

市は、速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等とともに、担い手の確保・育成に取り組むよう努めるものとする。

3 男女共同参画の視点からの災害対応

市は、男女共同参画の視点からの災害対応について、防災担当部局と男女共同参画部局等の連携体制を構築するとともに、平常時及び災害時における役割を明確化しておくよう努めるものとする。

また、市の防災会議、災害対策本部等への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点からの取組みに関する理解促進が得られるよう努めるとともに、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底を図るものとする。

4 人材確保体制の整備

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

2－3 2－2 複合災害への備え

1 複合災害への対応

市は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

なお、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

2 訓練の実施

市は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

また、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

2－3 2－3 災害廃棄物の発生への対応

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制及び関係機関・民間事業者との協力体制の確立並びに十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努めるものとする。

また、市内で一定程度の余裕を持った処理施設的能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。

さらに、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の体制の整備に努めるものとする。

2－3 2－4 各種データの整備保全

1 各種データの総合的な整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備するものとする。

- (1) 戸籍
- (2) 住民基本台帳
- (3) 地籍
- (4) 建築物

- (5) 権利関係
- (6) 施設
- (7) 地下埋設物等情報及び測量図面
- (8) 情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制

2 データバックアップの実施

市は、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努めるものとする。

3 公共土木施設

公共土木施設管理者においては、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

2-3 2-5 保険・共済の活用

保険・共済は、災害による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、市は、その制度の普及促進にも努めるものとする。

2-3 2-6 復興事前準備の実施

市は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組みを推進するものとする。

また、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

2-3 2-7 復興対策の研究

市は、関係機関と連携の下、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

第3編 災害応急対策

台風等による大規模な風水害等の災害が発生した場合、家屋の倒壊、床上・床下浸水、火災、がけ崩れの発生、道路・橋りょうの損壊にとどまらず、人命の損傷など多くの被害を受けることとなり、さらに、生活関連施設の機能停止等による被害も予想される。このような被害の拡大を防止し、又は軽減するため、災害が発生し又は発生のおそれがある場合における災害発生の防御又は応急復旧対策に関する計画を樹立し、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施するものとする。

第 1 章 応急措置の概要

【危機管理課、関係機関】

市、県、住民及び関係機関が行うべき応急措置の概要は、次のとおりである。

3－1－1 市のとるべき措置

- (1) 災害発生又は災害発生のおそれがある場合の県に対する報告
- (2) 気象に関する予警報の周知徹底
- (3) 災害調査及び災害情報の県に対する報告
- (4) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令並びに被災住民の受入れ
- (5) 消防団に対する出動命令又は警察官若しくは海上保安官に対する出動要請
- (6) 警戒区域の設定と避難措置
- (7) 指定避難所等の設置・運営
- (8) 自衛隊の派遣、緊急援護備蓄物資の供給等の県に対する要請
(必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知)
- (9) 救援物資の配付
- (10) 被災者収容施設の供与
- (11) 応急文教対策の実施
- (12) 被災箇所の応急復旧
- (13) 水難救護法（明治32年法律第95号）による遭難船舶の救護
- (14) その他応急対策の実施

3－1－2 県のとるべき措置

- (1) 市町及び関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請
- (2) 市町及び関係機関からの災害発生等の報告受理
- (3) 被害状況の把握及び情報の収集
- (4) 関係機関への被害状況の通報
- (5) 関係機関との応急対策の協議及び調整
- (6) 放送機関への緊急放送要請
- (7) 自衛隊の災害派遣要請
- (8) 医師会、日赤への救護班の派遣要請
- (9) 緊急援護備蓄物資の供給
- (10) 救援物資の調達及び輸送
- (11) 応急仮設住宅の建設
- (12) 医療、助産、防疫、保健衛生、清掃等の措置の実施
- (13) 応急文教対策の実施
- (14) 被災地の警備、交通の確保及び規制
- (15) 人心安定のための広報

- (16) 被災地の応急復旧
- (17) その他応急対策の実施

3－1－3 住民のとりべき措置

- (1) 災害発生又は災害発生のおそれがあることを発見した場合の市長又は警察官若しくは海上保安官への通報
- (2) 地域の相互扶助に基づく初期消火、炊き出し等の応急措置
- (3) 救援隊の救助作業に対する協力
- (4) 安全地域への避難

3－1－4 関係機関のとりべき措置

- (1) 災害情報の市町、県等に対する通報
- (2) 救援隊の派遣、救助、資機材配付等の県に対する要請
- (3) 市及び県の要請に基づく救援の実施
- (4) 応急復旧作業の実施

第2章 防災組織及び編成

【全部署】

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市及び防災関係機関は、速やかにそれぞれの災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備するものとする。

3-2-1 市の防災組織体制

1 市災害対策本部

(1) 設置及び廃止基準

ア 設置基準

- (ア) 市域に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報（以下「警報」という。）又は津波注意報が発表されたとき。
- (イ) 市域に震度4以上の地震が発生したとき。
- (ウ) 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
- (エ) 市域に災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が災害応急対策の必要があると認めたとき。
- (オ) その他本部長（市長）が設置する必要があると認めたとき。

イ 廃止基準

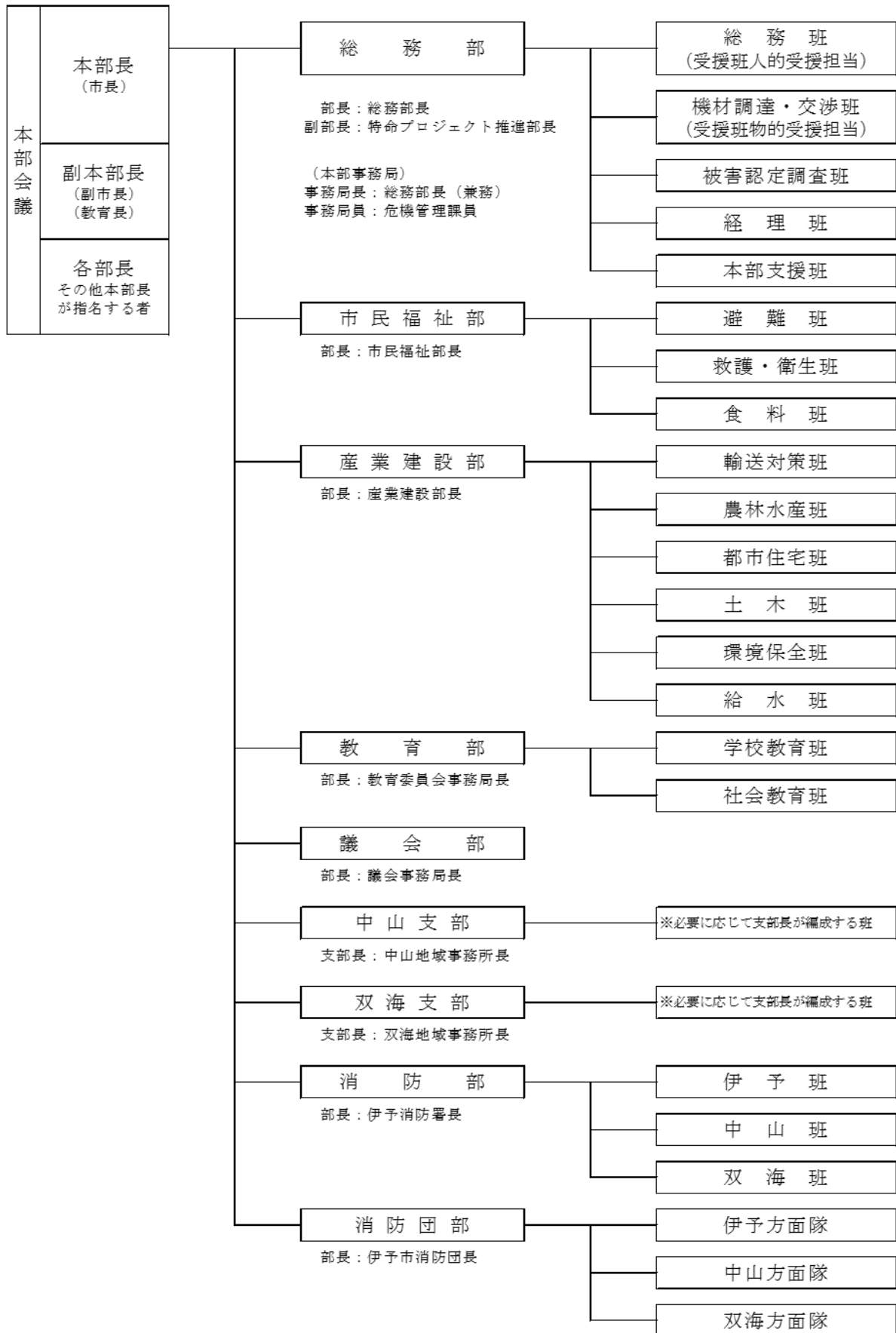
- (ア) 予想される災害の発生がないとき。
- (イ) 災害応急対策が完了したとき。

(2) 組織

ア 伊予市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）は、本部長、副本部長、部長、班長及び班員で構成するものとする。

イ 本部長には市長を、副本部長には副市長、教育長を、部長には関係部（局長を、班長には関係課長を、班員には班長が所属する課の職員をもって充てるものとする。

ウ 市災害対策本部の組織は、「伊予市災害対策本部運営要領」に定めるところによるものとし、その概要は下記のとおりとする。



(3) 所掌事務

ア 市災害対策本部が所掌する主な事務は、次のとおりとし、市災害対策本部の置かれる市庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難情報の発令等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

- (ア) 風水害等に備えるための動員の実施及び事前対策の検討
- (イ) 災害応急対策に必要な情報の収集・伝達
- (ウ) 災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成
- (エ) 災害予防及び災害応急対策の実施並びに住民の混乱防止に必要な広報
- (オ) 消防、水防その他の応急措置
- (カ) 被災者の救助、救護その他の保護
- (キ) 施設及び設備の応急復旧
- (ク) 防疫その他の保健衛生
- (ケ) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令
- (コ) 緊急輸送の実施
- (サ) 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保及び供給
- (シ) 県災害対策本部（県災害警戒本部）への報告及び必要な要請
- (ス) 県災害対策本部（県災害警戒本部）との災害応急対策の連携
- (セ) 防災関係機関に対する資料・情報の提供等の協力要請
- (ソ) 自主防災組織との連携及び指導
- (タ) ボランティア等への支援

イ 消防（水防）機関は、特に次の事項を重点的に実施するものとする。

- (ア) 伊予消防署
 - a 被害状況等の情報の収集・伝達
 - b 消火活動、水防活動及び救助活動
 - c 地域住民等への避難指示の伝達
 - d 火災予防の広報
- (イ) 消防団（水防団）
 - a 被害状況等の情報の収集・伝達
 - b 消火活動、水防活動及び救助活動
 - c 指定緊急避難場所の安全確保及び避難路の確保
 - d 地域住民等の指定緊急避難場所への誘導
 - e 住民等の危険区域からの避難の確認
 - f 自主防災組織との連携、指導及び支援

(4) 市災害対策本部会議の開催

本部長は、市災害対策本部を設置した場合、市災害対策本部会議を開催し、応急対策活動等について協議するものとする。

(5) 参集及び配備

市災害対策本部が設置された場合、直ちに職員が参集し、所定の場所において全力をあげて防災活動を実施するものとする。

3-2-2 発災前からの警戒体制の強化

風水害等の進行型災害に対し、市、県、及び防災関係機関が速やかに連携を図ることができるよう、発災前の気象状況等に応じて各機関が取るべき行動を時系列で整理した「タイムライン」を共同で作成し、互いに共有することによって連携を深め、より迅速な警戒体制の強化を図るものとする。

3-2-3 動員計画

1 配備基準

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害の状況に応じて次の配備体制をとるものとする。

態勢区分	配 備 条 件	参集規模の概要	職員配備計画
初動態勢	① 市に警報が発表されたとき。 ② その他本部長が必要と認めたとき。	情報収集・連絡、住民広報の検討及び実施のための人員	「伊予市職員配備計画」に定めるところによるものとする。
災害警戒態勢	① 市に警報が発表され、災害が発生又は発生するおそれがあるときで、災害応急対策の必要があるとき。 ② その他本部長が必要と認めたとき。	予見される災害応急対策を実施するための人員	「伊予市職員配備計画」に定めるところによるものとする。
災害対策態勢	① 市に警報が発表され、市全域にわたり大規模な災害が発生又は発生するおそれがあるときで、災害応急対策の必要があるとき。 ② その他本部長が必要と認めたとき。	広範囲にわたる災害応急対策を実施するための人員	「伊予市職員配備計画」に定めるところによるものとする。

2 市職員の動員

(1) 配備体制の決定

配備体制の決定は、上記1に示す配備基準に基づき、自動配備をとるほか、市長の指示により総務部長が決定する。

(2) 権限委譲

市長が不在又は職務の遂行が困難な場合、次の順位で権限を委譲する。

- ア 副市長
- イ 教育長
- ウ 総務部長
- エ その場における最高責任者

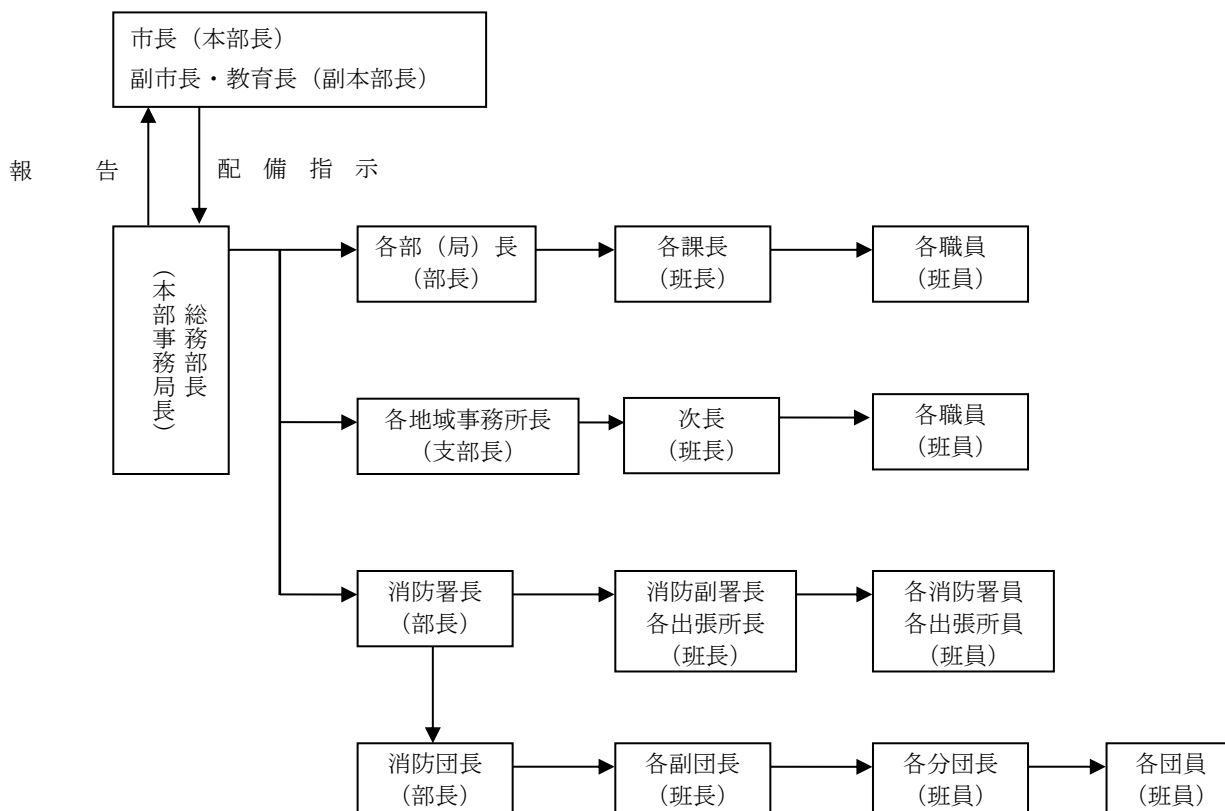
3 動員の伝達

動員の伝達は、次により行い、各課長（班長）は配備状況について、各部長（部長）に報告し、各部長（部長）は、総務部長（本部事務局長）を通じ、市長（本部長）に報告するものとする。

(1) 伝達系統等

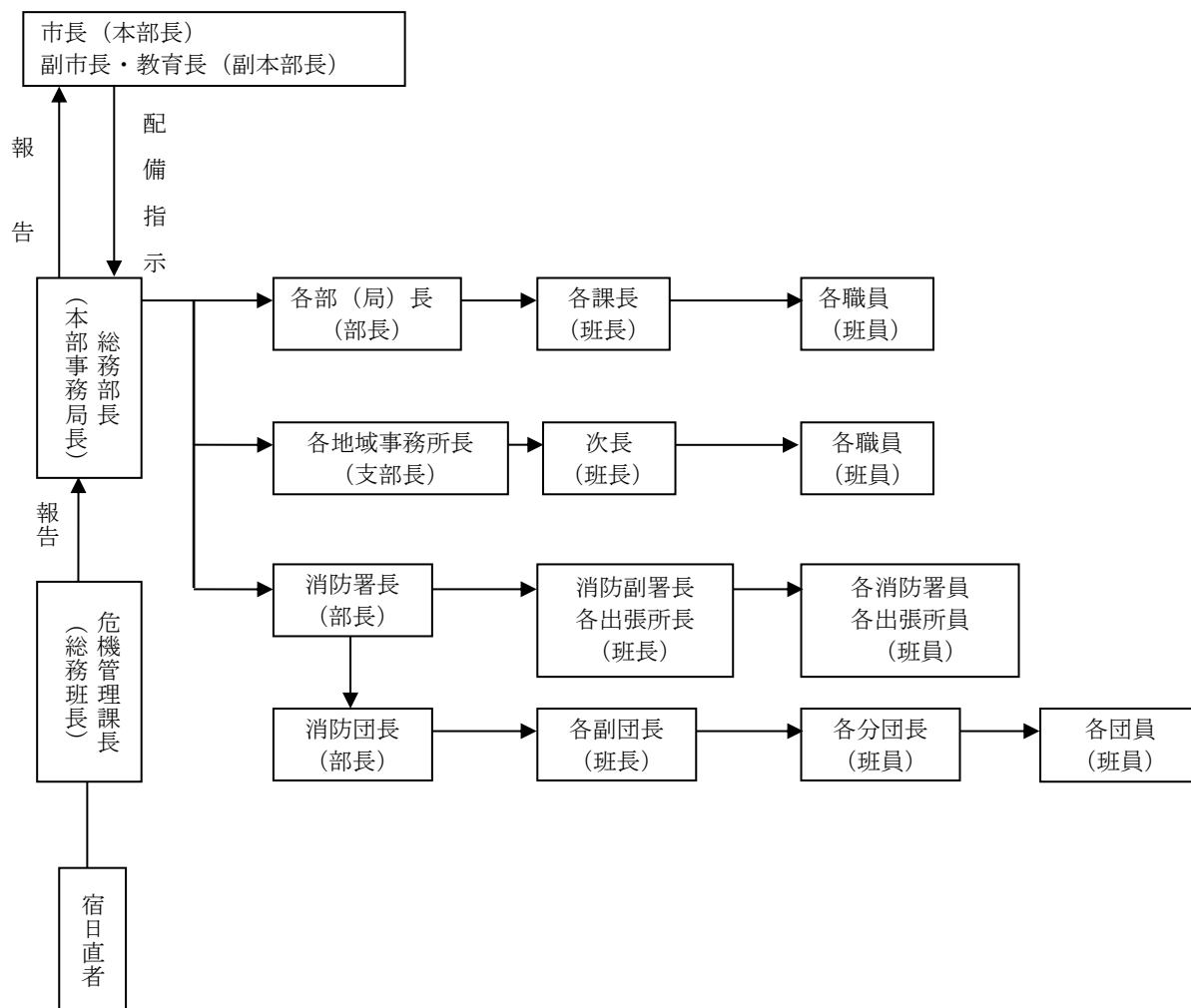
ア 勤務時間内における伝達

- (ア) 災害発生が予想され、又は災害が発生した場合、本部事務局長は、各部長に電話、口頭等で伝達するとともに、伊予市緊急時職員参集システム、庁内放送等によりこれを徹底するものとする。
- (イ) 各部長・支部長は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。
- (ウ) 消防団員の動員は、市災害対策本部又は伊予消防署から電話、Eメール、サイレン、防災行政無線等により招集し、消防部長は、市長（本部長）の配備指示に基づき、必要な消防職員及び消防団員を動員するものとする。



イ 勤務時間外及び休日における伝達

- (ア) 当直者は、気象予警報・災害情報の伝達又は通報があり、災害発生が予想されるときは、直ちに危機管理課長（総務班長）に連絡するものとする。
- (イ) 危機管理課長（総務班長）は、総務部長（本部事務局長）に報告するものとする。
- (ウ) 総務部長（本部事務局長）は、市長（本部長）、副市長・教育長（副本部長）にその旨を報告し、配備体制の指示を受けた場合には、各部長等に連絡するとともに、伊予市緊急時職員参集システムによりこれを徹底するものとする。
- (エ) 各部長は各課長（班長）に伝達し、各課長（班長）等は、あらかじめ定めた伝達システムにより所属職員への周知徹底を図るものとする。
- (オ) 消防団員の動員は、勤務時間内における伝達と同様、市災害対策本部（市災害警戒本部）又は伊予消防署から電話、サイレン、防災行政無線等により招集し、消防部長は、市長（本部長）の配備指示に基づき、必要な消防職員及び消防団員を動員するものとする。



(2) 伝達事項

配備の伝達時には、次の事項を伝達する。

- ア 配備体制
- イ 参集時間及び参集場所（本部設置場所等）
- ウ 装備等
- エ その他必要と認める事項

4 自主参集

あらかじめ指定された職員は、動員命令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等により災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、直ちに自主的に登庁し、配備体制につくものとする。

その他の職員は、登庁の連絡を受けた場合は、直ちに登庁するものとする。ただし、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する部署の関係機関に参集し、応急活動に従事するものとする。

第3章 通信連絡

【危機管理課、総務課】

市は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、防災関係機関相互及び住民との間における気象等に関する予警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理・伝達を迅速かつ確実に行うため、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の確保に万全を期するものとする。

3-3-1 通信連絡手段

市は、災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡を次の手段のほか、衛星携帯電話、IP無線、衛星インターネット等、多様な通信手段で行うものとする。

1 専用通信設備の使用

- (1) 県防災通信システム（地上系・衛星系）
- (2) 防災行政無線
- (3) 消防無線

2 公衆通信設備の優先利用

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに備え、平常時から最寄りの西日本電信電話株式会社支店・営業所に要請し、災害時優先電話の指定を受けておくものとする。

3 他の機関の専用通信設備の利用

災害対策基本法第57条、同第61条の3、同第79条、災害救助法第11条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定に基づき使用できる他の機関の通信設備は次のとおりである。

- (1) 警察通信設備
- (2) 県防災通信システム（地上系・衛星系）
- (3) 他市町の防災行政無線設備
- (4) 国土交通省無線設備
- (5) 鉄道通信設備
- (6) 電力通信設備
- (7) 自衛隊通信設備

4 非常通信の利用

電波法（昭和25年法律第131号）第52条、同第74条の規定により無線局を開設している者に対して非常通信を依頼し、通信手段の確保に努めるものとする。

5 放送の利用

災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対してとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めたとき、又は避難の指示及び緊急安全確保措置を指示する場合において、緊急を要し、特に必要がある場合は、災害対策基本法第 57 条、同第 61 条の 3、災害対策基本法施行令第 22 条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送局に緊急放送を要請することができる。

なお、緊急放送の要請は、原則として知事を通じて要請するものとする。ただし、県に県災害対策本部（県災害警戒本部）が設置されていない場合で特に緊急を要する場合は直接要請するものとする。

(1) 放送要請事項

ア 市内の大半にわたる災害に関するもの

イ その他広域にわたり周知を要する災害に関するもの

(2) 放送要請内容

ア 放送を求める理由

イ 放送内容

ウ 放送範囲

エ その他必要な事項

(3) 要請責任者

放送要請を行う場合は、責任者の職氏名を告げて行うものとする。

6 インターネットの利用

災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で、特に必要があると認めたとき、又は避難の指示及び緊急安全確保措置を指示する場合において、緊急を要し、特に必要がある場合は、災害対策基本法第 57 条、同第 61 条の 3、災害対策基本法施行令第 22 条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、ポータルサイト・サーバー運営業者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを要請することができる。

3-3-2 孤立地域との通信連絡

災害により通信が途絶し、連絡が困難な孤立地区が発生した場合、市は、衛星携帯電話、アマチュア無線等を活用した通信の確保に努めるとともに、県に対する県消防防災ヘリコプターの出動要請若しくはバイク等を活用するなどして、孤立地域との連絡に努めるものとする。

第4章 情報活動

【危機管理課、総務課、伊予消防署】

市は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に市職員を動員し、又は県及び関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなど、速やかに関係機関に伝達し、情報を共有するものとする。

3-4-1 情報活動の強化

1 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市域内（海上を含む。）で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力を得て、正確な情報の収集に努めるものとする。

なお、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡するものとする。

また、通信の途絶等により県へ連絡できない場合、直接国（総務省消防庁経由）へ連絡するものとし、通信の途絶が解消次第、県へ報告するものとする。

2 情報活動における連携強化

- (1) 市と県の間における情報の収集・伝達は、市災害対策本部と県災害対策本部（県災害警戒本部）地方本部のルートを基本として、伊予警察署及び各防災関係機関と密接な連携の下に行うものとする。
- (2) 情報活動の連携強化のため、伊予警察署は、必要に応じて市災害対策本部に警察官を派遣することとしており、県災害対策本部（県災害警戒本部）地方本部も必要に応じて市災害対策本部に職員を派遣することとしている。

3 報道機関との情報活動の連携

災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で、特に必要があると認めたときは、災害対策基本法第57条の規定により、報道機関に緊急放送を要請するものとする。

放送要請は、原則として県を経由し行うが、県に災害対策本部（災害警戒本部）が設置されていない場合で、特に緊急を要する場合は、直接要請するものとする。

4 発見者の通報義務

災害の発生又は災害の発生が予測される異状現象を発見した者は、市長（本部長）又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

3-4-2 処理すべき情報の種類

1 県の活動

(1) 災害情報等の受理・伝達・周知

ア 国（気象庁）から伝達される気象情報、警報等は、県災害対策本部又は県災害警戒本部（県災害対策本部又は県災害警戒本部設置前においては防災危機管理課）で受理することとなっている。

イ 各市町及び各防災関係機関に対する災害情報等の伝達は、県防災通信システム（地上系・衛星系）をはじめ多様な通信手段により行うこととしている。

ウ 住民に対する情報の伝達は、県のホームページのほか、報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得て周知徹底を図ることとしている。また、県の防災メール、緊急速報メール、ソーシャルメディア等多様な手段による情報伝達にも努めることとしている。

(2) 被害状況及び災害応急対策に関する情報

県が収集・伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

なお、被害状況を早期に把握するため、県消防防災ヘリコプターテレビ電送システム、無人航空機や固定カメラ、震度情報ネットワークシステム、潮位観測システム、四国地方整備局からの映像情報等を活用し、情報の収集伝達に努めるとともに、県災害情報システムによる情報共有機能の強化に努めることとしている。

ア 被害状況

イ 火災の発生状況と延焼拡大状況

ウ 市町及び防災関係機関の災害応急対策実施状況及び災害対策本部設置状況

エ 交通規制等道路交通状況

オ ガス、水道、電気、電話等ライフライン関連施設の状況

カ 住民の避難状況

キ 県が実施する応急対策の活動状況

ク 自衛隊活動状況

ケ 緊急等輸送実施状況

コ 後方医療機関の活動状況

サ その他

2 市の活動

(1) 災害情報等の受理・伝達・周知

ア 国（気象庁）及び県から通知される気象情報、警報等は、市災害対策本部において受理するものとする（市災害対策本部設置前においては危機管理課

とする。)。

イ 受理した情報については、防災行政無線、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、インターネット（ホームページ、ソーシャルメディア）、いよし安全・安心メール、携帯電話会社が提供する緊急速報メールサービス、自主防災組織等の活用など、伝達手段の多重化・多様化に努め、住民に対して周知徹底を図るものとする。

(2) 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

市が収集・伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

また、119 番通報状況による被害概況の早期把握と、市職員を地域へ派遣するほか、消防団員、自主防災組織の構成員等の中から情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定めるなど、迅速かつ正確な情報収集に努めるものとする。

ア 被害状況

イ 避難の指示若しくは緊急安全確保措置の指示又は警戒区域設定状況

ウ 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況

エ 物資の価格及び役務の対価動向

オ 金銭債務処理状況及び金融動向

カ 指定避難所等の設置状況及び住民の避難生活状況

キ 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況

ク 観光客等の状況

ケ 市及び県の実施する応急対策の実施状況

3－4－3 情報の収集

市は、防災行政無線、消防無線、衛星携帯電話、県災害情報システム等多様な通信手段により情報を収集するほか、次の手段・方法を用いるものとする。

1 自主防災組織等を通じた収集

被害情報、災害応急対策実施状況等の収集は、関係機関や諸団体並びに自主防災組織等に協力を求めて実施するものとする。特に、初期の情報は、自主防災組織の長等を通じて直ちに市に通報されるよう体制を整えておくものとする。

2 市職員の派遣による収集

災害が発生したときは、直ちに災害調査班を編成するなど、必要に応じて、市職員を地域に派遣し、情報収集に当たるものとする。

3 参集途上の職員による収集

勤務時間外において災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行うものとする。

4 県への応援要請

市において、被害が甚大で情報の収集及び状況調査が不可能な場合や調査に専門的な技術を必要とする場合は、県又は関係機関に応援を要請するものとする。

5 防災関係機関からの収集

情報の収集、調査については、警察、県機関及び関係機関と十分連絡をとるものとする。

6 ヘリコプターによる情報収集

甚大な被害が予想される場合、市長（本部長）は、必要に応じて県、県警察、自衛隊及び第六管区海上保安本部並びにヘリコプターを所有する各機関に対し、次に掲げる事項について情報収集のための偵察活動を要請するものとする。

- (1) がけ崩れ、洪水、高潮等の状況
- (2) 火災発生場所及び延焼の状況
- (3) 道路被害状況（道路交通機能確保状況）
- (4) 建築物の被害状況（概括）
- (5) 公共機関及び施設の被害状況
- (6) 住民の動静等

3－4－4 情報の伝達

市と県との間の情報の伝達は、県防災通信システム（地上系・衛星系）や県災害情報システムをはじめ多様な通信手段で行うものとする。

また、住民への伝達は、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、Ｌアラート（災害情報共有システム）、インターネット（ホームページ、ソーシャルメディア）、いよし安全・安心メール、携帯電話会社が提供する緊急速報メールサービス、自主防災組織等の活用など、多様な手段を活用し、住民への確実な情報の伝達に努めるものとする。

3－4－5 報告及び要請事項の処理

1 報告責任者

市は、災害報告のため、あらかじめ報告責任者を定めておくものとする。

2 県災害対策本部（県災害警戒本部）地方本部に対する報告又は要請

(1) 報告すべき事項等

市は、被害状況のほか、要請事項や市の災害応急対策実施状況、市災害対策本部設置状況等を速やかに県に対して報告又は要請するものとする。ただし、通信の途絶等により県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告するものとし、県と連絡が付き次第、県にも報告するものとする。

また、消防機関への通報が殺到した場合は、直ちにその状況を県及び直接消防庁へも、原則として、覚知後 30 分以内に可能な限り早く、把握できた範囲で報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合、市は第一報後も引き続き報告を行うものとする。

なお、報告及び要請すべき事項の主なものは、次のとおりである。

- ア 緊急要請事項
- イ 被害状況
- ウ 市の災害応急対策実施状況

(2) 報告の方法

報告は次の方法により行うものとする。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告するなどあらゆる手段をつくして報告しなければならない。

- ア 県防災通信システム（地上系・衛星系）
- イ 電話
- ウ 県災害情報システム
- エ インターネット

(3) 報告の内容と時期

ア 発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、災害を覚知したとき直ちに即報するものである。

報告に当たっては、迅速を旨とし、概況を資料編「災害情報報告」の様式 1 に示す事項について報告することとし、特に人的被害、家屋被害の状況を優先して報告するものとする。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、逐次詳細を報告するもので、資料編「災害情報報告」の様式 2 に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、即報が 2 報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時刻を明らかにするものとする。

なお、報告の基準については、資料編「災害情報報告」の別表「災害の被害認定基準」によるものとし、報告に当たっては、伊予警察署等と緊密な連絡をとりながら行うものとする。

ウ 最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を、災害応急対策終了後 10 日以内に、資料編「災害情報報告」の様式 2 により行うものとする。

エ その他即報事項

次に掲げる事項が発生した場合、市は直ちに報告するものとする。

- (ア) 市災害対策本部（水防本部等を含む。）を設置又は解散したとき。
- (イ) 市長（本部長）が自ら災害に関する警報を発したとき。
- (ウ) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令を行ったとき。

(県への報告先)

区分 回線別		県庁 防災危機管理課	中予地方局 中予地方局総務県民課
N T T回線	電 話 F A X	089-912-2335 089-941-2160	089-909-8750 089-913-1140
県防災通信 システム	電 話 F A X	(7)-500-0-2335 500-201	(7)-503-0-310 503-21

(総務省消防庁への報告先)

区分 回線別		平日 (9:30~18:15) ※広域応援室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電 話 F A X	03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
消防防災無線	電 話 F A X	63-90-49013 63-90-49033	63-90-49102 63-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話 F A X	64-048-500-90-49013 64-048-500-90-49033	64-048-500-90-49102 64-048-500-90-49036

第5章 広報活動

【危機管理課、総務課、伊予消防署】

市は、県及び防災関係機関と相互の連携を密にして住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行うものとする。

なお、広報活動は、原則として市長（本部長）等が承認した内容を広報責任者が行うものとする。

3-5-1 市の活動

1 広報事項

市は、管内の各防災機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、生活に密接に関係のある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行うものとする。

主な広報事項は、次のとおりである。

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 災害の概況（火災状況等）
- (3) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保措置の指示
- (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所等
- (5) 電気、上・下水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (6) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (7) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (8) 防疫に関する事項
- (9) 救護所の開設状況
- (10) 被災者等の安否情報
- (11) 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- (12) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (13) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (14) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- (15) 災害復旧の見込み
- (16) 被災者生活支援に関する情報

2 広報実施方法

市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることや、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることに鑑み、あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車、インターネット等）を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行うものとする。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行い、特に、避難行動要支援者に対する広報は、あらかじめ策定した個別避難計画に基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保するものとする。

- (1) 防災行政無線による広報
- (2) 広報車による広報
- (3) 報道機関を通じた広報
- (4) 広報紙の掲示及び配布
- (5) 指定避難所等への市職員の派遣
- (6) 自主防災組織を通じた連絡
- (7) 総合案内所及び相談所の開設
- (8) インターネット（ホームページ、ソーシャルメディア）
- (9) いよし安全・安心メール等メール配信サービス
- (10) Lアラート（災害情報共有システム）

3 県に対する広報の要請

市が県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行うものとする。

4 報道機関に対する広報

市は、次に掲げる事項を積極的に報道機関に発表するとともに、収集した情報についてもその内容を提供するものとする。

- (1) 災害の種別及び発生日時
- (2) 被害発生場所及び発生日時
- (3) 被害状況
- (4) 応急対策の状況
- (5) 住民に対する高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保措置の状況
- (6) 住民又は被災者に対する協力及び注意事項

5 広報資料（写真）の収集

市は、報告、記録及び陳情用としての写真を収集するものとする。ただし、交通途絶等により市職員を現地に派遣できない場合は、現地民間人に撮影を依頼するものとする。

3－5－2 関係機関の活動

1 広報事項

防災関係機関は、各防災業務計画等の定めるところにより、災害の状況に応じ、次の事項について適宜適切な災害広報を実施することとしている。

- (1) 電気、上・下水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (2) 災害応急対策状況及び復旧見込

2 広報実施方法

広報は、市及び県との連携を密にした上で、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行うこととしている。

3-5-3 住民が必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。

情報源と主な情報内容は次のとおりである。

情報源	主な情報内容
・ラジオ ・テレビ ・ワンセグ放送 ・CATV ・インターネット	知事及び市長（本部長）の放送要請事項、災害情報、交通機関運行状況等
・防災行政無線 ・ソーシャルメディア ・緊急速報メール ・消防無線 ・広報車 ・いよし安全・安心メール等	主として市内の情報、指示、指導等
・自主防災組織を通じての連絡	主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
・サイレン等	ダムの放流、河川の増水及び火災発生のお知らせ
・市及び県のホームページ	各種警報、避難情報の発令状況、被害情報、道路情報等

3-5-4 広聴活動

市は、住民、関係者等からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対し、適切な緊急事態応急対策を推進するため、県と連携し、相談窓口等を開設するものとする。

3-5-5 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から問い合わせがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

第6章 災害救助法の適用

【福祉課、危機管理課、財政課】

市は、災害救助法の適用により応急的、一時的な救助を行い、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図るものとする。

3-6-1 災害救助法の適用

1 災害救助法の目的

災害救助法は災害に際して応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

2 救助の実施機関

災害救助法による救助は知事が実施し、市長（本部長）は補助機関として活動に当たるが、知事は、救助を迅速に行う必要がある場合は、救助の実施に関する事務の一部を市長（本部長）に委任することとしており、市長（本部長）への委任に当たっては、災害ごとに救助の事務の内容及び期間を市長（本部長）に通知して行うこととしている。

県から市長（本部長）への事務委任は以下の考え方により行うこととされている。

実施機関	担当する救助事務
市長（本部長） （原則県から委任）	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 医療及び助産（救護所における活動） 5 被災者の救出 6 被災した住宅の応急修理 7 学用品の給与 8 埋葬 9 死体の捜索及び処理 10 障害物の除去
知事 （原則県が実施）	1 応急仮設住宅の供与 ※愛媛県応急仮設住宅建設ガイドラインに定められた役割分担に基づき、県及び市が業務を実施。市は補助機関として業務に当たる。 2 医療及び助産（DMA Tの派遣等）

3 適用手続き

- (1) 市長（本部長）は、災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、直ちにその旨を、県災害対策本部地方本部を通じて知事

に報告するとともに、災害救助法を適用する必要がある場合は、併せてその旨を要請するものとする。

- (2) 災害救助法適用の要請を受けた知事は、災害救助法を適用すべきか否かを判断し、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに災害救助法に基づく救助の実施について、市長（本部長）に事務の内容及び期間を通知するとともに、内閣総理大臣に報告することとしており、災害救助法を適用したときは、速やかに告示することとされている。

3-6-2 適用基準等

1 適用基準

本市においては、次のいずれかの場合に適用される。

- (1) 住家等への被害が生じた場合
- ア 市域内の住家滅失世帯数が60世帯以上であるとき。
 - イ 県域内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、市域内の住家滅失世帯数が30世帯以上であるとき。
 - ウ 住家の滅失した世帯の数が県内合計で7,000世帯以上であって、市において多数の住家が滅失した場合であるとき。
 - エ 当該災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令に定める特別の事情*がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。

※内閣府令で定める特別の事情

被災者に対する食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とするとき。

- (2) 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準*に該当するとき。

※内閣府令で定める基準

- ①災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とするとき。
- ②被災者に対する食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とするとき。

2 滅失世帯の算定方法

災害救助法の適用基準にいう「住家滅失世帯数」は次のとおり算定するものとする。

住家が全壊、全焼、流失した世帯	1 世帯＝滅失世帯 1 世帯
住家が半壊、半焼した世帯	2 世帯＝滅失世帯 1 世帯
住家が床上浸水した世帯	3 世帯＝滅失世帯 1 世帯

(注) 床下浸水、一部損壊は換算しない。

3 住家の滅失等の認定基準

(1) 全壊、全焼、流失

住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。

(2) 半壊、半焼

住家その居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。

(3) 床上浸水

上記(1)、(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

3－6－3 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりである。

第7章 避難活動

【危機管理課、福祉課、子育て支援課、長寿介護課、健康増進課、都市住宅課、農林水産課、環境保全課、学校教育課、社会教育課、伊予消防署】

大規模災害時には、土砂災害、家屋倒壊等が予想される中、迅速かつ的確な避難活動を行う必要があるため、市は、住民の避難のために可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努めるものとする。その際、要配慮者についても十分配慮するものとする。

3-7-1 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令

市長（本部長）は、災害時に土砂崩れによる家屋倒壊など、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難情報の発令を行うものとする。

また、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

1 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準については、別途市が定める「避難情報判断伝達基準」に従って行うものとし、指定緊急避難場所や避難路をあらかじめ指定して、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

また、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

警戒レベルに対応した避難情報や住民等のとるべき行動等の関係については、資料編「警戒レベルと住民等のとるべき行動について」のとおりである。

(1) 高齢者等避難（警戒レベル3）

避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき。なお、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(2) 避難指示（警戒レベル4）

ア 暴風の来襲、断続的な大雨により災害の発生が予想され、生命、身体の危険が強まってきたとき。

イ 土砂災害警戒情報が発表されるなど土砂災害の危険が強まってきたとき。

ウ 指定河川等の水位が氾濫危険水位に到達し、増水が予想され洪水等の危険が強まってきたとき。

エ 高潮による浸水害の危険が高まってきたとき。

(3) 緊急安全確保（警戒レベル5）

既に災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るために直ちに身の安全を可能な限り確保するよう発令するものとする。

2 避難情報発令の実施責任者

避難情報の発令は、次の者が実施責任者として行うものとする。

実施責任者	内 容	根拠法令等
市 長 (本部長)	○避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき高齢者等避難の発令を行う。	災害対策基本法 第 56 条
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、当該地区の住民等に対し避難指示の発令を行う。 ○既に災害が発生又は切迫している場合には、緊急安全確保を発令し、命を守るための最善の行動を呼びかける。 ○避難のための立退きを行うことが危険なときは、緊急安全確保措置を指示する。	災害対策基本法 第 60 条
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、警戒区域を設定し、当該地域への立入制限、立入禁止又は退去を命じる。	災害対策基本法 第 63 条
知 事	○災害が発生した場合で、当該災害により市長（本部長）が避難のための指示、緊急安全確保措置の指示を発令できなくなったとき、市長（本部長）に代わって行う。	災害対策基本法 第 60 条第 6 項
	○災害が発生した場合で、当該災害により市長（本部長）が警戒区域の設定ができなくなったとき、市長（本部長）に代わって行う。	災害対策基本法 第 73 条
警察官又は 海上保安官	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難の指示、緊急安全確保措置の指示が必要と認められる事態において、市長（本部長）が指示できないと認められるとき、又は市長（本部長）から要請があったとき、当該地域の住民等に対し避難の指示、緊急安全確保措置の指示を行う。	災害対策基本法 第 61 条

実施責任者	内 容	根拠法令等
警察官又は海上保安官	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要性が認められるが、市長（本部長）若しくはその委任を受けた吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは警戒区域を設定し、当該地域への立入制限、立入禁止又は退去を命じる。	災害対策基本法第 63 条第 2 項
警 察 官	○災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その危険を避けるための避難の措置を行う。	警察官職務執行法第 4 条
知事又はその命を受けた職員及び水防管理者	○洪水又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立退きを指示する。 ○水防管理者が指示を実施する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	水防法第 29 条
知 事 又 は その命を受 けた 吏 員	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立退きを指示する。 ○この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	地すべり等防止法第 25 条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその現場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。	自衛隊法 94 条

3 高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の内容

高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図るものとする。ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合は、この限りではない。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の服装、携行品
- (6) 避難行動における注意事項

4 避難情報の伝達方法

高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令を行った場合、市は、対象地域の住民に対して、防災行政無線、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、イ

インターネット（ホームページ、ソーシャルメディア）、いよし安全・安心メール、携帯電話会社が提供する緊急速報メールサービス、自主防災組織等の活用など、多様な手段により、避難情報等の確実な伝達に努めるほか、警察官、自衛官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得ながら、周知徹底を図るものとする。

また、避難情報伝達のため緊急を要し、特に必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送事業者、ポータルサイト・サーバー運業者等に協力を求めるものとする。

さらに、避難行動要支援者について、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、あらかじめ策定した個別避難計画に基づき避難誘導を行うものとする。

なお、市長（本部長）はこれらの避難情報の発令を行った場合は速やかにその旨を知事に報告するものとする。

5 警戒区域の設定

(1) 設定の基準

災害時に特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限を行い、当該地域住民の生命又は身体に対する危険の防止を図るものとする。

警戒区域の設定は、次の者が実施責任者として行うものとする。

実施責任者	内 容	根拠法令等
市 長 (本部長)	○災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命や身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第 63 条
知 事	○災害の発生により市長（本部長）が警戒区域を設定することができなくなったとき（市長（本部長）に代わって警戒区域を設定し、この場合、その旨を公示する。）。	災害対策基本法 第 73 条
警察官又は 海上保安官	○市長（本部長）（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長（本部長）から要請があったとき（市長（本部長）に代わって警戒区域を設定し、この場合、その旨を市長（本部長）に通知する。）。	災害対策基本法 第 63 条第 2 項
災害派遣を 命じられた 部 隊 等 の 自 衛 官	○市長（本部長）（権限の委託を受けた市の職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、市長（本部長）に代わって警戒区域を設定し、この場合、その旨を市長（本部長）に通知する。	災害対策基本法 第 63 条第 3 項

実施責任者	内 容	根拠法令等
消防職員又は消防団員	○火災の現場において、消防活動の確保のため特に必要があると認めるとき。	消防法第 36 条 において準用する同法第 28 条
	○水防上緊急の必要がある場所において、水防活動の確保のため特に必要があると認めるとき。	水防法第 21 条

※警察官は消防法第 28 条、水防法第 21 条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

(2) 規制の内容及び実施方法

ア 警戒区域の実施責任者は、警戒区域を設定したときは、立入りの制限、退去又は立入禁止の措置を講じるものとする。

イ 市長（本部長）、警察官、海上保安官等は、協力して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施するものとする。

6 指定行政機関等による助言

指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言することとしている。

また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、テレビ会議等を活用して市に積極的に助言するほか、市長（本部長）による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長（本部長）へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めることとしている。

3-7-2 避難の方法

災害の状況により異なるが、避難が必要になった住民は、市職員又は警察官の誘導の下、可能な限り自主防災組織（広報区等）の単位ごとなどの集団避難方法により避難場所等に避難するものとする。

また、市は、外国人、旅行者等に対し、災害・避難情報の提供（外国人向けの多言語による情報発信を含む。）に努め、確実な避難誘導を行うものとする。

1 避難情報が発令された要避難地区で避難する場合

- (1) 住民等は、自宅等の出火防止措置を講じた後、協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合するものとする。
- (2) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心として組織をあげて救出・救護・消火・情報収集を行うものとする。
- (3) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し、危険が予想されるときは、

可能な限り自主防災組織等（広報区等）の単位ごとなどの集団避難方法により指定緊急避難場所又は指定避難所へ避難するものとする。

- (4) 避難場所へ避難した住民等は、当該避難場所に危険が迫ったときは、自主防災組織等（広報区等）の単位ごとに市職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導の下に、他の安全な避難場所へ避難するものとする。

2 その他の任意避難地区で避難する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、自宅等の出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難するものとする。

3 避難誘導及び移送

(1) 避難誘導者

避難誘導は、市職員、消防団、警察官その他指示権者の命を受けた職員が当たるものとする。

(2) 避難順位

避難誘導は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、避難の順序は、要配慮者及びこれらに必要な介助者を優先するものとする。

(3) 誘導方法及び移送方法

避難誘導者は、次の事項に留意して避難誘導等を行うものとする。

ア 避難に当たっては、その直前に再度安全性を確認するとともに、避難経路をあらかじめ指示すること。

イ 避難経路中に危険な箇所があるときは、明確な表示、縄張り等を行い、避難に際し、あらかじめ伝達すること。

ウ 特に危険な箇所及び要所は誘導員を配備し、避難中の事故を防止すること。

エ 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射すること。

オ 浸水地帯には必要に応じ誘導ロープ等資材を配備し万全を期すること。

カ 誘導員は、出発・到着の際、人員の点検を行い、途中の事故防止を図ること。

キ 避難は、避難者各自が行うのが原則であるが、避難者が自力により立退き不可能な場合は、車両、船舶（艇）等により移送を行うこと。

ク 避難開始とともに、市職員、警察官、消防職員、消防団員等により現場警戒区域を設定し、危険防止その他必要な警戒連絡を行うこと。

ケ 市長（本部長）等が発令する避難指示に従わず要避難地にとどまる者に対しては、市職員、警察官、自衛官等は、警告等を発するほか、避難指示に従うことができる限り説得に努めること。

4 避難に当たっての注意事項等

避難者は、避難に当たって次の事項に留意するものとする。

(1) 携行品の制限

安全に避難を行うことを第一目的とし、携行品を最小限度（現金、貴重品、印鑑、食料３食分程度、タオル、石けん、ティッシュペーパー、着替え、懐中電灯、救急薬品、携帯ラジオ等）にとどめ、過重な携行品及び避難後調達できるものは除外すること。

(2) 注意事項

ア 避難に際しては、必ず火気等を始末し、戸締りを完全に行うこと。

イ 服装は素足を避け、必ず帽子、頭巾等を着用し、必要に応じ防雨・防寒衣を携行すること。

ウ 単独行動は避け、隣近所そろって避難すること。

エ できれば氏名票（血液型記入）を携行すること。

オ 上記ア～エのうち平常時から用意しておける物品等は非常の表示をした袋に入れておくこと。

5 広域災害による大規模避難移送

被災地が広域で、市単独では措置できないような場合、市長（本部長）は、県に対して避難者移送（避難のための移送）を要請するものとする。

要請を受けた県は、自衛隊等関係機関に協力を要請し、移送を実施することとしている。

3-7-3 避難路の確保

市は、避難路の選定に当たっては、危険な道路、橋、堤防その他新たに災害が発生するおそれのある場所を避け、安全な場所を選定しておくものとし、事前に住民へ周知するものとする。

また、市職員の派遣及び警察官、自主防災組織等の協力により避難道路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。

3-7-4 指定避難所等の設置

1 基本方針

市は、受入れを必要とする被災者の救助のために指定避難所等を設置するとともに、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、住民が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じるものとする。なお、受入れに当たっては、指定緊急避難場所や指定避難所等に避難したホームレス等について、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れるものとする。

また、指定避難所等の運営に当たっては、要配慮者や男女のニーズの違い、外国人の場合の言語や生活習慣、防災意識などの違いのほか、プライバシーの確保にも十分配慮するものとする。

さらに、指定避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・

維持することの適否を検討するものとする。

加えて、指定避難所等を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所等の開設状況等を適切に県に報告するものとする。

2 指定避難所の開設

市は、避難が必要になった場合、直ちに指定避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び学校等避難施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じるものとする。

また、住民の自主避難にも配慮し、避難所の早期開設を検討するものとする。

なお、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所等の早期解消に努めることを基本とする。

3 避難生活及び設置場所

(1) 避難生活者

指定避難所等で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。

(2) 設置場所

市は、資料編「避難施設一覧」に定めた場所に指定避難所を設置するものとする。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設等についても安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として活用するものとする。

なお、設置場所としては、次の点に留意するものとする。

ア 津波、高潮や土砂災害、浸水等の危険のない地域に設置するものとする。

イ 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認の上、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置するものとする。

(ア) 学校、体育館、公民館等の公共建築物

(イ) あらかじめ協定を締結した民間の建築物

(ウ) 避難場所等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）

ウ 要配慮者については、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。また、その状況に応じて受け入れるための社会福祉施設等の確保や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるほか、心身の状態に配慮した応急仮設住宅の設置を検討するなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

エ 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保するものとする。

オ 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用するものとする。その場合は、県

を經由して四国運輸局愛媛運輸支局又は愛媛県旅客船協会に船舶のあつせんを要請するものとする。

4 設置期間

市長（本部長）は、災害情報、降雨等による災害発生の危険性、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決めるものとする。

3－7－5 指定避難所等の運営

市は、避難者、住民、自主防災組織、学校等避難施設の管理者、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て指定避難所等を運営するものとする。その際、役割分担を明確にし、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるように、その立ち上げを支援するものとする。

1 避難所管理職員の配置

市は、設置した指定避難所等に、情報伝達、応急救護など避難所の運営を行うために必要な市職員（消防団員を含む。）を配置するものとする。その際、女性の参画促進に努めるものとする。

また、指定避難所等の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請するものとする。

2 市職員の役割

指定避難所等に配置された市職員は自主防災組織等の協力を得て次の事項を行うものとする。

- (1) 被災者の受入れ
- (2) 被災者に対する食料及び飲料水の配給
- (3) 被災者に対する生活必需品の供給
- (4) 負傷者に対する医療救護
- (5) 高潮・火災等の危険状況の確認及び避難した者への情報伝達
- (6) 避難した者の掌握
- (7) 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引渡し又は指定避難所等への受入れ
- (8) 記録等（各避難所には、維持管理のため、それぞれ責任者を定め、次の帳簿等を整備保存しておくものとする。）
 - ア 避難者収容台帳（日誌）
 - イ 避難所用物品受払簿
 - ウ 避難所設置及び受入状況（避難者名簿）
 - エ 避難所設置に要した支払証拠書類

オ 避難所設置に要した物品払証拠書類

3 指定避難所等の所有者又は管理者の役割

市が設置を決定した指定避難所等を所有し、又は管理する者は、指定避難所等の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力するものとする。

4 自主防災組織の役割

自主防災組織は、指定避難所等の運営に関して市に協力するとともに、相互扶助の精神により役割を分担するなど、自主的に秩序ある避難生活を送るように努めるものとする。

5 要配慮者への対応

市は、指定避難所等の運営に当たって、要配慮者に配慮して要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、介護職員等の応援受入れも図りながら保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な場合は、要配慮者の社会福祉施設等への移送に努めるものとする。

6 指定避難所等の運営上の配慮及び協力

- (1) 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。
- (2) 市は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (3) 市は、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施するものとする。

また、保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む。）を行うものとする。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮するものとする。

- (4) 市は、避難所運営時における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点、性的マイノリティの視点等に配慮するものとする。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配付、巡回警備等による指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所等の運営に努めるものとする。
- (5) 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等による、指定避難所等の

早期解消に努めるものとする。

- (6) 市は、必要に応じ、指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、担当部局及び運営担当（施設管理者など）との検討、調整を行い、指定避難所等における家庭動物のための避難スペース確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- (7) 市は、指定避難所等で生活する避難者だけでなく、避難所以外で避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配付、巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等、これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (8) 市は、県や国際交流協会等と連携（災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センターと連携）し、外国人への災害情報や支援情報等の提供、支援ニーズの収集に努めるものとする。

3-7-6 学校における災害応急対策

学校における災害は、いつ、どこで発生するか分からないことから、不測の事態に際しても、万全の対応策がとれるよう、日頃から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等に基づき、安全教育を計画的に実施していくとともに、防災に関する計画や災害時のマニュアルを、日頃から定めておくものとする。

また、指定避難所を指定する市や自主防災組織の指導・協力を得て、施設の利用方法等について、事前に学校の役割分担を協議しておくものとする。

- (1) 危機管理マニュアルの作成及び見直し
- (2) 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- (3) 保護者、地域及び関係機関との連携
- (4) 防災上必要な設備等の整備及び点検
- (5) 災害時の連絡体制の確立と周知
- (6) 適切な応急手当のための準備
- (7) 指定緊急避難場所等の確認
- (8) 登校・下校対策
- (9) 学校待機の基準と引渡しの方法

以上の項目の他、特別支援教育諸学校については、その特殊性に配慮するものとする。

3-7-7 避難状況の報告

市は、指定避難所等を開設した場合、速やかに住民に周知するとともに、次の事項について、県をはじめ伊予警察署等関係機関に連絡を行うものとする。

- (1) 避難所開設の日時、場所及び施設名
- (2) 収容状況（施設別に避難情報によるもの）及び収容人員
- (3) 開設期間の見込み

また、指定避難所等ごとに受け入れている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の避難者に係る情報の把握に努めるものとする。その際、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、市に提供するものとする。

さらに、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県に依頼するものとする。

第8章 緊急輸送活動

【危機管理課、健康増進課、未来づくり戦略室、財政課、
経済雇用戦略課、土木管理課、農林水産課】

市は、緊急輸送の実施に当たって、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速かつ的確に行うものとする。

市内で輸送手段の調整ができないときは、県又は災害時における応援協定を締結している各市町等に協力を要請する。

3-8-1 実施機関

- (1) 被災者や災害応急対策要員の移送及び災害救助応急対策用資機材の輸送は、それぞれの機関において行うものとし、市が実施する災害応急対策に必要な緊急輸送は、原則として市が行うものとする。

ただし、実施機関において処理できないときは、市災害対策本部にあっては、県地方本部を通じ、車両、その他の確保又は輸送移送について、県災害対策本部に対し、応援等の要請を行う。要請を受けた県災害対策本部は、関係機関に連絡して処理する。

- (2) 市は、あらかじめ緊急輸送に関する運送業者との協定を締結するなどして、災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画を定め、車両等の調達先及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員、物資等の輸送手段を確保するものとする。
- (3) 緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して県に対し、調達又はあつせんを要請するものとする。

ア 輸送区間及び借り上げ期間

イ 移送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

3-8-2 緊急輸送の対象等

1 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象とする人員、物資等は、次のものである。

- (1) 災害応急対策要員として配備される者又は配置替えされる者
- (2) 医療（助産）救護を必要とする者
- (3) 医療品及び医療資機材
- (4) 食料、飲料水等の救護用物資
- (5) 応急復旧資機材
- (6) 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材

- (7) その他市長（本部長）が必要と認めるもの

2 緊急輸送の段階別対応

(1) 第一段階（被災直後）

自衛隊のヘリコプターによる輸送支援を中心に、次の輸送を行うものとする。

- ア 災害応急対策要員及び災害応急対策に必要な医療従事者又は医療品等
- イ 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材
- ウ 災害の拡大を防止するための人員及び資機材
- エ ヘリコプターの燃料

(2) 第二段階（被災後 1 日～6 日程度の間）

ヘリコプター、航空機、船舶及び輸送可能な道路を利用して次の輸送を行うものとする。

- ア 第一段階の輸送の続行
- イ 緊急処置を必要とする患者等
- ウ 食料等生命の維持に必要な緊急物資
- エ 輸送道路確保のための必要な人員及び資機材
- オ 旅行者等

(3) 第三段階（被災後 7 日間程度以降）

陸上及び海上の輸送を中心に次の輸送を実施するものとする。

なお、陸上交通が不可能な地域に対しては空中輸送を継続するものとする。

- ア 災害復旧に必要な人員、資機材
- イ 生活必需品

3－8－3 緊急輸送体制の確立

市は、輸送施設や交通施設の被害状況及び復旧状況のほか、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立するものとする。

なお、災害の種別、程度により道路交通が不能となる場合以外は、車両により迅速かつ確実に輸送を行うものとする。

1 陸上輸送

(1) 陸上輸送道路の確保

- ア 市は、管理する道路について、警察及び自衛隊と連携して、道路施設の被害、復旧見込み等必要な情報を把握するとともに、県に連絡するものとする。
- イ 県災害対策本部長（県災害警戒本部長）は、道路施設被害等の情報に基づき緊急輸送ルートを選定することとしている。
- ウ 市は、警察及び自衛隊と連携して選定された緊急輸送ルートの確保に努め、あらかじめ指定している緊急輸送道路の確保を最優先に、応急復旧や代替道路の設定等を実施するものとする。

(2) 車両による輸送

市有車両については、機材調達・交渉班がその調達及び運用管理に当たるものとする。

また、災害発生に伴い、市が緊急に自動車等の確保の必要が生じた場合は、公共的団体、輸送業者等の車両を借り上げ、輸送手段の確保を図るものとする。

(3) 人力による輸送

災害のため車両等による輸送が不可能な場合は、労務者による人力の輸送を行うものとする。ただし、労務者の確保が困難な場合で、物資の輸送が緊急を要するときは、県に対し自衛隊の災害派遣の要請をするものとする。

(4) 鉄道による輸送

一度に多くの輸送が必要な場合など鉄道による輸送が適当な場合には、県を経由して鉄道会社に緊急輸送を依頼し、輸送の確保を図るものとする。

(5) 集積所及び要員の確保

県は、大規模災害時には、あらかじめ指定した広域防災拠点に県外からの物資集積を図り、各市町の物資集積場所への中継を行うため、広域物資輸送拠点（物資拠点）を開設することとしている。

市は、地域内輸送拠点（物資集積場所）を速やかに開設し、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。地域内輸送拠点（物資集積場所）は、災害の状況により交通及び連絡に便利な公共施設等を選定するほか、民間施設の利用を図るものとする。

また、物資の集積配分業務を円滑に行うため、必要に応じて地域内輸送拠点（物資集積場所）に市職員を派遣するものとし、訓練を通じて保管・搬出管理等の実効性を高めるものとする。

2 海上輸送

(1) 海上輸送路の確保

市は、自衛隊及び海上保安部と連携して利用可能な航路、港湾等の施設の被害、復旧見込み等必要な情報を把握し、県災害対策本部（県災害警戒本部）に連絡するとともに、定められた海上輸送ルート of 確保に努めるものとする。

(2) 船舶等による輸送

市は、災害により陸上輸送が不可能な場合は、船舶（艇）による輸送を行うものとする。市内に借り上げる船舶（艇）がない場合は、直ちに県災害対策本部（県災害警戒本部）又は隣接市町に要請するものとする。

(3) 集積所及び要員の確保

市は、港湾・漁港施設、公共用地等を利用して物資の集積拠点を確保するものとする。

また、物資の集積配分業務を円滑に行うため、必要に応じて物資の集積場所に市職員を派遣するものとする。

3 航空機による輸送

(1) ヘリコプターによる輸送

市は、車両、船舶（艇）等による輸送が不可能となり、特に航空機の輸送によらなければならないときは、県に対し、県及び県警察のヘリコプターの出動要請又は自衛隊の航空機による輸送を要請するものとする。

(2) ヘリポートの確保

市は、被災現地及び孤立が想定される地区を中心に臨時ヘリポートの確保に努めるとともに、管内ヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告するものとする。

3－8－4 燃料確保対策

市は、災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定等に基づき確保に努めるものとし、必要に応じ、燃料の緊急輸送を行うものとする。

3－8－5 記録等

市は、車両、船舶（艇）、人夫等を借り上げて物資及び人員を輸送したときは、次の書類、帳簿等を整備し保存しておくものとする。

- (1) 輸送記録簿
- (2) 輸送関係支払証拠書類
- (3) 輸送用燃料及び消耗品受払簿
- (4) 修繕費支払簿

第9章 交通応急対策

【危機管理課、土木管理課、農林水産課、都市住宅課】

市は、災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、県、県警察、他の道路管理者及び防災関係機関と連携し、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努めるものとする。

また、海上においても、応急対策遂行のため航路障害の除去及び必要に応じて船舶交通の規制を行うものとする。

3-9-1 陸上交通

1 陸上交通確保の基本方針

- (1) 公安委員会は、緊急交通路について優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限するほか、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止することとしている。
- (2) 市は、管理する道路について、早急に被害状況を把握し、道路啓開等を行い、道路機能の確保に努めるものとする。

また、道路の破損、決壊、その他の事由により二次災害の発生や交通が危険であると認められる場合は、二次災害の防止に努めるとともに、区間を定めて道路の通行を禁止し又は制限するものとする。この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるものとする。
- (3) 市及び公安委員会は、相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運用を図るものとする。
- (4) 市は、管理する道路について、道路の通行規制が行われている場合は、通行止めや通行状況が道路利用者に対して確実に伝わるよう道路情報提供装置、インターネット等を活用し、リアルタイムでの情報提供に努めるものとする。

2 交通規制措置

災害により道路損壊等が発生し、又は予想される場合、被災地における災害警備活動の円滑な推進を図るため、市は、公安委員会、県警察、各警察署、他の道路管理者等と緊密な連携の下、被災地域及びその周辺地域において、速やかに車両等の通行禁止及び制限、迂回道路の設定、誘導等の交通規制措置をとるものとする。

(1) 実施機関

交通規制措置の各実施機関は、次の事項に該当する場合に措置することとされている。

ア 道路管理者

- (ア) 道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められるとき。
- (イ) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められるとき。

イ 公安委員会、警察本部、各警察署

- (ア) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるとき。
- (イ) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。
- (ウ) 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがあるとき。

ウ 港湾・漁港管理者

臨港道路の使用に関し必要な規制

(2) 緊急交通路確保のための交通規制

ア 緊急輸送道路の選定

知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、県警察及び道路管理者と協議し、緊急輸送に当てる道路を選定することとしている。この場合、県警察は、主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行うこととしている。

イ 交通規制の実施

公安委員会は、緊急交通路の円滑な運行を図るため、交通要点において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止することとし、この場合、当該区域内の者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させる措置をとることとしている。

また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することとしている。

なお、県警察は、交通規制に当たって道路管理者等関係機関と相互に緊密な連携を保つとともに、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて「愛媛県警備業協会」との協定に基づき、交通誘導の実施等を要請することとしている。

ウ 路上放置車両等に対する措置

(ア) 県警察

県警察は、緊急交通路を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去や警察車両による緊急通行車両の先導等を行うとともに、緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じて運転者等に対し、車両移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとることとしている。

(イ) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはない場合に限り、自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとることとしている。

(ウ) 消防職員

消防職員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置

を命じ、又は自ら当該措置をとるものとする。

(エ) 道路管理者

道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合には、運転者等に対し、車両移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとるものとする。

(3) 交通規制実施後の広報

県警察及び各警察署は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を住民に広く周知し、秩序ある交通を確保することとしている。

3 道路交通確保の措置

(1) 道路交通確保の実施体制

市は、他の道路管理者、公安委員会等と連携の下、防災関係機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を図るものとする。

(2) 道路、橋りょうの危険箇所の把握

市は、管理する道路の破損、決壊、橋りょう流失、その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早急に把握し、災害時に迅速、適切な措置がとれるよう努めるものとする。

(3) 応急措置

ア 応急措置と代替道路の確保

市は、管理する道路に災害が発生した場合は、直ちに応急措置を行うよう努めるとともに、迂回路などの有無を十分調査し、迂回路がある場合は代替道路として利用して交通の確保を図るものとする。

イ 応援要請

市は、災害状況により応急措置が不可能な場合あるいは大規模な対策を必要とするときは、県に対し、自衛隊の災害派遣を要請して応急復旧を図るものとする。

(4) 道路施設の復旧

市は、(一社)愛媛県建設業協会等の協力を得て、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、被害状況に応じた効果的な復旧を行うものとする。

なお、この場合、緊急輸送に充てる道路を優先して行うこととし、(一社)愛媛県建設業協会等の協力者への要請においては、伝達系統の一元化及び優先順位の明確化に留意する。また、迅速な救急救命や救急支援物資などを支えるため、必要に応じて、応急復旧等の代行を国土交通省に要請するものとする。

(5) 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送道路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先として交通安全施設の応急復旧を行うこととしている。

(6) 障害物等の除去及び集積

ア 市は、路上における著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、他の道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して所要の措置をと

るものとする。

イ 上記アにより除去した障害物は、市があらかじめ仮置場として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地及び駐車場等に集積するものとする。

また、適当な仮置場がない場合は、避難路及び緊急輸送道路以外の道路の路端等集積するものとする。

(7) 警察官等の措置命令

ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

イ 警察官は、上記アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、自ら当該措置をとることができる。

また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、上記ア及びイを、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

エ 消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、上記ア及びイを消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(8) 道路管理者の措置命令

ア 道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命じることができる。

イ 道路管理者は、上記アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないとき、又は道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に当該措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととした場合、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、道路管理者は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ 知事は、市道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、道路管理者に対し、上記アに係る指定若しくは命令をし、又は上記イに係る措置

をとるべきことを指示することができる。

4 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対して当該車両が緊急通行車両であることの確認を求めるものとする。

イ 知事又は公安委員会は、当該車両が緊急通行車両であることを確認したときは、当該車両の使用者に対し災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付することとしている。

(2) 緊急通行車両の確認事務

ア 災害対策基本法施行令第33条に基づく確認事務について、知事に対しては防災危機管理課、公安委員会に対しては県警察交通規制課及び各警察署交通課において行うこととされている。

イ 確認の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。

なお、事前届出及び確認の手続きについては、別に定めるところによる。

3-9-2 海上交通

1 海上交通の規制

- (1) 海上保安部等は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構造物及び流出した船舶、木材等で船舶交通に支障がある場合は、その範囲、日時を定めて船舶の交通を制限し又は禁止することとしている。
- (2) 海上保安部等は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行うこととしている。
- (3) 海上保安部等は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行うこととしている。

2 海上交通確保の措置

(1) 海上交通の整理

市、県、海上保安部等防災関係機関は、相互に連携し、県内の海上交通確保について必要な輸送路の選定等の調整を行うものとする。

(2) 港湾・漁港施設等の応急措置

市は、各管理者と連携の下、港湾や漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急処置を講じるものとする。

(3) 海上自衛隊等に対する支援要請

市は、油の流出による火災の鎮圧、水路確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について、海上自衛隊又は海上保安部の応援が必要と認める場合は、県に対して、海上自衛隊等の応援を要請するものとする。

第 10 章 孤立地区に対する支援活動

【危機管理課、総務課、中山地域事務所、双海地域事務所】

孤立地区が発生した場合、市は、県と連携し、集落との連絡手段を早急に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握の上、住民の集団避難、支援物資の搬送など必要な対策を行うものとする。

3－10－1 孤立地区の把握

市は、孤立予想地区に対して、一般加入電話、衛星携帯電話、I P無線、防災行政無線等を活用し、孤立状況の実態の把握に努めるものとする。

また、必要に応じ、県に対して自衛隊、県警察、県消防防災ヘリコプター等による航空偵察の要請を行うものとする。

3－10－2 外部との通信手段の確保

市は、衛星携帯電話等を活用し、外部との通信の確保を図るものとする。

3－10－3 緊急救出手段の確保

市は、孤立し、緊急に救出をする必要があると認める場合には、県に対し、県消防防災ヘリコプター又は自衛隊の災害派遣要請を求めるものとする。

3－10－4 集団避難の指示の検討

市は、孤立状況が長期化した場合、孤立した住民に対して集団避難の指示の実施について、県等関係機関と検討するものとする。

3－10－5 防犯パトロールの強化

市は、集団避難等を実施した場合、避難住民の不安を払拭するため、伊予警察署、伊予消防署等と連携しながら、住民不在地域における防犯パトロールを強化するものとする。

3－10－6 緊急支援物資の確保・搬送

市は、直ちに備蓄している物資を孤立地区に搬送するものとするが、市単独では支援物資が不足、又は実施が困難な場合は、県及び近隣市町に緊急支援物資の調達・あっせん又は搬送手段の支援を要請するものとする。

第 1 1 章 消防活動

【危機管理課、伊予消防署】

火災は、一旦大規模化すると、極めて大きな被害となることが予想されるため、市は、住民、自主防災組織、事業所等と協力して出火防止と初期消火に努めるとともに、市及び伊予消防署は、他の機関との連携を図りながら、その全機能をあげて消火活動や人命救助活動等に取り組むものとする。

3－11－1 消防活動の基本方針

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、市は、伊予消防署及び消防団の全機能をあげて、次の基本方針により消防活動を行うものとする。

1 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織、事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火に努めるとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大防止に努めるものとする。特に危険物を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努めるものとする。

2 消防活動の優先順位

(1) 人命救助の最優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の安全を最優先し、避難地及び避難路確保の消防活動を行うものとする。

(2) 危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

(3) 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消防活動を優先して行うものとする。

(4) 重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先するものとする。

(5) 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行うものとする。

(6) 救命処置を要する要救助者優先

多数の負傷者等が発生した場合、傷害の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的、又は住民による応急処置

を行わせるものとする。

(7) 火災現場付近の要救助者優先

火災が多発し延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行うものとする。

(8) 多数の人命救助優先

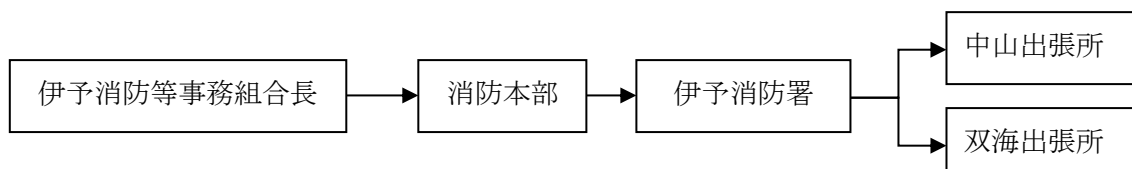
延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急救助活動を行うものとする。

3－11－2 消防機関の活動

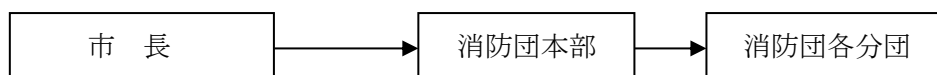
1 消防機関の組織

消防機関は、伊予消防等事務組合消防本部（伊予消防署）と消防団とし、次のとおり組織するものとする。

(1) 消防本部



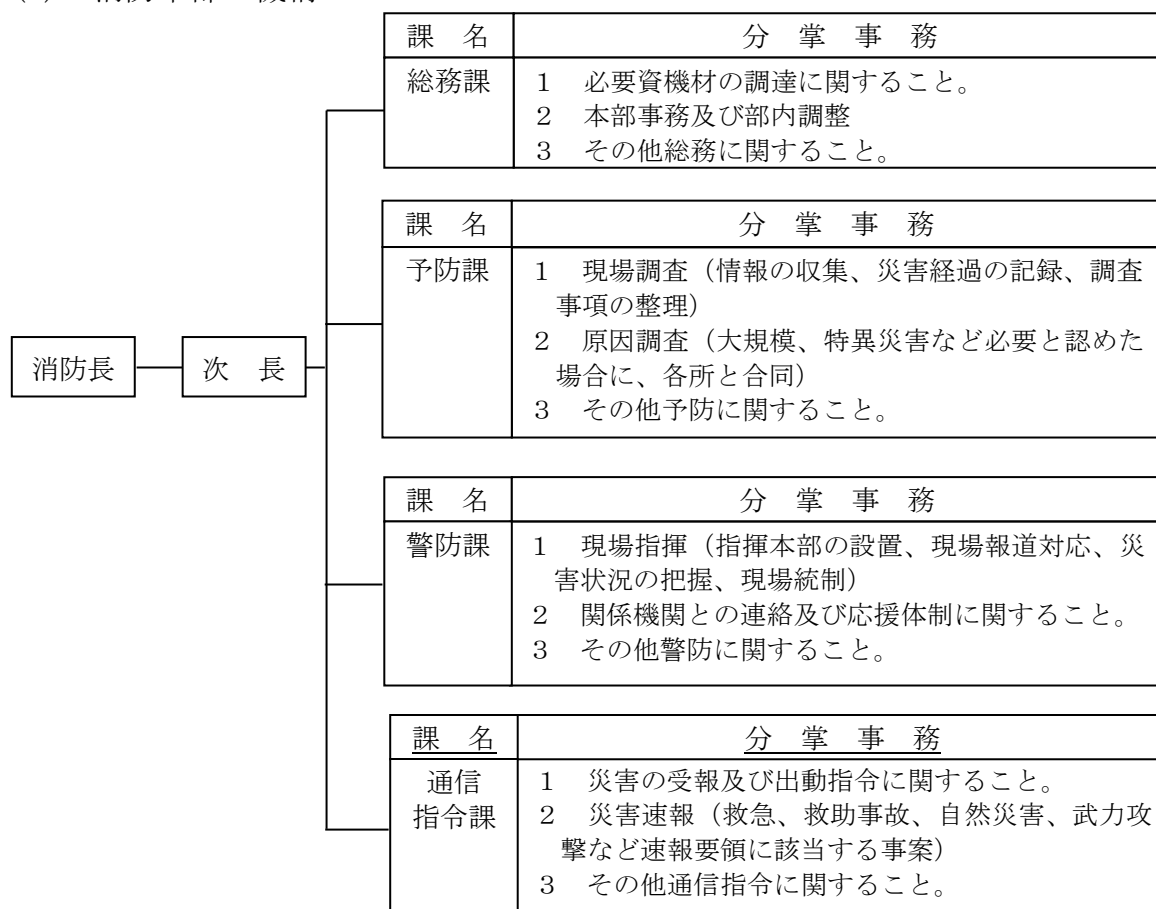
(2) 消防団



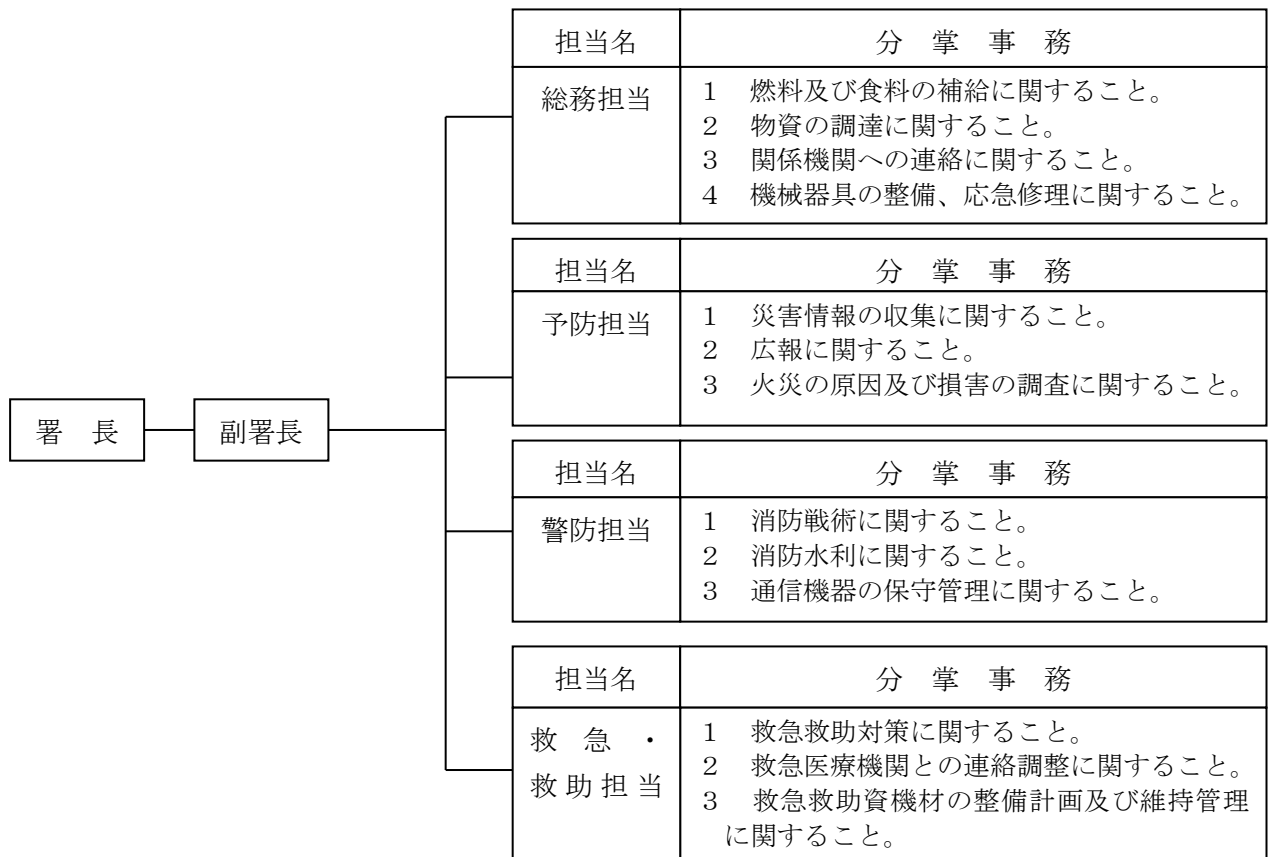
2 消防本部の活動

消防長は、消防署を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動及び救急救助活動の基本方針に基づき、次により効果的な活動を行うものとする。

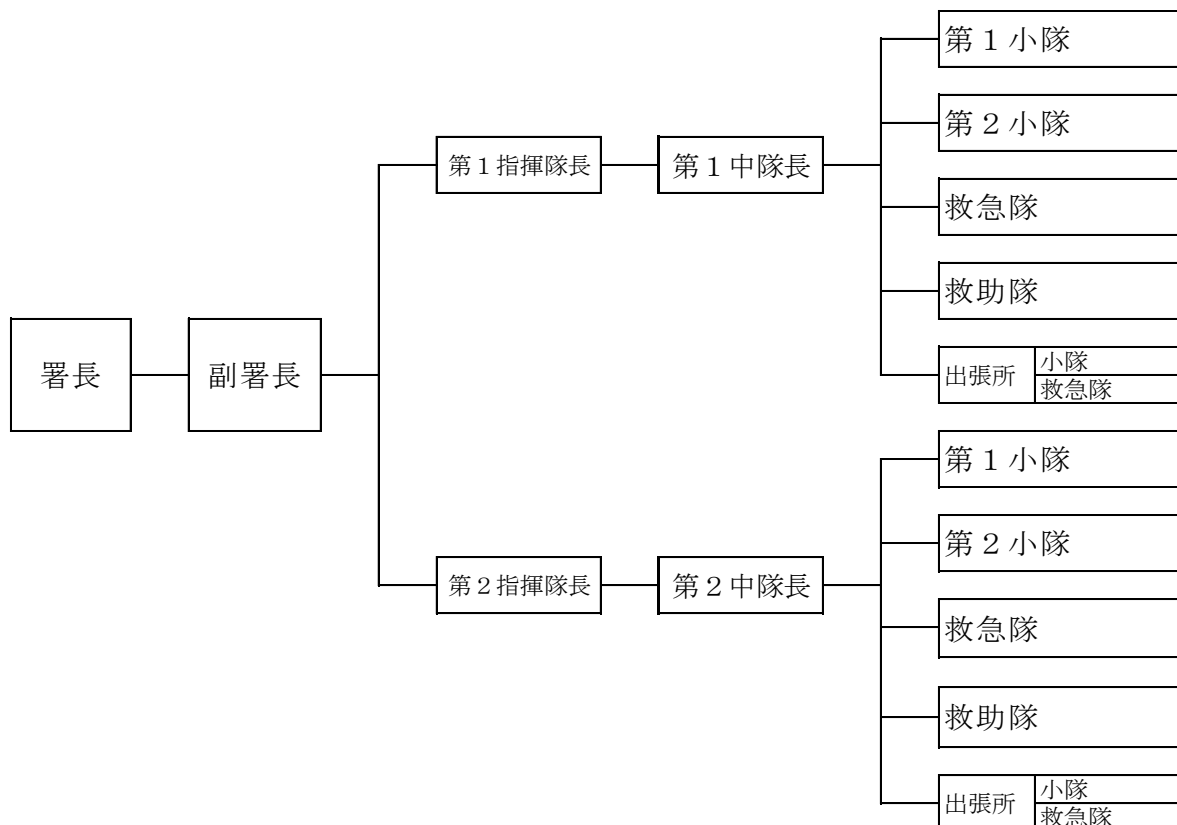
(1) 消防本部の機構



(2) 消防署の機構



(3) 消防署の部隊編成



(4) 活動内容

ア 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する次の情報を収集し、市及び伊予警察署と相互に連絡を行うものとする。

- (ア) 延焼火災の状況
- (イ) 自主防災組織の活動状況
- (ウ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- (エ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況
- (オ) 要救助者の状況
- (カ) 医療機関の被災状況

イ 消防活動の留意事項

- (ア) 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行うものとする。
- (イ) 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとるものとする。
- (ウ) 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たるものとする。
- (エ) 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路、防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行うものとする。
- (オ) 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保するものとする。
- (カ) 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努めるものとする。

ウ 救急救助活動の留意事項

要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送するものとする。

また、中高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者による自主救護活動との連携を積極的に推進するものとする。

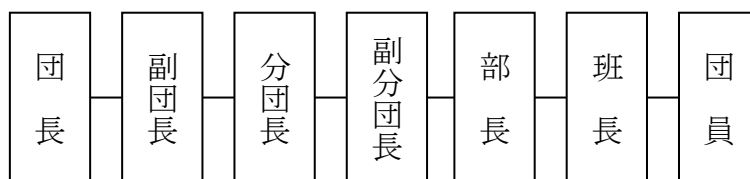
3 消防団の活動

消防団は、火災が発生した場合、原則として伊予消防署の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消防活動を行うものとする。

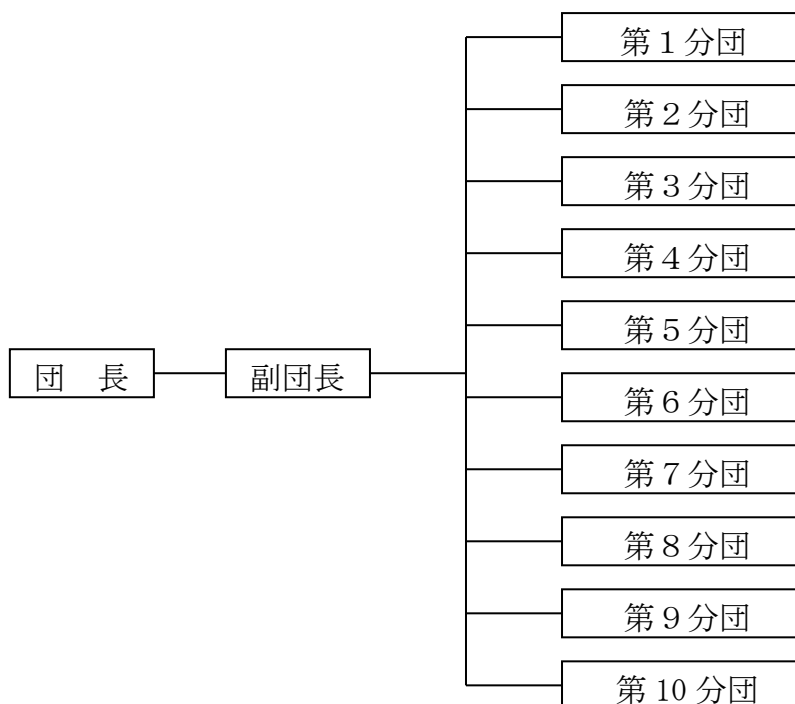
また、消防隊が出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮の下、消火活動等を行うものとする。

(1) 消防団の編成

ア 消防団の編成



イ 分団の編成



(2) 活動内容

ア 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行うものとする。

イ 避難誘導

避難指示が発令された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡を取りながら住民を安全な場所に避難させるものとする。

ウ 救急救助活動

伊予消防署による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行うものとする。

(3) 警防

ア 火災等の予警報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見したとき、又は関係機関から予警報の通知を受けたとき、若しくは火災等災害を発見したときは、次の要領により通報するものとする。

(ア) 火災等の予警報発令

各分団に対する連絡は、伊予消防署からの一斉指令、電話等により定められた場所に通報するものとする。通報を受けた関係者は、直ちにサイレン若しくはその他の方法をもって、住民に周知し、分団詰所に必要人員を待機させるものとする。

(イ) 火災等の予警報解除

解除通報も発令と同要領によって行うものとする。

なお、サイレン、信号要領は、消防法施行規則第34条（別表第1の3）の規定に示すところによる。

イ 招集及び出動

関係者の招集は、前記消防信号により行うものとする。消防団員が電話若しくはサイレン又はその他によって火災を覚知したときは、所属分団員は、定位置への招集に応じ出動計画に基づいて配備につくものとする。

4 危険物施設等災害応急活動

(1) 危険物取扱所

危険物貯蔵取扱所において火災が発生した場合は、直ちに出動し、化学消火資機材をもって消火に当たり、火災の防御に努めるものとする。

(2) 特殊災害対策

爆発物等危険物による特殊災害対策は、次のとおりとする。

ア 検査、勧告、指示

伊予消防署は、消防関係法令等に基づき、危険物、高圧ガス製造所等の施設に定期又は臨時に立ち入り、その施設の検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導又は必要な指示・勧告を行うものとする。

イ 化学消火剤等の備蓄

伊予消防署は、有事に備え化学消火剤等を備蓄しておくものとする。

ウ 応急対策

伊予消防署は、爆発事故等の特殊災害が発生した場合は、付近住民の生命の安全確保を第一として、伊予警察署等と協力して災害の拡大及び二次的災害発生の防止に努め、危険区域住民の避難の指示、誘導及び被災者の救出に万全を期するものとする。

5 職員等の惨事ストレス対策

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

6 警察官との相互協力

警察及び消防機関は、放火又は失火絶滅その他災害による被害の軽減等共同使命達成のために相互協力するものとする。

- (1) 警察通信施設を使用すること。
- (2) 消防機関及び警察は、災害防御処置について事前あるいは状況に応じて協定すること。
- (3) 消防職員及び消防団員は、必要に応じ消防警戒区域の設定について警察官に対してその要求ができる。

3-11-3 消防活動の応援要請

1 県内の消防応援

市長（本部長）又は消防長は、火災が発生し、市の消防機関の消防力のみでは災害の防御が困難な場合、又は困難が予想される規模の場合は、災害の態様、動向等を的確に判断し、速やかに県内の他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請（消防組織法第39条）を行うものとする。

なお、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づく応援要請については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。

(1) 近隣市町間の消防相互応援協定に基づくもの

市の消防機関の消防力のみでは災害の防御が困難であるが、近隣市町等の応援を得て対応できる場合は、市町間の消防相互応援協定に基づき応援要請を行うものとする。

(2) 中予地区広域消防相互応援協定に基づくもの

中予地区の他の消防機関の個別の応援を得て対応できるものは、「中予地区広域消防相互応援協定書」に基づき応援要請を行うものとする。

(3) 愛媛県消防広域相互応援協定に基づくもの

同じ地域の他の消防機関のまとまった応援又は地域外の消防機関に広く応援を求める必要がある場合は、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき応援要請を行うものとする。

(4) 応援要請の手続き

市長（本部長）又は消防長は、他の消防機関の長に応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして要請するものとする（要請は電話で行い、後日文書を提出する。）。

ア 災害の状況及び応援要請の理由

イ 応援消防隊の派遣を必要とする期間

ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員・車両・資機材

エ 進入経路及び結集場所

(5) 応援隊の受入体制

応援消防隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う場合は、連絡班を設け、受入体制を整えておくものとする。

ア 応援消防隊の誘導方法

イ 応援消防隊の人員・車両・資機材、指揮者等の確認

ウ 応援消防隊に対する食事、宿泊施設等の手配

2 緊急消防援助隊への応援要請

市長（本部長）又は消防長は、災害の状況により消防の広域応援の必要があると認めるときは、消防組織法第 44 条の規定に基づき、次の事項を明らかにして、知事を通じ消防庁長官に対し緊急消防援助隊の応援出動等の措置を要請するものとする。

なお、緊急消防援助隊の応援要請等については、「愛媛県緊急消防援助隊受援計画」の定めるところによる。

- (1) 災害の状況及び応援要請の理由
- (2) 応援要請を行う部隊と人員、装備、資機材等
- (3) 応援部隊の進入経路及び集結場所
- (4) 指揮体制及び無線運用体制
- (5) その他必要事項

3 県消防防災ヘリコプターに対する応援要請

火災が発生し、市長（本部長）又は消防長が必要と判断した場合は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、愛媛県防災航空事務所に対してヘリコプターの緊急出動を要請するものとする。

3－11－4 事業所の活動

1 火災予防措置

事業所は、火気の消火及び危険物、プロパンガス、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じるものとする。

2 火災が発生した場合の措置

- (1) 自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行うものとする。
- (2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行うものとする。

3 災害拡大防止措置

危険物を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講じるものとする。

- (1) 周辺地域の居住者等に対し避難など必要な行動をとる上で必要な情報を提供すること。
- (2) 警察、最寄りの消防機関等に電話又は駆けつける等可能な手段により直ちに通報すること。
- (3) 事業所内への立入禁止、避難誘導等必要な防災措置を講じること。

3－11－5 自主防災組織の活動

1 初期消火活動

自主防災組織は、火災が発生した場合、消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努めるものとする。

2 消防隊への協力

自主防災組織は、消防隊（伊予消防署又は消防団）が到着した場合、消防隊の長の指揮に従い、消火活動に協力するものとする。

3－11－6 住民の活動

住民は、火災が発生した場合、家庭用消火器や風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行うものとする。

また、地域における相互扶助活動により、要配慮者等の救助・救出を行うものとする。

3－11－7 大規模火災応急活動

1 実施体制

大規模な火災が発生し若しくは大規模化が予測される場合、市及び伊予消防署は、延焼拡大防止及び地域住民等の安全を確保するため、直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消火活動等の応急対策を行うものとする。

また、火災の規模が大きく市の消防機関の消防力で対応できないときは、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、近隣市町等に応援を要請するものとする。

なお、市長（本部長）は、火災の規模、被害状況等から、自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、要請を行うものとする。

2 被害状況の把握

市及び伊予消防署は、火災の発生状況、人的被害の状況等を収集し、県及び関係機関に通報するものとする。

また、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合は、直接消防庁にも連絡するものとする。

3 救助活動

市は、負傷者が発生した場合、地元医療機関等で救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努めるものとする。

4 警察、自主防災組織等の協力

市及び伊予消防署は、必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災

現場及びその周辺住民等の避難誘導を行うものとする。

3－11－8 林野火災応急活動

1 実施体制

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、市及び伊予消防署は、直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消火活動等の応急対策を行うものとする。

また、火災の規模が大きく市の消防機関の消防力で対応できないときは、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、近隣市町等に応援を要請するものとする。

さらに、火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県に対して、速やかに県消防防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、消防防災航空隊と連携を取り、水利等の確保を行うものとする。

なお、市長（本部長）は、火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行うものとする。

2 被害状況の把握

市は、林野火災が発生した場合、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報するものとする。

3 救助活動

市は、負傷者が発生した場合、地元医療機関等で救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努めるものとする。

4 警察、自主防災組織等の協力

市及び伊予消防署は、必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺住民等の避難誘導を行うものとする。

第 1 2 章 水防活動

【危機管理課、土木管理課、伊予消防署】

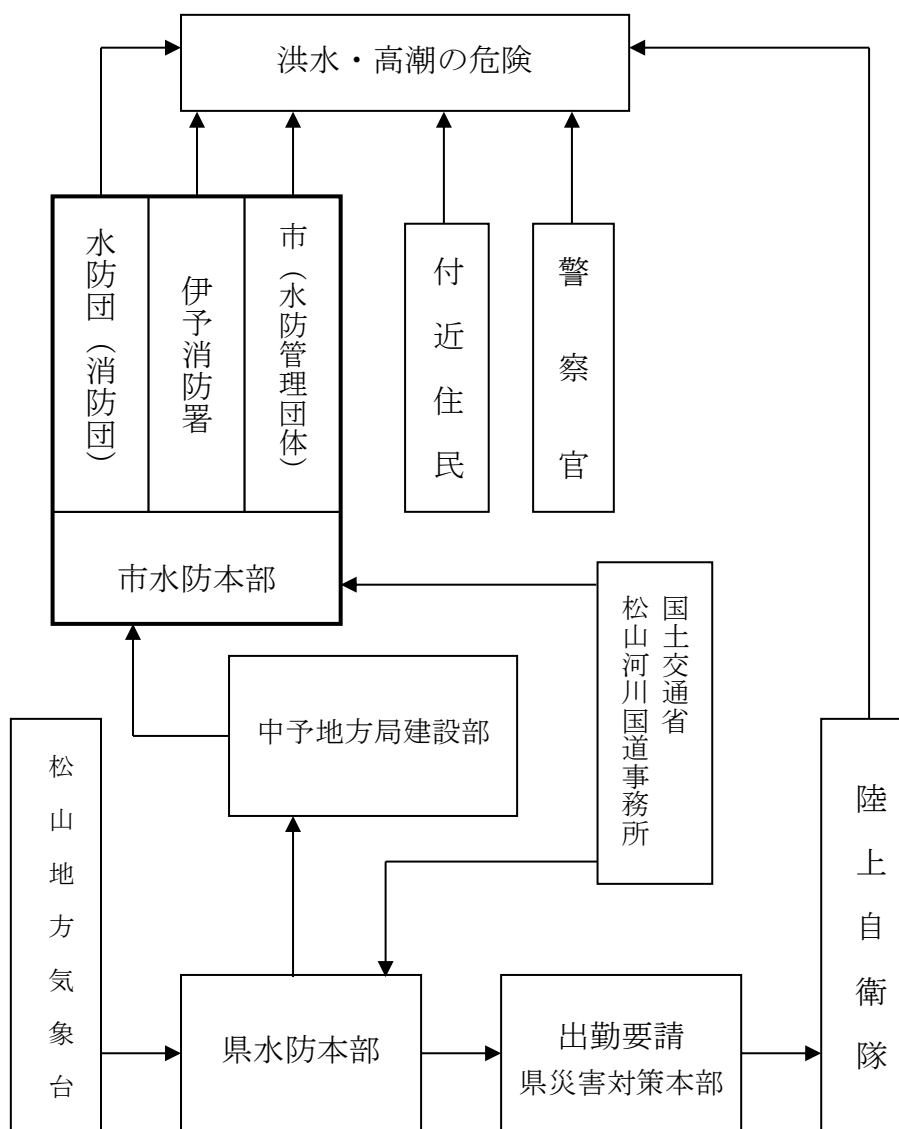
市は、洪水、雨水出水、津波又は高潮等による水害を警戒し、防御するなど万全の水防体制を確立して、被害の軽減を図るものとする。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、伊予市水防計画（以下「市水防計画」という。）の定めるところによる。

3－12－1 水防組織

1 水防体制

市の水防体制は、次のとおりとし、関係機関と密接に連携して水防活動に当たるものとする。



2 活動体制

第一線活動の水防団については、出動準備と出動とに分け、あらかじめその体制を整備し、水防活動に万全を期するよう努めるものとする。

- (1) 待 機：水防団の足留めを行う体制
- (2) 出動準備：水防資器材の整備・点検、水門等開閉の準備と幹部が出動する体制
- (3) 出 動：水防団が出動する体制
- (4) 解 除：水防活動終了

3－12－2 水防危険箇所

市は、市水防計画により重要水防区域を定め、特にその区域の体制強化を図るものとする。

3－12－3 水防倉庫及び資器材

市は、水防活動に便利な箇所に水防倉庫を設置し、倉庫管理者を定め、必要な資器材を備えつけるよう努めるものとする。

3－12－4 水防活動

1 市の活動

市は、中予地方局建設部から水防に関する通報を受けたときは、「市水防計画」の定めるところにより、その状況に応じ万全の体制をしくとともに、次の場合、直ちに中予地方局建設部に通知するものとする。

- (1) 水防団（消防団）が水防のために出動したとき。
- (2) 堤防等に異状を発見したとき。
- (3) 水防作業を開始したとき。
- (4) 応援を求める場合
- (5) 立退避難を指示したとき。
- (6) 水防本部を設置したとき。

2 水防団（消防団）の出動

水防管理者は、次に示す基準により、水防団（消防団）の準備又は出動の命令を出し、水防活動を適切に行わなければならない。

(1) 出動準備

水防管理者は、次の場合、水防団（消防団）に出動準備をさせるものとする。

ア 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお、上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予想されるとき。

イ 豪雨、地震等により堤防の決壊、漏水、がけ崩れ等のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。

ウ 気象予報、洪水予報、水防警報等により、洪水、雨水出水、津波又は高潮等の危険が予想されるとき。

(2) 出動

水防管理者は、次の場合、水防団（消防団）を出動させるものとする。

ア 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。

イ 潮位が異状を示し、高潮のおそれがあるとき。

ウ 台風が本市若しくはその近くを通過するおそれがあるとき。

エ その他気象予報、洪水予報、水防警報等により水防団の出動を要すると認められたとき。

3 監視及び警戒

(1) 常時監視

水防管理者は、関係河川、海岸堤防等について常時巡視員を設け、随時分担区域内を巡視させるとともに、水防上危険であると認められる箇所があるときは、中予地方局建設部へ通知するものとする。

(2) 非常警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから、重要水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心に監視し、異状を発見した場合は、その状況及び見通しを直ちに中予地方局建設部に報告するとともに、水防作業を開始するものとする。

4 水防作業の安全確保

水防作業に従事する者は、水防作業時には安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先するものとする。

5 決壊・漏水等の通報・処置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生した場合、水防管理者、水防団長（消防団長）又は消防署長は、直ちにその旨を関係機関に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

6 立退きの指示

水防管理者は、洪水、雨水出水、高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。

なお、水防管理者が指示をする場合においては、伊予警察署長にその旨を通知するものとする。

7 水防活動の応援要請

水防管理者は、水防上必要があるときは、次のとおり応援を要請するものとする。

(1) 地元住民の応援

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立入りを禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させるものとする。

(2) 警察官の応援

水防のため必要があると認められるときは、伊予警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。

(3) 隣接水防管理団体の応援及び相互協定

別途締結している消防応援協定又は水防法第 23 条の規定により、緊急の場合必要に応じ他の水防管理者、市町長、水防団長（消防団長）に対して応援を求めるものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の応援を必要とする緊急事態が生じたときは、知事を通じ、陸上自衛隊中部方面特科隊長に災害派遣を要請するものとする。

3-12-5 水門等の操作及び通報

1 河川区間の水門等の操作及び通報（洪水）

- (1) 水門等の管理者は、水防上必要な気象等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門等の操作責任者に連絡しなければならない。
- (2) 水門等の操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門等及び付近に異状を認めたとき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。
- (3) 水門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

2 河口部・海岸部の水門等の操作及び通報（高潮）

- (1) 水門、閘門等の管理者は、水防上必要な気象等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門、閘門等の操作責任者に連絡しなければならない。
- (2) 水門、閘門等の操作責任者は、高潮等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門、閘門等及び付近に異状を認めたとき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。
- (3) 水門、閘門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

3－12－6 大規模氾濫に関する減災対策協議会

水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、県がそれぞれ組織する大規模氾濫に関する減災対策協議会等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で密接な連携体制の構築を図ることとしており、毎年出水期前に大規模氾濫に関する減災対策協議会を開催し、次の事項について協議するとともに、重要水防箇所の合同点検を実施し情報共有を図ることとしている。

- (1) 水災による被害の軽減に資する取組みについて
- (2) 水位情報等の連絡について
- (3) 危険防止対策について
- (4) 水防資器材の補充応援について
- (5) 避難対策について
- (6) 水門及び樋門の管理及び操作について
- (7) その他水防に関する事項

第 13 章 人命救助活動

【危機管理課、伊予消防署】

救出を必要とする負傷者等に対する救助活動は、関係機関が連絡を密にし、特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行うものとする。

市は、業務に従事する市職員等の安全の確保に十分に配慮するとともに、惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

また、消防機関においては、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

さらに、市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資器材を有する救助隊の整備を推進するよう努めるものとする。

3-13-1 実施機関

- (1) 救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、市長（本部長）が行うことを原則とし、市単独では救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請するものとする。

また、必要に応じ民間団体の協力を求めるものとする。

ア 応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする人員、資機材等

ウ 応援を必要とする場所

エ 応援を必要とする期間

オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項

- (2) 広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行うものとする。

なお、他市町から応援要請を受けた場合、市長（本部長）は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施するものとする。

- (3) 県、県警察及び自衛隊は、市長（本部長）が行う救出活動に協力することとしている。
- (4) 県は、救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行うこととしている。
- (5) 市は、市域内における関係機関による救出活動について総合調整を行うものとする。
- (6) 自主防災組織や事業所等及び住民は、地域における相互扶助による救出活動を行うものとする。
- (7) 救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

3-13-2 市の活動

1 救助対象者

- (1) 災害のため現に生命、身体が危険な状態にあるもので、次の場合に該当する者とする。
 - ア 火災の際に火中に取り残されたような者
 - イ 水害の際に水に流されたり、又は孤立した地点に取り残されたりしたような者
 - ウ 山崩れ、地すべりなどにより生埋めになったような者
 - エ 海難、交通事故、河川における遭難等により救助を要する者
 - オ その他これらに類するもので救助を要する者
- (2) 災害のため生死不明の状態にある者で、次のような状態にある者
 - ア 行方不明の者で生存していると推定される者
 - イ 行方は分かっているが、生死が明らかでない者

2 救助隊の設置

災害のため救助を要する者が生じた場合、市長（本部長）の指示により消防部に救助隊を設置するものとする。

- (1) 救助隊の人員は、災害の規模により市長（本部長）が指示するものとする。
- (2) 救助隊は、消防職員及び消防団員をもって編成するものとする。
- (3) 救助隊に捜索班と収容班を設置するものとする。
- (4) 市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資器材を有する救助隊の整備を推進するよう努めるものとする。

3 救助の方法

- (1) 被災者の救助作業は、救助隊が中心となり、関係機関等と協力し、救助作業に当たるものとする。
- (2) 救助作業に特殊機械器具及び特殊技能者を要する場合には、自衛隊、警察、海上保安部その他関係機関等の協力を得て救助に当たるものとする。
- (3) 救助後は、速やかに病院又は医療機関への収容等救助者の救護に当たるものとする。

また、現場で救急処置を施す必要のある者が多数いるときは、医師会等による出動が可能となるようにしておくものとする。

- (4) 救急搬送に当たっては、負傷者の状況、救護所・病院等に至る道路の状況を把握し、迅速に搬送できるようにしておくものとする。

4 救助活動

消防部長は、関係機関と連絡を密にし、情報の収集に努めるとともに、救助隊を指揮して次に掲げる班を設け、被災者の捜索及び収容の現況や氏名、人員を調査の上、市長（本部長）に報告するものとする。

(1) 搜索班

消防部長の指揮の下に災害現地における救助者の搜索、救助を行い、収容班に引き渡すものとする。

(2) 収容班

救助された者を収容し、医療等を要する場合は本編「第17章 医療救護活動」に定める市内の病院又は救護所へ搬送し、救護措置を行うものとする。

また、死亡と確認されたものについては、警察官又は海上保安官により検視を行った後、市長（本部長）が指示する場所に収容し、輸送・救護班において死体の処理を行うものとする。

5 ヘリコプターの要請

市長（本部長）は、救急・救助活動を迅速かつ的確に行い、救出者の搬送等のため必要があると認めたときは、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、県消防防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

また、状況によっては、県を通じて自衛隊の災害派遣を要求し、迅速な人命救助活動を実施するものとする。

6 救助活動に要する費用及び期間

救助活動に要する費用及び期間は、愛媛県災害救助法施行細則に準ずるものとする。

7 記録等

救助を実施した場合に整備保存すべき記録等は、次のとおりとする。

- (1) 救助状況記録簿
- (2) 救助関係支払証拠書類
- (3) 救助用燃料受払簿
- (4) 救助用機械器具修繕費支払簿

3-13-3 自主防災組織の活動

自主防災組織は、次により救出・救護活動を行うものとする。

1 救出・救護活動の実施

がけ崩れや建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施するものとする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者がいるときは、救護所等へ搬送するものとする。

2 避難の実施

市長（本部長）や警察官等から避難の指示等が出された場合には、住民に対して

周知徹底を図るとともに、迅速かつ的確に避難を行うものとする。

避難の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施するものとする。
 - ア 市街地……………火災、落下物、危険物
 - イ 山間部、起伏の多いところ……がけ崩れ、地すべり
 - ウ 海岸地域……………高潮
- (2) 避難に当たっては、必要最低限のもののみ携帯するものとする。
- (3) 避難行動要支援者等の自力で避難することが困難な者に対しては、自主防災組織など地域住民が協力して避難させるものとする。

3 給食・救援物資の配付及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となるが、これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても食料等の配付を行うほか、市が実施する給水、救援物資の配付活動に協力するものとする。

3－13－4 事業所の活動

事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努めること。
- (2) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努めること。
- (3) 事業所の防災組織は、自主防災組織等と相互に連携し地域における救出活動を行うこと。
- (4) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関や警察、海上保安部等に連絡し早期救出を図ること。
- (5) 救出活動を行うときは、可能な限り市や消防機関、警察、海上保安部と連絡をとり、その指導を受けること。

第 1 4 章 死体の搜索・措置・埋葬

【福祉課、子育て支援課、長寿介護課、社会教育課、環境保全課、伊予消防署】

市は、災害により、死亡していると推定される者の搜索並びに死亡者の収容、措置及び火葬・埋葬（応急措置として土中に葬ることを含む。以下「埋葬」という。）を的確かつ迅速に実施するものとする。

3－14－1 実施機関

- (1) 死体の搜索、措置及び埋葬は、警察官及び海上保安官の協力を得て、市長（本部長）が行うものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行うことを基本とし、知事の委任に基づき市長（本部長）が行うものとする。
- (2) 警察は、死体の見分及び検視を行うこととしている。
- (3) 市長（本部長）は、死体の搜索、措置及び埋葬について、市単独で対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請するものとする。
 - ア 搜索、措置及び埋葬別とそれぞれの対象人員
 - イ 搜索地域
 - ウ 埋葬施設の使用可否
 - エ 必要な輸送車両の数
 - オ 死体措置に必要な器材、資材の品目別数量

3－14－2 行方不明者及び死体の搜索

1 行方不明

- (1) 行方不明者の届出の受理は、避難班において取り扱うものとする。

届出のあった際は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、その他必要事項を聴取し、記録するものとする。
- (2) 届出のあった者については、上記(1)の事項を記載した書面で警察に通知する。ただし、状況により書面をもって通報することが困難な場合は、電話等をもって連絡するものとする。
- (3) 搜索は、消防部が警察と協力して搜索班を編成し、実施する。

また、被災の状況により、消防団、自主防災組織等に協力を要請するとともに、住民の応援を得て実施するものとする。
- (4) 市長（本部長）は、必要に応じ臨時に現地搜索班を組織し、連絡所を設け効果的な搜索活動を実施するものとする。

2 死体

- (1) 死体の搜索及び収容の必要がある場合は、市長（本部長）の命により消防部に搜索班及び収容班を設置するものとする。
- (2) 死体の搜索活動は、市及び警察、海上保安部が相互の連絡を密にし、それぞ

れの立場からこれを実施するものとする。

また、防災関係機関、自主防災組織等の協力並びに車両、船舶（艇）、機械器具の借上げ等で可能な限りの手段方法により、早期収容に努めるものとする。

- (3) 行方不明の捜索中に死体を発見したときは、市災害対策本部及び警察に連絡するとともに、身元確認を行うものとする。
- (4) 死体が海上に漂流している場合又は漂流が予想される場合には、直ちに県に対し海上保安部又は海上自衛隊による捜索を要請するものとする。
- (5) 死体の捜索期間は、愛媛県災害救助法施行細則に準ずるものとする。

3 応援要請等

- (1) 捜索作業に特殊機械器具及び特殊技能者を必要とする場合は、県に要請し、自衛隊、海上保安部、その他の関係協力機関の協力を求めるものとする。
- (2) 死体が流失などにより他の市町に漂着していると考えられるときは、県及び関係のある市町に次の事項を明示して捜索の応援を要請するものとする。
 - ア 死体が埋没又は漂着していると思われる場所
 - イ 死体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣、持ち物など
 - ウ 応援を求めたい人数又は船舶（艇）器具など
 - エ その他必要な事項

3－14－3 死体の措置及び埋葬

市は、災害の状況により必要があるときは、原則として警察が検視（見分）した死体の引渡しが行われた後に、措置及び埋葬を行うものとする。

1 死体の検案

- (1) 検案の実施
死体の検案は、医師会等の協力を得て、死因その他について医学的検査を行うものとする。
- (2) 検案時の処置
死体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成するものとする。
- (3) 死体の輸送
検案を終えた死体は、市が指定する死体収容（安置）所に輸送するものとする。

2 死体の収容及び安置

- (1) 身元確認
 - ア 警察、自主防災組織等の協力を得て、死体の身元引受人の発見に努めるものとする。
 - イ 死体の氏名等の識別を行った後、親族などに引き渡すものとする。なお、相当期間引取り人が判明しない場合は、所持品等を保管の上、埋葬するものとする。

ウ 身元不明者については、死体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

(2) 死体収容（安置）所の開設

避難班は、寺院、公共建物又は公園等、死体収容に適切な場所を選定し、死体収容（安置）所を開設するものとする。

死体収容（安置）所の開設に当たっては、納棺用品等必要器材を確保するとともに、死体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。

3 死体の埋葬

市は、死体について、遺族等の引取り手がない場合及び遺族等が埋葬を行うことが困難な場合、応急措置として埋葬を行うものとする。

なお、埋葬の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 事故死等による死体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬するものとする。
- (2) 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡しその調査に当たるものとする。
- (3) 被災地以外に漂着した死体のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人としての取扱いによるものとする。
- (4) 引取り人が判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、引取り人が判明次第、当該引取り人に引き継ぐものとする。
- (5) 無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬するものとする。

4 死体の措置及び埋葬に要する費用

死体の措置及び埋葬に要する費用は、愛媛県災害救助法施行細則に準ずるものとする。

5 記録等

死体の搜索、措置及び埋葬を行ったときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておくものとする。

- (1) 死体搜索状況記録簿
- (2) 死体措置台帳
- (3) 埋葬台帳
- (4) 死体搜索、死体措置及び埋葬関係支払証拠書類
- (5) 死体搜索用機械器具燃料受払簿
- (6) 死体搜索用機械器具修繕費支払簿

3－14－4 住民及び自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を市や警察に提供するように努めるものとする。

第 15 章 食料及び生活必需品等の確保・供給

【財政課、未来づくり戦略室、危機管理課、健康増進課、福祉課、
長寿介護課、子育て支援課、市民課、農業振興課、学校教育課、
社会教育課、経済雇用戦略課、水道課、農林水産課】

市及び関係機関は、被災者の食生活を保護するため、食料や被災者のニーズ等に
応じた生活必需品等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施するものとする。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、
時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの
違いに配慮するものとする。

さらに、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実
情を考慮するものとし、併せて、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される
賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供される
よう努めるものとする。

なお、大規模な災害発生のおそれがある場合は、被災者の生活の維持のため必要
な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに
応じて供給・分配を行えるよう、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用い
て備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速
やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間
で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める
ものとする。

3－15－1 実施機関

- (1) 災害時における食料及び生活必需品等の供給は、市長（本部長）が行うものとする。
- (2) 災害救助法が適用されたときは、知事が行うことを基本とし、知事の委任に基づき市長（本部長）が行うものとする。

この場合、非常持ち出しができない被災者や旅行者等に対し、自らの備蓄物資
を供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有者から調達
するものとする。

- (3) 市長（本部長）は、市単独で炊き出しなど食品の給与ができないとき、又は
物資の確保ができないときは、県に対し、次の事項を明示して必要な緊急援護
物資の供給又は炊き出しの実施を要請するものとする。ただし、緊急を要する
ときは、直接隣接市町に応援を要請するものとする。

ア 緊急援護物資の供給

- (ア) 調達又はあっせんを必要とする理由
- (イ) 必要な緊急物資の品目及び数量
- (ウ) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- (エ) 連絡課及び連絡責任者

- (オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無
- (カ) その他参考となる事項
- イ 炊き出しの実施
 - (ア) 所要食数（人数）
 - (イ) 炊き出しの期間
 - (ウ) 炊き出し品送付先
 - (エ) その他必要な事項

3－15－2 供給対象者及び供給品目等

1 供給対象者

- (1) 炊き出しその他による食品
 - ア 避難者
 - イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水などで炊事ができない者
 - ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者等
 - エ 被害を受け一時縁故先に避難する者
 - オ 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者
- (2) 生活必需品等
 - 災害により住家が全壊（焼）、流失、埋没、半壊（焼）又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 供給品目

- (1) 食料
 - 応急的に供給する食料は、市が備蓄する非常食及び調達による米穀、パン又は副食品とし、乳児に対しては、原則として、粉ミルク販売業者等からの調達による粉ミルク（調整粉乳）とする。
- (2) 生活必需品等
 - 支給物資は、次の品目の範囲内で現物をもって支給するものとする。
 - ア 被服、寝具及び身のまわり品
 - イ 日用品
 - ウ 炊事用具及び食器
 - エ 光熱材料

3 供給基準及び期間

- (1) 炊き出しその他による食品
 - 愛媛県災害救助法施行細則に準じ、1人1食又は1日当たりの基本供給量に市長（本部長）が必要と認める受給者の数及び実施期間の食数（日数）を乗じて

得た数量とする。

(2) 生活必需品等

愛媛県災害救助法施行細則に準じ、被害の状況、被災人員、被災世帯、構成人員を十分調査の上品名及び期間を決定するものとする。

3-15-3 応急物資の確保

1 炊き出しその他による食品

食料の確保及び調達は、食料班長が市長（本部長）の指示に基づき、次のとおり行うものとする。

(1) 備蓄食料

非常食については、市の備蓄食料を使用するものとする。

(2) 市内販売業者からの調達

副食品及び粉ミルクについては、必要に応じ市内販売業者から調達するものとする。ただし、地域内で調達不能の場合は知事にあつせんを依頼するものとする。

(3) 県への要請

市長（本部長）は、市単独で必要な応急食料の確保ができないときは、県に対し、県が緊急援護物資として備蓄している食料の供給について要請するものとする。

(4) 政府所有米穀の緊急の引渡要請

市長（本部長）は、米穀等の主食について、必要に応じて県に必要量を申請して、農林水産省農産局長への政府所有米穀の緊急の引渡要請を依頼するものとする。ただし、通信機能不全等により手続きがとれない場合は、直接農林水産省農産局長に要請し、事後速やかに知事に連絡するとともに、要請書の写しを送付するものとする。

なお、当該米穀を買い受ける場合には「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）」の規定に基づき、農林水産省農産局長と県が売買契約を締結し、農林水産省農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業体から当該米穀の引渡しを受けるものとする。

2 生活必需品等

(1) 市が保有する備蓄物資の取扱い

市は、あらかじめ備蓄している備蓄物資を使用し、被災者に対して供給するものとする。

(2) 日本赤十字社愛媛県支部が保有する備蓄物資の取扱い

日本赤十字社愛媛県支部が備蓄している非常災害用救援物資は、日本赤十字社愛媛県支部の委任を受けて、あらかじめ定められた配分基準により市が被災者に分配するものとする。

(3) 県が保有する備蓄物資の取扱い

市は、県が保有する備蓄物資の供給を受けたときは、調達救援物資集積場所に保管し、市有備蓄物資の取扱いに準じて取り扱うものとする。

3-15-4 応急物資の供給

市は、緊急物資の配分に当たっては、事前に住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努めるものとする。

また、災害の規模及び発生の地域等の状況に応じ、小・中・高校の講堂や、体育館又は公民館等を借り上げ、物資の集積及び配分を行うものとする。

1 供給方法

(1) 避難者に対する供給

調達した食料及び生活必需品等をあらかじめ指定避難所等ごとに組織された運営組織の責任者を通じて配給するものとする。

(2) 上記(1)以外の被災者に対する供給

調達した食料及び生活必需品等を直接供給するほか、小売業者及び取扱者を指定して行うものとする。

(3) 災害対策従事者に対する供給

上記(1)に準じて行うものとする。

2 炊き出しの実施等

市は、指定避難所等、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設けるほか、食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行うものとする。

(1) 炊き出しの方法

ア 炊き出しは、給食センターをはじめ、学校などの給食施設又は公民館、集会所、社寺などの既存施設を利用し、自主防災組織等の協力を得て、指定避難所等における既存の調理施設等を利用して行うものとする。

イ 炊き出しは、直ちに食することができる握り飯及び漬物、かん詰等の副食品を配給するものとするが、炊飯が困難である場合は、乾パン又は生パンを配給するものとする。

なお、炊き出しを実施する場合は湯茶も併せて支給するものとする。

ウ 市において直接炊き出しをすることが困難な場合で、給食業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示し、業者から購入して配給するものとする。

(2) 食品衛生

炊き出しに当たっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意するものとする。

ア 炊き出し施設には、飲料適水を十分供給すること。

イ 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付けること。

ウ 炊き出し場所には、皿洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設けること。

エ 供給食品は、防ハエ、その他害虫駆除に留意すること。

オ 使用原料は、できるだけ信用のある業者から仕入れを行い、保管に留意すること。

カ 炊き出し施設は、学校給食センターなどの給食施設又は公民館、集会所、社寺等の既存施設を利用するが、これらが得がたい場合、湿地、排水の悪い所などから遠ざかった場所を選定して設けること。

3 記録等

(1) 緊急援護物資等の供給の記録

災害時の給与又は貸与物資について記録するため、次の簿冊を整備保存するものとする。

ア 物資購入（配分）計画表

イ 物資受払簿

ウ 物資給与及び受領簿

エ 物資購入関係支払証拠書類

オ 物品物資払出証拠書類

(2) 炊き出しの記録

炊き出しの状況（場所数及び場所別給与人員 {朝・昼・夕に区分}）を県に報告するとともに、次の必要な帳簿、書類を整備保存しておくものとする。

ア 炊き出し受給者名簿

イ 食料品、現品給与簿

ウ 炊き出し、その他による食品給与、物品受払簿

エ 炊き出し用物品借用簿

オ 炊き出しの協力者、奉仕者名簿

3－15－5 物資の輸送

物資の輸送手段については、本編「第8章 緊急輸送活動」に基づき、災害の規模及び発生地域の状況に応じ、陸上輸送、海上輸送、航空輸送等の方法により行うものとする。

3－15－6 調達救援物資集積場所

市は、災害の規模及び発生地域の状況に応じ、小・中・高校の講堂や、体育館又は公民館等を借り上げ、物資の集積及び配分を行うものとし、必要に応じて物資拠点を速やかに開設し、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。

3－15－7 燃料の供給

- (1) 市は、地域別、生産数量及び販売業者予想手持量の把握に努めるとともに、関係機関及び販売業者と連絡を保ち、必要に応じて供給するものとする。
なお、ガス器具等の確保については、大手小売業者との間に締結した協定に基づき要請を行うものとする。
- (2) 市は、市庁舎、指定避難所等、病院等、防災対策上特に重要な施設又は災害応急車両への燃料の安定供給体制の整備に努めるものとする。

3－15－8 家畜飼料の供給

市は、必要に応じて市内の飼料取扱業者又は県を通じ、飼養者等に対し、家畜飼料を供給するものとする。

3－15－9 住民及び自主防災組織の活動

- (1) 食料の確保は、家庭及び自主防災組織での備蓄並びに住民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は、市に供給を要請するものとする。
- (2) 自主防災組織は、市が行う緊急援護物資等の供給の配分に協力するものとする。
- (3) 住民は、必要な緊急物資、非常持ち出し品の整備、搬出に努めるものとする。
- (4) 自主防災組織は必要に応じて炊き出しを行うものとする。

第 16 章 飲料水の確保・供給

【水道課、福祉課、長寿介護課、子育て支援課、社会教育課】

市は、災害により飲料水等を確保することができない者に対して飲料水等の供給を行い、被災者の生活を保護するものとする。

3-16-1 実施機関

被災者に対する飲料水の供給は、市長（本部長）が行うものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行うことを基本とし、知事の委任に基づき市長（本部長）が行うものとする。

また、市単独で実施できないときは、次の事項を示して県に調達又はあつせんを要請するものとする。

- (1) 給水を必要とする人員
- (2) 給水を必要とする期間及び給水量
- (3) 給水する場所
- (4) 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量
- (5) 給水車両のみ借上げの場合は、その必要台数

3-16-2 応急給水活動

市は、飲料水の確保が困難な地域に給水拠点を定め、備蓄飲料水、給水車等により応急給水を行うものとする。

なお、自己努力により飲料水を確保する住民に対しては、衛生上の注意を広報するものとする。

1 応急取水施設による給水

- (1) 災害発生後約 8 日を目途に仮設共用栓等を設置し、生活に必要な水を供給するよう努めるものとする。
- (2) 水道施設が損壊し又は飲料水が汚染した場合は、供給人員、範囲等を考慮の上、応急取水施設により飲料に適する地下水を取水した後消毒を行うものとする。
- (3) 消毒した水は、給水車又は容器により搬送し、給水するものとする。

2 給水車・容器による搬送給水

被災地において水源を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から給水車又は容器により搬送し給水するものとする。

3 給水量

被災者に対する 1 人 1 日当たりの給水量は 20 リットル程度とする。

4 給水期間

飲料水の給水期間は、水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

5 給水施設の応急復旧

給水施設が破壊された場合には迅速に応急復旧を行うものとする。ただし、市単独での応急復旧が困難な場合は、伊予市水道工事公認業者の応援を求めるものとする。

6 記録等

飲料水の供給等を行ったときは、次の書類・帳簿等を整備保存するものとする。

- (1) 飲料水供給記録簿
- (2) 給水用機械器具、燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- (3) 給水用機械器具修繕簿

3－16－3 非常飲料水の取扱い

1 市が保有する備蓄飲料水の取扱い

市は、あらかじめ備蓄している非常災害用飲料水を被災者に対し供給する必要がある場合は、避難班が配給するものとする。

2 県が保有する備蓄飲料水の供給要請

市長（本部長）は、市単独で必要な非常飲料水を確保できないときは、県に対し、県が緊急援護物資として備蓄している飲料水の供給について要請するものとする。

3－16－4 住民及び自主防災組織の活動

- (1) 災害発生後3日間は、貯えた水等により、それぞれ飲料水を確保するものとする。
- (2) 災害発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保するものとする。
- (3) 地域内の井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努めるものとする。この場合、特に衛生上の注意を払うものとする。
- (4) 市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬・配分を行うものとする。

第 17 章 医療救護活動

【健康増進課】

市は、県、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会等、公的医療機関及び旧国立医療機関と緊密に連携し被害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。以下同じ。）救護を行うものとする。

3-17-1 医療救護活動の実施方針

- (1) 医療救護活動の実施に当たっては、死亡者を一人でも少なくすることを最優先とし、トリアージの実施等により効率的な活動に努めるものとする。
- (2) 市、県、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会等、公的医療機関及び旧国立医療機関は、医療救護活動要領等に基づき、緊密な連携の下、災害の状況に応じ適切な医療救護を行うものとする。
- (3) 市は、当該域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、また、救護病院等に傷病者を収容するものとする。
- (4) 県及び災害医療コーディネータは、医療施設の被害状況や医薬品等医療資機材の需給状況等の情報を収集・提供し、市町の医療救護活動について広域的な調整を行うこととしている。
- (5) 中予保健所は、被災地域における医療救護支援の拠点として、災害医療コーディネータと密接に連携し、地域の関係機関との調整を行うこととしている。
- (6) 市は、県と連携し、災害により在宅医療等の継続が困難になる難病患者等に対する医療の確保に努めるものとする。
- (7) 医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮するものとする。
- (8) 県は、災害時小児周産期リエゾンの養成に努め、災害時小児周産期リエゾンは、災害医療コーディネータと連携し、小児・周産期に係る医療救護活動の助言及び調整の支援を行うこととしている。

3-17-2 情報の収集・提供

市は、県、災害医療コーディネータ、消防機関、警察、県医師会等との連携の下、以下について情報収集を行うとともに、県等への情報提供に努めるものとする。

- (1) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- (2) 指定避難所等、救護所の設置状況
- (3) 指定避難所等、救護所における医療ニーズ
- (4) 医薬品等医療資機材の需給状況
- (5) 医療施設、救護所等への交通状況
- (6) その他参考となる事項

3－17－3 市の活動

1 医療救護体制の確立

- (1) 市は、救護所開設予定施設及び救護病院等の被災状況を調査するとともに、医薬品等の調達の実施などにより医療救護体制を確立するものとする。
- (2) 市は、被災により救護病院等の機能が失われたときは、必要に応じて他の医療施設を救護病院等として選定するものとする。
- (3) 市は、救護所・指定避難所等における医療ニーズ等を経時的に把握し、救護班の受入調整や各種要請、機能評価等を行うとともに、自ら十分な活動が行えない場合は、中予保健所に職員の派遣を要請するものとする。

2 救護所の設置及び医療救護体制の確保

市は、災害の発生により医療救護が必要となったときは救護所を設置し、伊予医師会等の協力の下、救護班を編成するとともに、県医師会等と災害時の医療救護活動について締結した協定（以下「災害時の医療救護に関する協定」という。）に基づき、救護班の派遣要請を行うなどにより、医療救護体制を確保するものとする。

また、救護所・救護病院等において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示し、中予保健所や災害医療コーディネータを通じて県に救護班の派遣を要請するものとする。

- (1) 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別人員）
- (2) 必要な救護班数
- (3) 医療救護活動を必要とする期間
- (4) 派遣場所
- (5) その他必要事項

3 市職員の派遣

- (1) 市は、救護所・救護病院等の収容状況等を把握するため、必要に応じて市職員を配置するものとする。
- (2) 配置された市職員は、救護所・救護病院等が効果的に機能するよう傷病者の収容状況等を把握し、必要な調整を行うものとする。

4 医療資機材等の確保

市は、医療、助産の実施に必要な医療資機材について、原則として市内医療機関に備蓄されているものを使用し、不足する場合には医療機関を通じ業者から調達するものとする。ただし、市内で調達不能な場合は、中予保健所及び県に要請し、確保するものとする。

5 輸血用血液の調達

市は、救護所・救護病院等から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、中予保健所を通じて県に調達・あっせんを要請するほか、献血予約登録者等

に協力を呼びかけるものとする。

6 負傷者の搬送及び医療機関との連携

市は、負傷者の搬送等について、次の要領で行うものとする。

- (1) 傷病者を最寄りの救護所又は必要に応じて救護病院等に搬送するものとする。
- (2) 被災現場から救護所への負傷者の搬送は、市が行うものとする。救護所が設置されていない被災初期の段階においては、現場周辺の医療機関へ搬送するものとする。
- (3) 救護所等の責任者は、後方医療機関に収容する必要がある者の搬送を市に要請するものとする。
- (4) 救護所等から後方医療機関までの搬送は、市が県及び防災関係機関との連携・支援の下に実施するものとする。
- (5) 道路や交通機関の不通時又は遠隔地については、県に対し県消防防災ヘリコプター等の出動あるいは自衛隊の派遣を要請し、状況に応じた輸送を行うものとする。
- (6) 難病患者等の避難動向及び医療の継続状況について調査し、地域の医療機関等とともに必要な対策を行うものとする。

3－17－4 救護所等における活動

1 救護所における活動

- (1) 救護所での医療活動は、市の指揮の下で救護班が実施するものとする。災害発生直後は、大量の傷病者に対して限られた医療資源により救護に当たる必要があるため、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を重点的に行うものとする。
- (2) 救護所において救護班は次の業務を行うものとする。
 - ア 傷病者の傷病の程度判定
 - イ 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
 - ウ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - エ 転送困難な傷病者及び指定避難所等における軽症者に対する医療
 - オ 助産活動
 - カ 死体の検案
 - キ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への収容状況等の報告
- (3) 記録等
医療救護を実施した場合に整備すべき記録等は、次のとおりとする。
 - ア 医療助産券交付簿
 - イ 救護班診療記録
 - ウ 救護班医療品衛生材料使用簿
 - エ 救護班の編成及び活動記録

- オ 療品衛生材料受払簿
- カ 病院診療所医療実施状況
- キ 医療品・衛生材料等購入関係支払証拠書類
- ク 助産台帳
- ケ 助産関係支出証拠書類

2 各医療機関における活動

各医療機関における活動は、次のとおりである。

医療機関	活 動 内 容
市内の医療機関	①施設・設備の被災状況、医薬品等の確保状況等の調査及び診療機能の確認 ②被害の応急修復の実施及びライフライン事業者等への応急復旧の要請 ③被災により既存入院患者等の治療継続が困難であるときは、患者受入医療機関及び移送手段の確保並びに市及び県への支援の要請 ④市からの救護班の派遣要請を受けて、又は通信の遮断等の際は自らの判断による、参集可能なスタッフによる救護班の編成及び市が設置する救護所への派遣 ⑤自らの施設で診療を行う場合は、救護所や他の医療機関で対応できない患者の受入れ及び治療 ⑥広域災害・救急医療情報システムの積極的活用等関係機関相互の密接な情報交換並びに災害医療コーディネータを通じた支援・協力の要請 ⑦被災状況に応じた医療従事者の派遣等関係機関相互の支援・協力
救護病院等	①救護所への救護班の派遣 ②救護所の医療で対応できない重症者及び中等症者の受入れ等 - ア 重症者及び中等症者の収容と処置 - イ 助産 - ウ 死体の検案 - エ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への収容状況等の報告 - オ 災害（基幹）拠点病院への患者移送手配 - カ その他必要な活動 ③災害医療コーディネータの設置病院は、災害医療コーディネータと一体的な地域内の医療救護の調整及び実施

医療機関	活 動 内 容
災害（基幹） 拠点病院	①救護所への救護班の派遣 ②被災地等へのDMA Tの派遣 ③他県等から派遣されたDMA Tの活動拠点としての受入れ・派遣調整等 ④被災地域の救護所や救護病院等で対処できない重症者及び中等症者の受入れ等 ア 重症者及び中等症者の収容と処置 イ 助産 ウ 死体の検案 エ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への収容状況等の報告 オ 災害（基幹）拠点病院への患者移送手配 カ その他必要な活動 ⑤広域災害・救急医療情報システムの活用による被災地域の医療機関に関する情報の把握及び支援が可能な医療情報の提供 ⑥圏域内の医療救護の調整・実施拠点としての災害医療コーディネータとの一体的な活動
三次救急 医療施設	災害（基幹）拠点病院等で対処できない重篤救急患者を受入れ及び救命医療の提供

3-17-5 防災関係機関の活動

1 災害医療コーディネータの活動

災害医療コーディネータは、災害時に関係機関と連携し、以下の活動を行うこととしている。

(1) 統括コーディネータ

- ア 県内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達
- イ 県内の医療救護活動の統括及び調整
- ウ 災害拠点病院コーディネータ、国及び関係機関等との連絡、調整及び要請

(2) 災害拠点病院コーディネータ

- ア 圏域内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達
- イ 圏域内におけるDMA Tや救護班等の受入れ及び派遣調整等
- ウ 圏域内における医療機関の患者受入れ及び搬送調整
- エ 圏域内における医療機関の医療活動支援に係る調整
- オ 圏域内における医薬品等の調達及び供給調整
- カ 統括コーディネータ、他の圏域の災害拠点病院コーディネータ、公立病院コーディネータ及び被災内の関係機関等との連絡、調整及び要請

(3) 公立病院コーディネータ

- ア 立地市町内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
- イ 立地市町内におけるDMATや救護班等の受入れ及び派遣調整等
- ウ 立地市町内における医薬品等の調達及び供給調整
- エ 災害拠点病院コーディネータ及び立地市町内の関係機関等との連絡、調整及び要請

2 被災地外の市町の活動

被災地外の市町は、県からの協力要請に基づき、市町立病院・診療所職員で構成する救護班を派遣するとともに、傷病者の受入れを行うこととなっている。

3 愛媛県医師会等の活動

(1) 愛媛県医師会

- ア 市又は県から援助の要請があったときは、愛媛県医師会において救護班を編成して現地に派遣し、救護活動に努めることとしている。
- イ 救護病院等以外の愛媛県医師会会員の医療機関に收容して救護を行う必要がある場合は、会員の医療機関に協力を要請することとしている。
- ウ 市、県又は県警察本部からの死体検案について援助要請があったときは、会員に対して協力を要請することとしている。

(2) 愛媛県歯科医師会

- ア 市又は県から援助の要請があったときは、愛媛県歯科医師会において救護班を編成して現地に派遣し、救護活動に努めることとしている。
- イ 愛媛県歯科医師会会員の医療機関に收容して救護を行う必要がある場合は、会員の医療機関に協力を要請することとしている。
- ウ 市、県又は県警察本部から援助の要請があったときは、身元不明者の確認のため、歯形の調査を行うこととしている。

(3) 愛媛県薬剤師会

- ア 市又は県から援助の要請があったときは、薬剤師等を現地に派遣し、救護活動に努めることとしている。
- イ 県から援助の要請があったときは、医薬品等の集積場所の設置に協力するとともに、集積場所に薬剤師等を派遣し、医薬品等の集積及び配分に協力することとしている。

(4) 愛媛県看護協会

県から援助の要請があったときは、災害支援ナース等を現地に派遣し、救護活動に努めることとしている。

(5) 愛媛県栄養士会

市又は県から援助の要請があったときは、管理栄養士等を現地に派遣し、支援活動に努めることとしている。

(6) 愛媛県柔道整復師会

県から援助の要請があったときは、柔道整復師等を現地に派遣し、支援活動に努めることとしている。

(7) 愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会

県から援助の要請があったときは、災害リハビリテーション支援チームを現地に派遣し、支援活動に努めることとしている。

4 日本赤十字社愛媛県支部の活動

日本赤十字社愛媛県支部の医療活動は、救護班による災害現場での応急的災害医療、松山赤十字病院による傷病被災者受入れ及び愛媛県赤十字血液センターによる血液製剤の供給を中心に行うこととしている。

5 公的医療機関・旧国立医療機関の活動

(1) 救護班の派遣

ア 公的医療機関は、市又は県の派遣の協力要請に基づき、救護班を編成して現地に派遣し、救護活動に努めることとしている。

イ 旧国立医療機関は、県から救護班の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、救護班を出動させ医療救護活動を実施することとしている。

(2) 傷病者の受入れ

市又は県から傷病者の受入れについて協力要請があった場合は、協力を努めることとしている。

3－17－6 住民及び自主防災組織の活動

(1) 軽症者については、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用いて処置するものとする。

(2) 傷病者を最寄りの救護所又は救護病院等に搬送するものとする。

第 18 章 防疫・保健活動等

【健康増進課、環境保全課、水道課、都市住宅課】

市は、災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、県と連携し、迅速かつ的確な防疫活動を実施するとともに、被災者の心身の健康保持に努めるものとする。

3－18－1 実施機関

被災地帯の防疫は、市長（本部長）が県又は中予保健所の指導指示に基づいて行うものとする。ただし、市単独で実施できないときは、県又は隣接市町及び関係機関の応援を要請して実施するものとする。

3－18－2 防疫・衛生活動

1 防疫班の編成

市は、知事の指示に基づき、環境保全班を中心とした市職員及び臨時に雇い上げた作業員による防疫班を編成するものとする。

2 防疫活動

市は、県の指導・指示により、汚染場所・物件の消毒、ねずみ族昆虫等の駆除、生活用水の供給、臨時の予防接種の実施等必要な防疫活動を迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 感染症の病原体に汚染された場所及び感染症発生のおそれのある場所の消毒

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下、本節において「法」という。）第27条の規定及び災害対策基本法第50条の規定により、消毒を実施するものとする。

イ 浸水地域に対しては、被災の直後に各戸にクレゾール及びクロール石灰を配付して、床壁の拭浄、手洗設備の設置、トイレの消毒を指導するものとする。

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第 28 条の規定により、県が地域を定めて消毒を実施するため、これと併せて実施するものとする。

なお、ねずみ族・昆虫等の駆除を実施する場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則に定める薬品を使用するものとする。

(3) 物件及び建物に係る措置

法第 29 条及び法第 32 条の規定により、感染症の発生を予防し、若しくはまん延を防止するために必要な措置を講じるものとする。

(4) 検病調査及び健康診断

検病調査及びその結果に基づく健康診断は県が行うこととされている。

市は、指定避難所等、たん水地域、その他衛生条件が悪い地域を詳細報告するなど、県に協力するものとする。

(5) 臨時予防接種

予防接種による予防措置を講ずべき必要がある場合は、県と連携し、臨時予防接種を実施するものとする。

(6) 生活用水の供給

法第31条の規定により、知事が感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水について、期間を定めてその使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合、市は、規定する期間中、知事の指示に従い、生活の用に供される水の利用者に対し、生活の用に供される水を供給するものとする。

3 飲料水の消毒及び衛生指導

市は、給水を行う飲料水については、検査・消毒を実施するとともに、井戸水、水道水等の衛生処理について指導するものとする。

4 塵芥、汚泥、し尿等の処理

市は、塵芥、汚泥等を仮置場及び分別所を経て埋立又は焼却するとともに、し尿の処理に万全を期すものとする。

5 患者等に対する措置

- (1) 被災地域において感染症患者若しくは保菌者が発生した場合、市は、直ちに隔離収容の措置をとるものとする。隔離病舎に収容することが困難な場合は、適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容するものとする。
- (2) 市は、やむを得ない理由によって隔離施設への収容措置をとることができない保菌者に対しては自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理等について厳重に指導し、必要があるときは治療を行うものとする。
- (3) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

6 指定避難所等における防疫指導

- (1) 市は、中予保健所と協力して保健師等による巡回健康相談を実施し、指定避難所等における住民の健康状態を把握するとともに、感染症予防に係る指導と広報を行うものとする。
また、指定避難所等の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を指導し、その協力を得て衛生、健康管理等の徹底を図るものとする。
- (2) 市は、衣服を日光にさらし、特に必要があるときはクレゾールなどによる消毒とノミ等の発生防止のため薬剤の散布を行わせるものとする。

また、トイレ、炊事場、洗濯物等の消毒、クレゾール石けん液、逆性石けん液の適当な場所への配置、手洗いの励行等について十分指導するものとする。

7 県への応援要請

- (1) 市は、防疫薬剤、資機材等が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、県に対し、調達を要請するものとする。
- (2) 市は、甚大な被害により防疫機能が著しく阻害され、市が行うべき防疫業務が実施できないとき又は不十分であるときは、県に応援を要請するものとする。

8 県への報告

市は、感染症の発生状況及び防疫活動の状況を随時、中予保健所に報告するものとする。

9 記録等

市は、防疫のため予防接種等を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備保存しておくものとする。

- (1) 災害状況及び防疫活動状況報告書
- (2) 検病調査及び健康診断状況記録簿
- (3) 清潔及び消毒状況記録簿
- (4) 臨時予防接種状況記録簿
- (5) 防疫薬品資材受払簿
- (6) 防疫関係支払証拠書類及び備蓄薬品払出し証拠書類
- (7) 防疫関係機械器具修繕支払簿

10 住民の活動

住民は、中予保健所及び市の指導を受けながら、指定避難所等において良好な衛生状態を保つよう注意するものとする。

また、自治組織を構成し、健康管理の徹底に努めるものとする。

3-18-3 保健衛生活動

市は、災害に伴う被災者の健康管理を行うため、県と協力して保健衛生活動を行うものとする。

1 保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化

- (1) 市は、指定避難所等の被災者の保健衛生活動を適切に実施するため、速やかに指定避難所等の衛生状態など保健衛生活動に必要な情報を収集し、県に報告するとともに、関係者間で共有するものとする。
- (2) 市は、その被災状況等により、情報収集ができない場合には、県及び中予保健所に支援を要請するものとする。

2 被災者等への保健衛生活動

市は、県と連携の下、「愛媛県災害時保健衛生活動マニュアル」等を活用し、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した保健衛生活動を行うものとする。

また、被害が甚大で避難生活が長期化する場合や避難所が多数設置されている場合など、被災者等の保健衛生活動を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の保健衛生活動のための計画を策定し、計画的な対応を行うものとする。

3 保健師等の応援の要請

市及び県は、被災者等への保健衛生活動に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認めるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定により、その他の都道府県・市町村に保健師等の派遣を要請するものとする。

3－18－4 食品衛生活動

市は、被災地における感染症の発生等環境悪化を防ぐため、県の指導の下、おおむね次のような食品の衛生管理等を行うものとする。

- (1) 臨時給食施設の設置状況等、情報の提供
- (2) 消毒薬等必要物資の配付

3－18－5 住民の活動

- (1) 手洗い、消毒の励行及び食器、器具の消毒を行うものとする。
- (2) 食品関係営業者は、食品衛生監視員の指示に従うとともに、自主管理を強化するものとする。
- (3) 住宅内の汚染物の清掃、消毒等は、努めて各自で処理するものとする。
- (4) 指定避難所等において良好な衛生状態を保つよう注意するとともに、自治組織を構成し、健康管理の徹底に努めるものとする。

第 19 章 廃棄物等の処理

【環境保全課、都市住宅課】

市は、被災地域の環境衛生の万全を図るため、ごみの収集処理、し尿の汲取処分を適切に行うものとする。

3-19-1 し尿処理・清掃活動体制の確保

1 市

- (1) 近隣の市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備するものとする。
- (2) 仮設トイレやその管理に必要な消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備するものとする。
- (3) 清掃及び防疫のための資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備するものとする。
- (4) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備するものとする。
- (5) 災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、災害廃棄物の仮置場への搬入方法及び分別方法等に関する住民への周知計画、し尿、生活ごみ及び災害廃棄物の処理・処分計画（災害廃棄物処理実行計画）を作成すること等により、災害時における応急体制を確保するものとする。

2 住民及び自主防災組織

- (1) し尿及びごみの自家処理に必要な器具等の準備を行うものとする。
- (2) 自主防災組織を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じ臨時共同トイレの設置を準備するものとする。

3-19-2 下水処理・し尿処理の実施

1 市の活動

- (1) 下水道施設の緊急調査を実施し、被災状況を速やかに県に連絡するものとする。
- (2) 下水道施設の普及地域においては、下水道施設の被災状況を把握できるまでは、住民に水洗トイレの使用を控え、仮設トイレ等で処理するよう広報を行うものとする。
- (3) 下水道の被害状況を把握し、必要に応じて水洗トイレの使用制限について広報を行うものとする。
- (4) 速やかに下水道施設、し尿処理施設の応急復旧に努めるものとし、住民に対して素掘り、仮設トイレ等で処理するよう指導するものとする。
- (5) 下水道施設の復旧支援を必要とする場合には、速やかに県に連絡するものと

する。

- (6) 下水道施設の緊急調査及び応急復旧等について、協定を締結した公益社団法人日本下水道管路管理業協会、地方共同法人日本下水道事業団に対し、必要に応じて支援を要請するものとする。

2 住民及び自主防災組織の活動

- (1) 水洗トイレは市からの連絡があるまでは使用しないこととし、下水道施設の被災を発見したときは、市に連絡するとともに、市からの指示に従うものとする。
- (2) 自主防災組織を中心に仮設トイレの設置、消毒及び管理を行うものとする。

3－19－3 生活系ごみ処理の実施

1 市の活動

- (1) 被災状況から判断し、可能な収集・処理体制を確保するとともに、速やかに収集方法、ごみ置場及び収集日時を定めて住民に広報するものとする。
- (2) 消毒・防臭用の薬剤及びごみ袋等を住民に配付するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離して優先的に処理し、又は処理するように指導・広報するものとする。
- (3) 住民によって集められたごみ置場のごみを管理し、できるだけ速やかにあらかじめ選択した処理施設に運び処理するものとする。
なお、可能な限りリサイクルに努めるものとする。
- (4) 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請するものとする。

2 住民及び自主防災組織の活動

住民は、自主防災組織を中心として、市によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、次の対応をとるものとする。

- (1) 可燃物等自分で処理できるものは努めて処理し、自分で処理できないものは指定された最寄りのごみ置場へ搬出するものとする。
- (2) 地域ごとに住民が搬出するごみ置場を設定し、住民に周知するものとする。
- (3) 自主防災組織の清掃班を中心として、ごみ置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行うものとする。
- (4) ごみは、市が定めた日時にごみ置場へ搬出するものとする。

3－19－4 災害廃棄物処理の実施

市は、次の要領で災害廃棄物の処理を実施するものとする。

- (1) 危険物、通行上支障がある物等を優先的に収集・運搬するものとする。
また、大型車両や重機類を用いた搬入・搬出作業及び分別作業等ができる広さ

の仮置場の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルート確保を図るものとする。

- (2) 損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難な物を、仮置場及び処理施設に運搬するものとする。
- (3) 仮置場での災害廃棄物の分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクル率の向上を図るものとする。

また、アスベスト等有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の規定に従い、適正な処理を進めるものとする。

- (4) 廃家電・廃自動車等のうち、リサイクル可能なものは、各リサイクル法に基づく処理を行うものとする。
- (5) 災害廃棄物等の搬出に関しては、社会福祉協議会、NPO、ボランティア等との連携を図るものとする。

第20章 障害物の除去

【農林水産課、土木管理課、都市住宅課】

災害により発生した土石、木材等の障害物については、各関係機関において除去し、日常生活の確保に努めるものとする。

3-20-1 実施機関

市域における住宅関係障害物の除去は、市長（本部長）が行うものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行うことを基本とし、知事の委任に基づき市長（本部長）が行うものとする。

なお、道路、河川、港湾・漁港等の各種公共土木施設等に生じた障害物は、その管理者が、県、（一社）愛媛県建設業協会等の協力を得ながら、障害物の除去に必要な人員、資機材等の確保に努めるとともに、障害物の除去を行うものとする。

3-20-2 障害物等の除去

1 道路上の障害物の除去

市は、管理する道路について、路上障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努めるとともに、道路上における著しく大きな障害物等の除去について、状況に応じて、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して必要な措置を行うものとする。

なお、市が優先的に障害物を除去すべき道路については、次の順位を基準に定めるものとする。

- (1) 住民の生命の安全を確保するために重要な道路
- (2) 災害の拡大防止上重要な道路
- (3) 緊急輸送を行う上で重要な道路
- (4) その他応急対策活動上重要な道路

2 河川の障害物の除去

市は、市域に流れる河川について、障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努め、水防のための緊急の必要があるときは、水防管理者、消防団長又は伊予消防署長は、支障となる工作物その他障害物を処分する措置をとるものとする。

3 港湾・漁港区域における障害物の除去

市は、市域の港湾・漁港区域について、障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努め、著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、海上保安庁、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して所要の措置をとるものとする。

4 住宅関係障害物の除去

市は、住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、必要な救援活動を行うものとする。

(1) 障害物除去の対象

災害によって住居又は周辺に流入した土石、竹木等日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去で、次に該当する者に対して行うものとする。

ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

イ 居間、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所又は敷地内に障害物が流入しているため家の出入りが困難な状態であること。

ウ 自らの資力では障害物の除去ができない者であること。

エ 住家が半壊又は床上浸水した者であること。

オ 応急措置の支障となるもので緊急を要する場合であること。

(2) 除去の方法

ア 住居に流入した障害物については、日常生活を可能にする程度の除去を行うものとする。

また、市長（本部長）は、市単独では対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請するものとする。

(ア) 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）

(イ) 除去に必要な人員

(ウ) 除去に必要な期間

(エ) 除去に必要な機械器具の品目別数量

(オ) 除去した障害物の集積場所の有無

イ 特殊機械器具等の必要がある場合は、関係機関の応援又は県に要請し、自衛隊等の応援を求めるものとする。

(3) 除去の費用及び期間

除去の費用及び期間は、愛媛県災害救助法施行細則に準ずるものとする。

3－20－3 障害物の保管等の場所

市は、除去した障害物の集積場所について、校区ごとに公立学校の校庭や市営のグラウンド等を利用するものとするが、必要に応じて民地の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地及び駐車場等のほか、適当な集積場がない場合は避難路及び緊急輸送に充てる道路以外の道端等、状況に応じ、次の条件の備わった場所に保管する。

なお、工作物を保管したときは、保管を始めた日から 14 日間、その工作物を公示するものとする。

(1) 障害物の大小によるが、原則として再び人命、財産に被害を与えない安全な場所

(2) 道路交通の障害とならない場所

(3) 盗難等の危険のない場所

3－20－4 障害物の売却

保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるとき、保管に不相当な費用又は手数を要するときは、当該工作物は、競争入札又は随意契約により売却し、売却した代金を保管する。

3－20－5 記録等

障害物の除去を実施したときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておくものとする。

- (1) 障害物除去の状況記録
- (2) 障害物除去費支出関係証拠書類
- (3) 障害物除去用機械器具修繕費支払簿

第 2 1 章 動物の管理

【農林水産課、環境保全課】

災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、市及び住民は、協力して動物の保護及び危害防止に努めるものとする。

3－2 1－1 市の活動

- (1) 被災動物の把握
- (2) 指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保
- (3) 飼養されている動物に対する餌の配付
- (4) 危険動物の逸走対策
- (5) 被災動物の一時収容、応急処置、保管
- (6) 被災動物救護センターの設置場所のあつせん
- (7) 被災動物によるこう傷事故及び危害防止の啓発
- (8) 災害死した動物の処理
- (9) その他動物に関する相談等

3－2 1－2 住民及び民間の活動

- (1) 被災動物の一時保護、応急処置及び通報
- (2) ボランティア獣医師による負傷動物の治療
- (3) 危険動物の逸走対策
- (4) ボランティアによる被災動物救護センターの管理及び運営
- (5) その他行政への協力

3－2 1－3 死亡した獣畜及び家きんの処理

災害の発生に伴って死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合、市は、県と協力体制を確立し、衛生的処理に努めるものとする。

1 市の活動

- (1) 飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼するものとする。
- (2) 処理場所の確保について市単独で対応できないときは、県に協力を要請するものとする。

2 飼養者等の活動

- (1) 処理場所を確保し、獣畜の処理については、中予保健所長の許可を受けるものとする。
- (2) 処理場所を確保できないときは、市へ協力を要請するものとする。
- (3) 処理方法及び公衆衛生上必要な措置について中予保健所及び市の指導を受け、適正に処理するものとする。

第 2 2 章 応急住宅対策

【都市住宅課】

市は、県と連携し、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を受け入れるための応急仮設住宅の設置及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施するものとする。

3－22－1 実施機関

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理の計画の樹立と実施は、市長（本部長）が行うものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行うことを基本とし、知事の委任に基づき市長（本部長）が行うものとする。

3－22－2 被害状況の把握

市は、災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握するものとする。

3－22－3 応急仮設住宅の建設等

1 応急仮設住宅の建設

- (1) 市は、建設用地をあらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定するものとする。なお、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。
- (2) 市は、建設を県から委任された場合、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会又は(一社)日本木造住宅産業協会の協力を得て建設するものとする。
- (3) 市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

2 応急住宅の入居者の認定

- (1) 市は、避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施するものとする。
- (2) 入居者の認定を市長（本部長）が行うこととされた場合は、自らの資力では住宅を確保できない者のうち、被災者の特性や実態を踏まえ、要配慮者にも十分に配慮しながら認定し入居させるものとする。

3 市営住宅等の一時入居

市は、必要に応じ、市営住宅等の空き家へ被災者を一時的に入居させるものとする。

4 応急住宅の管理

- (1) 市は、住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行うものとする。
また、応急住宅ごとに入居者名簿を作成するものとする。
- (2) 市は、入居者調査や巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努めるものとする。

5 応急住宅の運営管理

市は、各応急住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するとともに、地域の状況に応じた飼養ルールを作成や飼い主に対する適正な飼養指導・支援を実施するよう努めるものとする。

3-22-4 住宅の応急修理

- (1) 市は、建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自らの資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、居室、炊事場及びトイレ等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行うものとする。
- (2) 市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

3-22-5 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請

- (1) 市長（本部長）は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請するものとする。

ア 応急仮設住宅の場合

- (ア) 被害戸数（全焼、全壊、流失）
- (イ) 設置を必要とする住宅の戸数
- (ウ) 調達を必要とする資機材の品名及び数量
- (エ) 派遣を必要とする建築業者数
- (オ) 連絡責任者
- (カ) その他参考となる事項

イ 住宅応急修理の場合

- (ア) 被害戸数（半焼、半壊）
- (イ) 修理を必要とする住宅の戸数

- (ウ) 修理を必要とする資機材の品目及び数量
 - (エ) 派遣を必要とする建築業者数
 - (オ) 連絡責任者
 - (カ) その他参考となる事項
- (2) 市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあつせん又は調達を要請するものとする。

3-22-6 住居等に流入した土石等障害物の除去

市は、住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、必要な救援活動を行うものとする。

なお、市長（本部長）は、市のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請するものとする。

- (1) 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
- (2) 除去に必要な人員
- (3) 除去に必要な期間
- (4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (5) 除去した障害物の集積場所の有無

3-22-7 建築相談窓口の設置

市は、建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じるものとする。

第 2 3 章 応急教育活動

【学校教育課】

学校施設等が被災し、又は児童、生徒等の被災により通常の実育を行うことができない場合、市教育委員会は、学校施設等の応急復旧、児童、生徒等の応急教育等必要な措置を行うものとする。

3－23－1 応急教育計画

1 実施責任者

- (1) 市立学校の応急教育は、市教育委員会が実施するものとする。
- (2) 県立学校の応急教育は、県教育委員会が実施することとなっている。

2 応急計画

学校長は、学校の立地条件等も考慮し、あらかじめ災害時の学校施設の応急整備、応急教育の方法等について計画を定めておくものとする。

3 応急措置

- (1) 実施責任者は、施設等の被害状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連携をとり、被害僅少地域の学校施設、公民館その他民有施設の借り上げや応急仮設校舎の建設等速やかに授業ができるよう措置するものとする。

なお、応急仮設校舎の建設に当たっては、被害の状況により、必要があるときは市又は地域住民の協力を求めるとともに、関係機関に協力を要請して短期間に完成させるものとする。

- (2) 学校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童、生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じるとともに、必要に応じて被害状況等を実施責任者へ報告するものとする。

ア 在校時の場合は、災害の状況を的確に判断し、速やかに児童、生徒等の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努めること。

また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じること。

イ 登下校時、夜間、休日等の在校外時の場合は、保護者等と連絡をとり、児童、生徒等の安否確認及び状況把握に努めるほか、臨時休校等適切な措置を講じること。

ウ 災害の規模に応じて、児童、生徒等及び教職員並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関と連携し、災害対策について万全の体制を確立すること。

4 応急教育の実施

学校の施設が被災し又は学校が地域の避難所となった場合、市教育委員会は、次の方法により応急教育を実施するものとする。

- (1) 教職員を動員し、施設及び設備の応急復旧整備を行い授業再開に努めるものとする。
なお、被害の状況により、必要があるときは市又は地域住民等の協力を求めるものとする。
- (2) 施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童、生徒等及び保護者に連絡するものとする。
- (3) 全児童、生徒等を学校へ同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じるものとする。
- (4) 児童、生徒等を通学不可能な他地域へ集団移動して応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努めるものとする。
- (5) 教育活動の再開に当たっては、児童、生徒等の登下校時の安全確保に留意するものとする。
- (6) 必要に応じて、児童、生徒等の心のケアや教育活動再開等のための人的支援を行うものとする。

5 学校が地域の避難所になる場合の留意事項

- (1) 学校長は、避難所に供する施設及び設備の安全を確認し、管理者に対し、その利用について必要な指示を行うものとする。
- (2) 市教育委員会は、必要に応じ県教育委員会に支援を要請し、学校管理に必要な教職員を確保し、施設及び設備の保全に努めるものとする。
- (3) 避難生活が長期化する場合、学校長は、応急教育活動と避難活動との調整について、市教育委員会等と必要な協議を行うものとする。

3－2 3－2 学用品等の調達及び給付

1 実施機関

学用品の調達及び給付は、市長（本部長）が行うものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行うことを基本とし、知事の委任に基づき市長（本部長）が行うものとする。

なお、災害救助法が適用されない高校生の教科書等学用品の調達については、関係機関が連携し、可能な限り対応する。

2 給付する品目の範囲

- (1) 教科書及び教材
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

3 給付の額

教科書代は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、県教育委員会に届け出又は承認を受けて使用している教材を給付するための実費とする。

4 給付期間

災害発生の日から、教科書は 1 か月以内、その他の学用品は 15 日以内とする。

3－2 3－3 給食等の措置

災害救助法適用の場合の炊き出し基準による。

3－2 3－4 学校施設の一時使用の措置

災害応急措置として、学校施設の一時使用の要請があった場合、学校長は、授業に支障のない範囲内において、これを使用させることができる。

3－2 3－5 高等学校生徒の災害応急対策への協力

高等学校の学校長は、教職員の指導監督の下、登校可能な生徒に対して学校の施設・設備等の応急復旧整備作業に可能な範囲で協力を求めるとともに、状況に応じ、地域における応急復旧又は救援活動等に協力するよう指導することとしている。

第24章 要配慮者に対する支援活動

【危機管理課、福祉課、子育て支援課、長寿介護課、健康増進課】

市は、住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO、ボランティア等の多様な主体の協力を得て、避難行動要支援者の避難誘導に努めるとともに、要配慮者一人ひとりの状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配などを障害福祉サービス事業者、NPO、ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

3-24-1 要配慮者対策の実施方針

市は、避難行動要支援者名簿に登録をしている住民に対しては、その情報を避難支援等関係者と共有することで、的確な避難ができるよう支援し、また、避難行動要支援者名簿に登録がされていない住民に対しても、市が保有する要配慮者の個人情報をも有効に活用し、災害時の避難支援や避難所運営に反映させることで、総合的に要配慮者支援を行うものとする。

また、避難支援者や地域支援者の窓口を設置し、情報を収集・分析・判断して防災関係機関等へ支援の要請を行うものとする。

3-24-2 避難行動要支援者の避難誘導

市は、あらかじめ作成した避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画に基づき、災害発生直後、速やかに避難誘導を行うほか、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

また、民間賃貸住宅、旅館及びホテル等を借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮する。

1 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

(1) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿等の提供

市は、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、特に必要があるときは、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報及び個別避難計画情報を提供できる。

ただし、災害時等であれば無条件に認められるものではなく、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報の情報を提供することが適切かを判断することに留意するものとする。

(2) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿等の提供先

自衛隊の部隊や他都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等が受けられる場合、市は、それらの者にも名簿情報及び個別避難計画情報を提供することができる。

また、平常時から民間企業等とも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組むものとする。

(3) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿等の情報漏えいの防止

災害時に、本人の同意の有無にかかわらず、緊急に名簿情報及び個別避難計画情報を提供する場合、あらかじめ定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報及び個別避難計画情報を提供することが考えられるため、市は、これらの者が適正な情報管理を図るよう、名簿情報及び個別避難計画情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講じるものとする。

2 個別避難計画が作成されていない者への配慮

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者に対しても、逃げ遅れ等が発生しないよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

3 避難行動要支援者情報等の引継ぎ

市は、指定避難所等において、避難行動要支援者並びに名簿情報及び個別避難計画情報が避難支援等関係者から指定避難所等の責任者に適正に引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ規定し、避難行動要支援者の引継ぎを行うものとする。その際、名簿情報及び個別避難計画情報を避難生活後の生活支援に活用できるよう配慮するものとする。

4 避難行動要支援者の安否確認等

市は、被害が予想される場合、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、市地域防災計画に定めた避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の安否確認を行うものとする。

また、指定避難所等の調査を実施し、避難行動要支援者の所在確認を行うものとする。

3－24－3 指定避難所等への移送

市は、要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷者の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、次の措置を講じるものとする。

なお、指定避難所等へ移動した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努めるものとする。

(1) 指定避難所等への移動

- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所

3－24－4 応急仮設住宅への優先的入居

市は、応急仮設住宅への収容に当たり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

3－24－5 在宅者への支援

市は、在宅での生活が可能と判断された要配慮者や、やむを得ず指定避難所等に滞在することができない要配慮者の生活実態を的確に把握し、次のとおり在宅福祉サービス等を適宜提供するものとする。

- (1) 災害により補装具を亡失又は毀損したものに対する修理又は交付
- (2) 被災障がい者の更生相談

3－24－6 応援依頼

市は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、県、隣接市町等へ応援を要請するものとする。

第25章 ボランティア等への支援

【総務課、福祉課、子育て支援課、長寿介護課、社会教育課】

市は、大規模な災害が発生した場合に円滑な応急対策を実施するため、NPO、ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、災害救援ボランティア活動への支援体制の整備に努めるものとする。

3-25-1 市災害救援ボランティア支援本部の設置

市は、大規模災害が発生し、必要があると認めるときは、市社会福祉協議会と連携して、市災害救援ボランティア支援本部（以下「市支援本部」という。なお、必要に応じて支部を設置するものとする。）を市ボランティアセンター内等に設置するものとする。

3-25-2 市支援本部の構成メンバー

市支援本部は、市社会福祉協議会、市ボランティアセンター、NPO、ボランティア等関係団体、ボランティア・コーディネーター等で構成するものとする。

なお、平常時においては、市社会福祉協議会、市ボランティアセンター、NPO、ボランティア等関係団体等が一堂に集う情報共有会議の開催を推進し、市域における被災者ニーズの把握やNPO等の有するノウハウの提供、各団体の活動状況の情報共有等を図るとともに、災害ボランティア活動の連携方策等の調整等を行うものとする。

3-25-3 市支援本部の任務

1 ボランティア活動に関する情報収集

市、県、市支援本部、NPO、ボランティア等関係団体及び被災住民等からの情報を取りまとめ、市内の被災状況、ボランティアによる救援活動状況、ボランティアの不足状況等を的確に把握するものとする。

2 ボランティア、被災住民等に対する情報提供窓口の開設

被災地の状況や救援活動状況等の情報をボランティアや被災住民等に対して的確に提供する窓口を開設するものとする。

3 ボランティアの募集、グループ化等活動体制の整備

ボランティアが不足すると考えられる場合等において、ボランティア参加者の募集を行うとともに、そのボランティア申出者と平常時から登録しているボランティアのグループ化などにより、機能的な活動が行われるよう活動体制の整備を行うものとする。

4 ボランティアのあっせん

被災住民、県災害救援ボランティア支援本部、社会福祉施設等からボランティアのあっせん要請が出された場合、ボランティアグループ等のあっせん・派遣を行うものとする。

3-25-4 市支援本部等に対する情報、活動拠点及び資機材の提供

市は、被災地の状況、救援活動の状況等の情報を市支援本部等に提供するとともに、市の所有施設等をボランティアの活動拠点として提供するものとする。

また、ボランティア活動に必要な資機材を可能な限り貸し出すことにより、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努めるものとする。

3-25-5 ボランティアの受入れ

市、市支援本部及びNPO、ボランティア等関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等のほか、その受入体制を確保するよう努めるものとする。

ボランティアの受入れに際しては、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するものとする。

第 2 6 章 応援協力活動

【危機管理課、総務課、伊予消防署】

大規模災害が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下する中であって、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。

このため、市は、平常時から関係機関と十分に協議し、災害時にあっては相互に協力して応急対策活動を円滑に実施するものとする。

3－26－1 知事等に対する応援要請等

1 知事に対する応援要請等

市長（本部長）は、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他応援に関し必要な事項

また、都道府県外広域避難又は広域一時滞在が必要な場合には、知事に対し、他の都道府県知事と協議することを求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議するものとする。

なお、県においては、市が被災によりその事務を行うことができなくなった場合であって、被災住民の生命、身体を保護し、又は居住場所の確保が困難となり、必要があると認めるときは、市に代わって広域避難又は広域一時滞在の協議を行うほか、市からの要求を待たずに都道府県外広域避難又は広域一時滞在の協議を行うこととしている。

2 知事に対する指定地方行政機関等の職員の派遣のあっせん要請

市長（本部長）は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 30 条第 1 項の規定に基づき、次の事項を明らかにして、知事に対し、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関の職員の派遣のあっせんを要請するものとする。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

3 県消防防災ヘリコプターの出動要請

市長（本部長）は、災害の状況から県消防防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、愛媛県防災航空事務所に対してヘリコプターの緊急出動を要請するものとする。

(1) 活動の種類

- ア 災害応急対策活動
- イ 救急活動
- ウ 救助活動
- エ 火災防御活動
- オ 広域航空消防防災応援活動

(2) 緊急運航要請手続き

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請は、市長（本部長）若しくは消防長又は関係行政機関の長が、県消防防災安全課長に対して行うものとする。

この要請は、愛媛県防災航空事務所（消防防災航空隊）に対して電話にて行うこととし、事後に要請書を提出するものとする。

(連絡先)

緊急連絡用電話	089-965-1119
一般事務用電話	089-972-2133
F A X	089-972-3655

3-26-2 他の市町村長等に対する応援要請等

市長（本部長）は、市域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結するなど、平時からのカウンターパート等の関係を構築している他の市町村長等に対し応援を要請するものとする。

また、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域避難又は広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、あるいは被災住民の居住の場所の確保が困難な場合には、広域避難又は広域一時滞在について、県内の他市町長と協議するものとする。

応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされており、応援に従事する者は、市の指揮の下で行動することとなっている。

なお、消防に関する応援要請については、消防組織法第 39 条に基づき締結された「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域応援協定」によるものとする。

3－26－3 指定地方行政機関等に対する応援要請

市長（本部長）は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条の規定に基づき、次の事項を明らかにして、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

3－26－4 自衛隊の災害派遣要請

市長（本部長）は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請するものとする。自衛隊の災害派遣に関する必要事項については、本編「第 27 章 自衛隊の活動」に定めるところによる。

3－26－5 海上保安庁に対する応援要請

1 支援要請事項

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他市が行う災害応急対策の支援

2 支援要請の依頼手続き

市長（本部長）は、災害応急対策を円滑に実施するため必要があるときは、知事に対し、海上保安庁の支援について次の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講じるよう依頼するものとする。ただし、緊急を要するときは、県防災通信システム等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の概要及び支援活動を要請する理由
- (2) 支援活動を必要とする期間
- (3) 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

また、事態が急迫し、知事に要請を依頼するいとまがない場合、又は知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡するものとする。

(緊急時の連絡先)

機 関 名	電話番号	県防災通信システム (地上系)	F A X
松山海上保安部	089-951-1197	6-55321 6-55322	089-951-7796
第六管区海上保安本部	082-251-5111	(衛星) 64-034-101-159	082-251-5185

3-26-6 応援要員の受入体制

市は、防災関係機関から必要な応援要員・部隊を受け入れた場合、県と連携し、これらの要員・部隊の展開、宿泊施設、ヘリポート、物資搬送設備等の活動拠点について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。

3-26-7 従事命令又は協力命令

市長（本部長）は、災害応急対策を実施するため、人員が不足し、緊急に必要な場合は、災害対策基本法、災害救助法等の規定に基づき従事命令等を発し、応急措置の実施を担保するものとする。

3-26-8 外国からの応援活動

外国からの応援活動については、国が受入れを決定し、県が作成する受入計画に基づいて、県が受け入れることとなっている。

市は、県と連携を図りながら、県国際交流センター等の通訳ボランティアの派遣等必要な支援を受け、受け入れた外国からの応援活動が円滑に実施できるよう努めるものとする。

第 2 7 章 自衛隊の活動

【危機管理課、自衛隊】

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、市は、県を通じて自衛隊に災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期するものとする。

3－27－1 自衛隊への災害派遣要請

人命及び財産の救助のためにやむを得ないと認められる事態で、他に実施可能な組織等がない場合において、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、市長（本部長）は、知事に対し、支援を要請する事項等を明らかにして自衛隊の派遣を要請するものとする。

また、事態の推移に応じ、派遣の必要が無くなった場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

1 派遣要請事項

- (1) 車両、航空機等による被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助
- (3) 行方不明者、負傷者等が発生した場合の搜索援助
- (4) 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- (5) 消防機関に協力して行う消火活動
- (6) 道路又は水路の確保の措置
- (7) 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- (8) 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- (9) 被災者に対する給食及び給水支援
- (10) 防災要員等の輸送
- (11) 連絡幹部の派遣
- (12) その他市長（本部長）が必要と認める事項

2 災害派遣要請の要求の依頼手続き

市長（本部長）は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは、知事に対し、自衛隊の派遣要請について、次の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講じるよう要求するものとする。

ただし、緊急の場合は、県防災通信システム又は口頭をもって行い、事後速かに文書をもって措置するものとする。

また、知事への要求ができない場合は、その旨及び市域に関わる災害の状況を陸上自衛隊中部方面特科隊等に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知するものとする。

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

(緊急時の連絡先)

機 関 名	電話番号	県防災通信システム (地上系)	F A X
陸上自衛隊 中部方面特科隊	089-975-0911	6-55621 6-55622	089-975-0911
海上自衛隊 呉地方総監部	0823-22-5511	(衛星) 64-034-101-158	0823-22-5692
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	092-581-4031	—	092-581-4031

3-27-2 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣することとしている。この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整の下に適切かつ効率的な救援活動を実施するように努めることとしている。

自衛隊が自主派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであると明確に認められること。
- (4) その他、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

3-27-3 自衛隊の救助活動の内容

自衛隊が災害派遣時に実施する救助活動の具体的内容は、災害の状況や他救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容や現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
車両、艦艇、航空機など状況に適した手段による偵察
- (2) 避難の援助
避難者の誘導、輸送等

- (3) 遭難者等の搜索救助
行方不明者、傷病者等の搜索救助
- (4) 水防活動
堤防及び護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬
- (5) 消火活動
消防機関に協力して行う消火活動
- (6) 道路、水路等交通上の障害物の排除
施設の損壊又は障害物の除去並びに道路及び鉄道路線上の崩土等の排除
- (7) 応急医療、救護及び防疫の支援
被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援
- (8) 通信支援
緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災地と災害対策本部間のバックアップ通信の支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- (10) 給食及び給水の支援
被災者に対する給食、給水及び入浴支援
- (11) 宿泊支援
被災者に対する宿泊支援
- (12) 危険物等の保安、除去
能力上可能なものについての火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

3－27－4 災害派遣部隊の受入体制

1 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

市は、自衛隊の活動が他の機関と競合複合しないよう、効率的な作業分担に配慮するものとする。

2 作業計画及び資機材の準備

市は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、次により可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め、支援活動に支障のないよう措置を講じるものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業箇所別必要人員及び資機材
- (3) 作業箇所別優先順位
- (4) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (5) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 派遣部隊の受入れ

市長（本部長）は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備するものとする。

3－27－5 災害派遣部隊の撤収

市長（本部長）は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又は派遣の必要がなくなったと認めた場合、知事を通じて、派遣部隊の撤収を要請するものとする。

3－27－6 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するため要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、複数の市町にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町が協議して定めるものとする。

経費を負担する主なものは、次のとおりである。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動実施の際に生じた（自衛隊装備に関するものを除く。）損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と市が協議するものとし、必要に応じて県が協議することとなっている。

第 28 章 社会秩序維持活動

【危機管理課、総務課、経済雇用戦略課、県警察】

大規模災害時には、多数の住民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して地域社会が極度の混乱状態にあるため、市は、県、県警察（伊予警察署）、その他関係機関・団体等と協力して人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じるものとする。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

なお、災害警備に関しては、愛媛県地域防災計画によるほか、愛媛県警察災害警備実施基礎計画及び伊予警察署の災害警備実施計画に基づき警備活動を行うものとする。

3－28－1 警察機関の活動

警察機関は、災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、又は被災地の治安を維持するため、関係機関と協力し、おおむね次に掲げる活動を行うこととしている。

- (1) 被災情報の収集と伝達
- (2) 被災者の救出救護活動
- (3) 危険区域居住者の避難誘導
- (4) 災害による死体の検視及び行方不明者の搜索
- (5) 緊急交通路の確保
- (6) 被災地における治安の維持
- (7) 広報活動

3－28－2 住民への広報

市及び警察機関は、各種情報の不足や誤った情報等のため市域に流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民に対して正確な情報及び住民のとるべき措置等について呼びかけを実施するよう努めるものとする。

3－28－3 県に対する要請

市は、市域の社会秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対し、応急措置又は広報の実施を要請するものとする。

第29章 ライフライン等の確保

【危機管理課、総務課、土木管理課、水道課、都市住宅課、
四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、西日本電信電話株式会社、
株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、
KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、日本郵便株式会社】

ライフライン等の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、必要に応じ、広域的な応援体制をとるなど、機動力を発揮して応急復旧に努めるものとする。

また、市は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。

なお、ライフライン等の復旧に当たっては、防災拠点施設、人命に関わる医療機関や指定避難所等の重要施設の応急措置及び供給ラインの復旧等を優先して行うものとする。

3-29-1 水道施設

1 応急復旧の実施

市は、あらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施するものとする。

なお、水道施設を防護し、飲料水等を確保するための具体的な災害応急対策の推進については、本編「第16章 飲料水の確保・供給」に定めるところによる。

2 応急給水の支援要請

応急給水及び応急復旧の実施に必要な人員及び資機材が不足する場合、市は、相互応援協定等に基づき、県を通じて、他の市町に支援を要請するものとする。

3-29-2 下水道施設

市は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講じるものとする。

1 管渠

市は、周辺住民に対して、一時的に下水道の使用を中止するよう広報するとともに、管渠施設の構造物、設備等の被害程度を判断して、管渠、マンホール内部の土砂のしゅんせつ、可搬式ポンプによる下水の排除、仮排水路の設置などの応急復旧を実施するものとする。

2 終末処理場、ポンプ場

終末処理場、ポンプ場の機械・電気機器は、重要な施設であり、浸水等の被害を受けると施設全体が機能停止する危険性が高い。このため、市は、本復旧まで一時的な機能の確保を目的として、水路の仮締切り、配管ルートの変更等の応急対策を実施するものとする。

また、被害が甚大な場合は、住民に対して下水道の使用を中止するよう広報するものとする。

3-29-3 電力施設

電気事業者は、災害が発生した場合、その定める防災業務計画に基づき、電力施設の防護及びその迅速な復旧を図り、もって電力供給の確保に万全を期することとしている。

市は、電気事業者と連携し、電気事業者が実施する電力施設の復旧活動に協力するとともに、停電による社会的不安除去のため、電力施設の被害状況及び復旧状況について広報活動を行うものとする。

3-29-4 電信電話施設

電気通信事業者は、災害の発生又は発生のおそれがあるときは、必要に応じ社外関係機関と災害対策に関する連絡をとるとともに、災害時に重要通信を疎通させるための通信手段を確保するなど、速やかに災害を受けた通信手段の応急復旧を行うこととしている。

市は、電気通信事業者と連携し、各事業者が実施する電信電話施設の復旧活動に協力するとともに、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電信電話施設等の復旧状況、特設公衆電話の設置状況等を広報し、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

3-29-5 郵便事業の運営維持

郵便事業者は、災害時においても郵便物の送達確保、郵便局の窓口業務の維持など、各種の郵便事業の運営維持に努めることとしている。

市は、指定避難所等に避難した人にも郵便物を送達できるよう、郵便事業者と連携し、避難者情報の共有手段の確保に努めるものとする。

第 30 章 海上災害応急活動

【危機管理課、農林水産課、土木管理課、伊予消防署、第六管区海上保安本部】

船舶又は海洋施設その他陸上施設の事故により、遭難、火災又は大量流出油等の海上における災害が発生し、船舶乗組員、沿岸住民、船舶、水産資源等に被害を及ぼすおそれのある大規模な災害が発生した場合、防災関係機関相互が密接に連携して各種応急対策を実施することにより、人命や船舶の救助、消火活動、油拡散防止、付近船舶の安全確保及び沿岸住民への被害拡大防止に努め、被害の局限化を図るものとする。

3－30－1 実施機関

1 大規模海難が発生した場合

海上保安部が中心となり、県、市、警察、消防機関等のほか、状況に応じて漁業協同組合、その他諸団体又は地域住民等に協力を求めて応急対策を実施するものとする。

また、県は、必要に応じ県災害対策本部を設置し、海上保安部を中核とする総合連絡体制を整備するとともに、関係機関と連絡を密にして応急対策に当たることとしている。

2 大量流出油等災害の場合

排出原因機関（者）の責任において処理するものとするが、次の機関が連携の下、応急対策に当たるほか、必要に応じて漁業協同組合、関係企業、地域住民等に協力を求めて応急対策を実施するものとする。

- (1) 県（港湾・漁港管理者を含む。）
- (2) 市（消防機関を含む。）
- (3) 警察機関
- (4) 四国地方整備局
- (5) 松山海上保安部
- (6) 排出の原因者

なお、排出油等の防除に関する協議会による流出油等防除活動を必要とする場合は、同協議会会長（各海上保安部長）が、総合調整本部を設置し、活動の調整を行うこととしている。

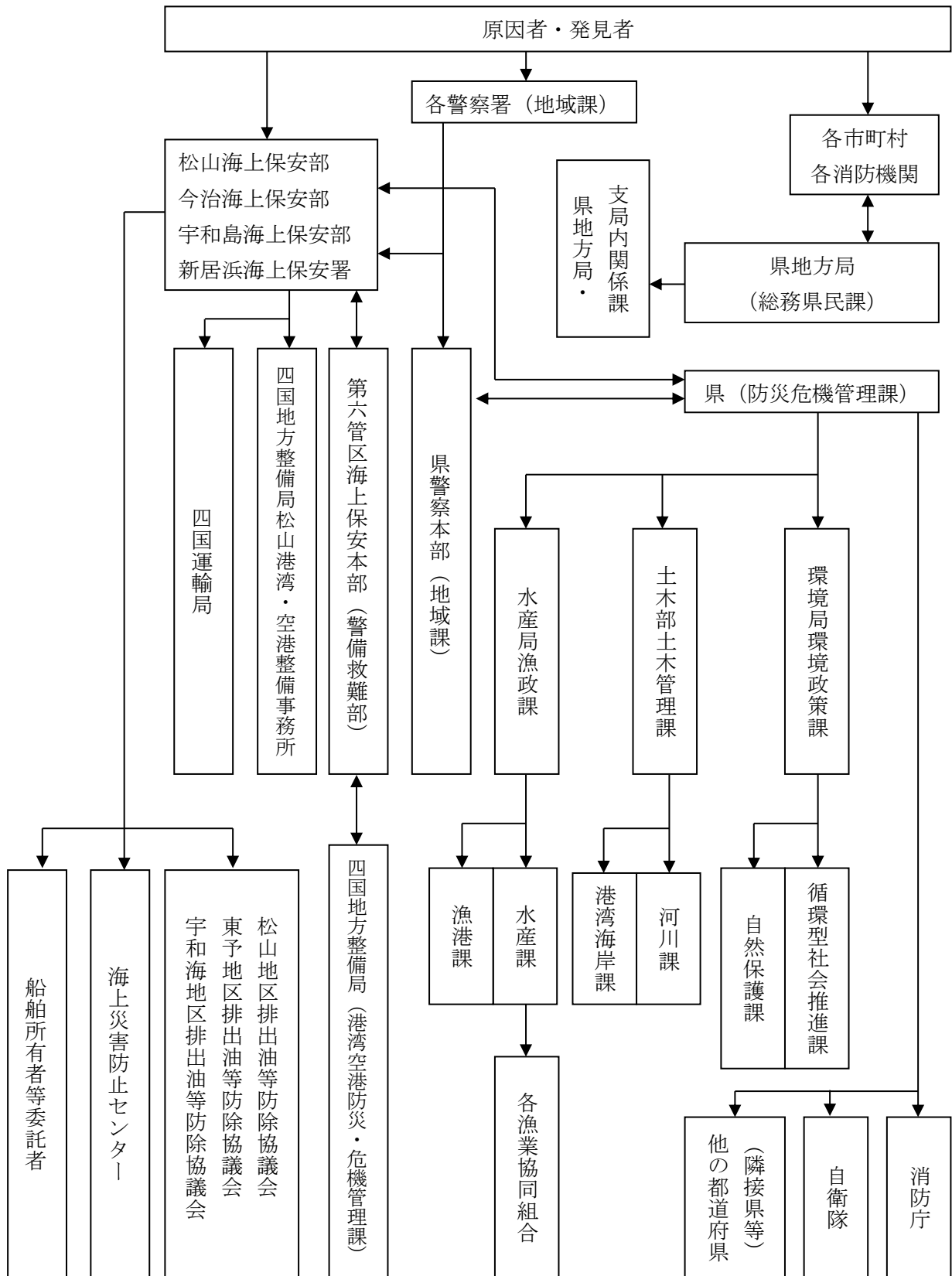
また、流出油等が沿岸に漂着するおそれがあるときは、状況に応じて市及び県が災害対策本部等を設置し、関係機関と連携の下、応急対策に当たるものとする。

3－30－2 関係機関相互の通報連絡

市、県、海上保安部等の関係機関は、所定の通報連絡系統・内容に基づき迅速かつ的確な通報連絡を相互に行うものとする。

1 通報連絡系統

事故発生時等の通報連絡系統は、次のとおりである。



2 通報連絡内容

通報連絡内容は、次のとおりである。

- (1) 事故発生の日時及び場所
- (2) 事故の原因と被害の状況
- (3) 応急措置の状況
- (4) 復旧見込
- (5) その他必要な事項

3 情報の収集・伝達

市は、市沿岸部への流出油漂着状況等の災害情報を的確に把握し、関係機関へ必要な情報を通報・伝達するものとする。

3－30－3 市の活動

市は、災害の状況に応じ、市災害対策本部（市災害警戒本部）を設置し、次に掲げる応急対策活動を実施するものとする。

また、国において現地連絡調整本部又は非常災害現地対策本部が設置された場合及び県において県現地災害対策本部が設置された場合には、これと連携し、現地での統一的な防災活動を実施するものとする。

- (1) 的確な災害状況の実態の把握と連絡通報
- (2) 防除作業に必要な資機材の調達
- (3) 流出油等の防除作業及び協力
- (4) 回収油等の処理
- (5) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- (6) 県又は他の市町に対する応援要請
- (7) 災害救援ボランティアの受入れ及び調整
- (8) 死傷病者の救出及び救護（搬送・収容）
- (9) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (10) その他必要な事項

3－30－4 関係機関の活動

1 四国地方整備局

四国地方整備局は、昭和 50 年 3 月 31 日付、運輸省港湾局と海上保安庁との確認事項に基づき、次に掲げる応急対策活動を実施することとしている。

- (1) 災害情報の収集及び情報連絡
- (2) 排出油等の防除作業及び協力
- (3) その他必要な措置

また、開発保全航路等については、早急に被害状況を把握し、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に通報するとともに、

障害物除去、避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧等を行うこととしている。

2 松山海上保安部の活動

松山海上保安部は、海上における災害の発生が予想される段階から、必要に応じて職員を呼集し、警戒配備等の即応体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図ることとしている。

海上における災害が発生したときは、まず、被害規模等の情報の収集を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急活動、消火活動、海上交通の安全確保等を進めることとしている。

さらに、避難、退避、救援物資の輸送活動等を行い、当面の危機的状況に対処した後は、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等を行うものとし、これらの災害応急対策は、事案ごとに臨機応変、迅速かつ積極的に実施していくこととしている。

3 県の活動

県は、次のとおり応急対策活動の実施、関係機関への応急対策活動の要請及び各機関の応急対策活動の総合調整を行うこととしている。

- (1) 流出油等の防除作業及び協力
- (2) 回収油等の処理
- (3) 関係防災機関に対する応急対策活動の推進に関する協力要請
- (4) 救護班の派遣又は派遣要請
- (5) 広域応援協定等に基づく他の都道府県への応援要請
- (6) 自衛隊の派遣要請
- (7) 災害救援ボランティアの受入れ及び調整
- (8) 国に対する報告及び応援要請
- (9) 関係隣接県との連絡調整
- (10) その他必要な措置

4 警察機関の活動

警察機関は、次に掲げる応急対策活動を実施することとしている。

- (1) 災害情報の収集と付近住民への広報活動
- (2) 付近住民等の避難誘導
- (3) 緊急車両通行路の確保と交通規制
- (4) 警戒区域の設定と警戒警備
- (5) その他必要な措置

5 関係団体・企業等の協力措置

関係団体・企業等は、次に掲げる活動を実施するものとする。

- (1) 松山海上保安部その他関係機関への事故情報の通報、連絡

- (2) 応急対策活動用資機材の備蓄及び調達
- (3) 自力による応急対策活動の実施
- (4) 松山海上保安部の指示に基づく応急対策の実施
- (5) その他必要な措置

第 3 1 章 航空災害応急活動

【危機管理課、県警察本部、大阪航空局（松山空港事務所）、第六管区海上保安本部】

松山空港事務所、市、県及び防災関係機関は、松山空港及び隣接区域において、航空機の墜落等による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

また、松山空港及び隣接区域以外の地域において、災害が発生した場合には、市、県及び防災関係機関は、松山空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施するものとする。

なお、市域において、自衛隊及び米軍の航空機にかかる航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合には、「米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会」（以下「協議会」という。）を中心に各種応急対策を実施するものとする。

3－3 1－1 大阪航空局（松山空港事務所）の活動

松山空港及び隣接区域において、航空機事故が発生したとき、又は発生するおそれがある時は、「松山空港緊急計画」に基づき、関係機関と協力して、次の措置を講じることとしている。

- (1) 航空機事故が発生した時、又は発生するおそれがあるときは、情報収集を行い、必要な情報を関係機関に提供するとともに、被害の拡大防止又は軽減を図るため、必要な措置を講じること。
- (2) 多数の死傷者が発生した時は、「松山空港緊急計画」に基づき、関係機関と連携し、消火救難・救急医療活動を実施すること。
- (3) 災害の状況に応じて必要と認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請すること。
- (4) 空港の利用に当たっては、情報収集、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させること。また、災害応急活動に従事する航空機以外の航空機に対して必要な情報を提供し、航空機の安全運航の確保を図るなど災害時に即した航空管制及び情報提供を行うこと。

3－3 1－2 県の活動

- (1) 航空機事故が発生したときは、防災関係機関に通報するとともに、消防防災ヘリコプター等を活用して、情報収集を行うこととしている。
- (2) 地元市町が実施する消防、救急活動について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町からの要請により他の市町に応援を指示することとしている。
- (3) 医療救護活動を実施する必要が生じた時は、医療救護要員の派遣、又は待機することとしている。
- (4) 必要に応じて防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行うこととしている。
- (5) 米軍の航空機の捜索救難の場合のみ、必要に応じ、自衛隊西部空港方面隊司

令部防衛部（092-581-4031：内線2348、課業時間外2204）に災害派遣要請を行うこととしている。

3－31－3 市の活動

- (1) 航空事故の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を収集し、把握できた範囲から直ちに県及び防災関係機関に連絡するものとする。
- (2) 事故に伴い火災が発生した時又は救助を要する時は、「松山空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、消火救難活動を実施するものとする。
- (3) 死傷者が発生した場合、地元医療機関、保健所等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を実施した後、適切な医療機関に搬送するものとする。また、必要に応じて、救護所、負傷者の収容所及び死体収容所の設置又は手配を行うものとする。
- (4) 災害の規模が大きく市で対応できない場合は、応援協定に基づき他の市町に応援を要請するものとする。また、必要に応じて県に対して自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

3－31－4 県警察の活動

- (1) 航空機の墜落現場が不明の場合、又は航空機が行方不明になるなど航空災害発生のおそれがある場合は、情報収集に当たるとともに、県警ヘリコプター等を活用し、搜索活動を実施することとしている。
- (2) 航空災害が発生した場合においては、直ちに事故発生地を管轄する警察署員を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行うこととしている。また、墜落現場が山間へき地等の場合は、現場の地形、周辺の道路状況、現場にいたる行程、気象状況等の情報を迅速に収集することとしている。
- (3) 事故発生地及びその周辺において、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難指示、誘導等を行うこととしている。
- (4) 関係機関と連携し、乗客、乗務員等の救出を行うとともに、死者が発生したときは、死体の収容、搜索、処理活動等を行うこととしている。また、墜落現場の搜索に当たっては、広範囲に実施し、生存者等の迅速な発見に努めることとしている。

3－31－5 海上保安部等の活動

- (1) 航空機の墜落現場が不明の場合、又は航空機が行方不明になるなど航空災害発生のおそれがある場合は、情報収集に当たるとともに、巡視船艇、航空機等を活用し、会場における搜索活動を実施することとしている。
- (2) 海上における災害救助活動を実施するとともに、必要に応じ、市町等の活動

を支援することとしている。

- (3) 船舶交通の安全を図るため、必要に応じて、船舶の交通を制限し、又は禁止することとしている。

3－31－6 協議会の活動

- (1) 自衛隊及び米軍の航空機にかかる事故発生時の通報内容については、協議会において定める「米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱」（以下「要綱」という。）に基づき通報を行うこととしている。
- (2) 自衛隊及び米軍の航空機にかかる事故発生時の応急救助活動については、協議会において定める要綱の役割分担により、迅速かつ円滑な救助活動を実施することとしている。

第 3 2 章 危険物施設等の安全確保

【危機管理課、伊予消防署】

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合、市及び関係機関は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるものとする。

3－32－1 火薬類の保安

1 施設管理者等の活動

災害により、火薬庫が危険な状態となった場合、施設の管理者等は、直ちに次の応急措置を講じるとともに、速やかに警察、伊予消防署又は海上保安部に通報するものとする。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移動する場合は、必ず見張人を付け、関係者以外の者の立入りを禁止すること。
- (2) 上記(1)の措置を講じる余裕がない場合は、火薬類を付近の水槽等の水中に沈めるなど爆発防止の措置を行うとともに、盗難防止の措置を講じること。

2 伊予消防署等の活動

通報を受けた伊予消防署等は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため、爆発による被害を受けるおそれがある地域について、立入禁止の措置をとるとともに、危険区域内の住民を避難させるための措置を講じるものとする。

3－32－2 高圧ガスの保安

1 高圧ガス製造施設等（冷凍空調機器を除く。）

災害により高圧ガス事業所が危険な状態となった場合、高圧ガス事業所の所有者又は占有者は応急措置を講じ、事態を発見した者は、直ちにその旨を県（各地方局防災対策室又は消防防災安全課）又は警察、伊予消防署若しくは海上保安部に通報するものとする。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため次の緊急措置を講じることとしている。

- (1) 発災事業所に対し、一切の作業を中止させ、設備内のガスを安全な場所に移動させるとともに、放水による冷却等適切な措置を行うこと。
- (2) 発災事業所周辺の住民の安全を確保するため、危険区域を定め、必要に応じて区域の住民を避難させるための措置を行うこと。
- (3) 水害による高圧ガス容器の流失が認められた場合は、流出容器による災害防止のため市、警察及び伊予消防署等相互の連絡を密にし、必要な措置を行うこと。

2 冷凍空調機器

災害時において、冷凍空調機器から冷媒ガス漏えいのおそれがある場合、市は、所有者の意向を受け速やかに県（環境政策課）を通じて一般社団法人愛媛県冷凍空調設備工業会に次の対応を依頼するものとする。

- (1) 発災冷凍空調機器の速やかな冷媒漏えい防止の初期処置
- (2) 発災冷凍空調機器の冷媒回収・処理
- (3) 災害緊急対応施設の発災冷凍空調機器機能の応急的復旧措置

3－32－3 石油類等の保安

1 施設管理者等の活動

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、施設の管理者及び保安監督者は、危険物の取扱作業を中止し、安全な場所へ移動させ、流出、出火等の防止措置を行うとともに、伊予消防署に通報するものとする。

2 伊予消防署の活動

通報を受けた伊予消防署は、直ちに災害防止の緊急措置をとるほか、必要に応じ、付近住民を避難させるための措置を行うものとする。

3－32－4 毒物劇物の保安

1 施設管理者等の活動

毒物劇物の製造業者等は、毒物劇物等の施設が災害により被害を受けた場合、又は毒物劇物を運搬移送中において流出、飛散、漏えい等事故が発生した場合は、直ちに中予保健所、警察及び伊予消防署に通報するとともに、関係機関と連携を図り、毒物劇物の回収、その他危害防止のために必要な措置を講じるものとする。

2 伊予消防署等の活動

通報を受けた中予保健所、警察及び伊予消防署は、相互に連絡をとり、地域住民及び通行人等に対し、周知徹底を図り、危険又は汚染地域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出、避難誘導等の措置を講じるものとする。

また、飲料水を汚染するおそれがある場合には、市に通報連絡するなど万全を期するものとする。

第4編 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら市及び県が主体的に取り組み、国や関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成するものとする。

なお、復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとし、併せて、要配慮者の参画を促進するものとする。

第1章 公共施設災害復旧対策

【総務課、財政課、農林水産課、都市住宅課、土木管理課、環境保全課、水道課、学校教育課、社会教育課】

市は、災害により被災した公共施設の災害復旧について、早期の原状復旧のみならず、再度の被害発生防止を考慮し、可能な限り改良復旧を図るものとする。

4-1-1 被災施設の復旧等

1 被災施設の復旧等

市は、災害により被災した公共施設の災害復旧について、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施するものとする。

また、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、復旧予定時期を明らかにするよう努めるものとする。

公共施設の復旧事業は、おおむね次の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行うものとする。

- (1) 農林水産業等施設については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）、土地改良法（昭和24年法律第195号）を活用し実施するものとする。
- (2) 道路、海岸、河川、港湾、漁港及び下水道施設並びに都市公園については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）により実施するものとする。
- (3) 砂防等施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、砂防法（明治30年法律第29号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）により実施するものとする。
- (4) 都市施設（街路、公園、排水路、墓園等）の復旧及び堆積土砂排除事業については、関係機関が緊密に連携し、「都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針」及び「都市災害復旧事業事務取扱方針」により実施するものとする。
- (5) 公営住宅等については、公営住宅法（昭和26年法律第193号）により実施するものとする。
- (6) 水道施設については、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の「国庫補助金交付要綱」により実施するものとする。
- (7) 公立学校施設については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）により実施するものとする。
- (8) 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害が発生し、円滑かつ迅速な復興が必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、国、県等に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請するものとする。

2 災害廃棄物の処理

大規模な風水害等の被災地においては、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、市は、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討するものとする。

- (1) 県と連携し、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場及び最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。
- (2) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとし、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。

また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じるものとする。

4-1-2 激甚災害法に基づく激甚災害の指定促進

1 基本方針

激甚災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合、市は、政令指定を得るため適切な措置を講じるものとする。

2 市の活動

- (1) 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、知事に報告するものとする。
- (2) 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出するものとする。

4-1-3 災害査定の促進

災害が発生した場合、市は、県と連携し、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を作成するとともに、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じ、復旧事業が迅速になされるよう努めるものとする。

4-1-4 海上災害復旧・復興対策

市は、被災地の復旧・復興に当たり、災害により地域の社会経済活動が低下する状況を鑑み、県と連携の下、可能な限り迅速かつ円滑に被災地の生活再建を支援できるように関係機関と連携を図りつつ、次の対策を講じるものとする。

1 海洋環境の汚染防止

被害物等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講じるよう指導するものとする。

2 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行うものとする。
- (2) 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整等事故防止に必要な指導を行うものとする。

第2章 復興計画

【総務課、危機管理課、未来づくり戦略室、財政課、都市住宅課、土木管理課、農林水産課、農業振興課、経済雇用戦略課、環境保全課、水道課、学校教育課、社会教育課】

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、市は、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

また、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講じるものとする。

さらに、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

4-2-1 復興計画の作成

1 市の活動

(1) 計画の策定

市長は、必要があると認めたときは、復興計画を策定するものとする。

(2) 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成するものとする。

(3) 計画の基本方針

計画策定に当たっては、市の総合計画との調整を図るものとする。

(4) 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布するなどにより、住民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。

(5) 国及び県との調整

計画策定に当たっては、国や県等との調整を行うものとする。

2 大規模災害からの復興に関する法律の活用

特定大規模災害が発生した場合、市は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進するものとする。

- (1) 復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

- (2) 復興計画の作成等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあつせんを求めるものとする。

4-2-2 防災まちづくりを目指した復興

市は、県と連携し、次に掲げる防災まちづくりを目指した復興に努めるものとする。

防災まちづくりに当たっては、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮したものとする。なお、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念の下に、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。その際、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

- (1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
- (2) 被災した学校施設の復興に当たるとともに、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。
- (3) 河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とし、この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対して説明し、理解と協力を得るように努めるものとする。

また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。

- (4) 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。
- (5) 被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資及び資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的・戦略的实施を行うものとする。
- (6) 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行うものとする。
- (7) 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づき適切に解体等を行うよ

う指導・助言するものとする。

- (8) 被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

4－2－3 復興財源の確保

1 基本方針

市は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図るものとする。

2 予算の編成

市は、復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算執行の調整及び編成方針の策定などを行うものとする。

3 市の活動

(1) 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定するものとする。

ア 復旧・復興事業

イ その他

(2) 発災年度の予算執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定するものとする。

(3) 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための予算について、その編成方針を策定するものとする。

4 復興財源の確保

復旧・復興対策を実施するためには、莫大な事業費が必要になるほか、災害の影響による税収の落ち込み等により、財政状況の悪化が懸念されることから、市は、復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための財源確保に努めるものとする。

(1) 地方債の発行

復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保するものとする。

ア 災害復旧事業債

イ 歳入欠かん等債

ウ その他

(2) その他の財源確保策

復興を目的とした公営競技の開催等による復興財源の確保を検討するものとする。

第3章 災害復旧資金

【総務課、財政課、経済雇用戦略課、農林水産課、農業振興課】

災害からの速やかな復旧を図るため、市は、災害時における復旧資金計画を作成するものとする。

4-3-1 災害復興住宅の建設

市は、災害により滅失又は損傷した家屋に対し、低利で貸付条件の有利な住宅金融支援機構の災害復興資金を利用して住宅の建設及び補修を行う災害復興住宅貸付資金制度の周知に努めるものとする。

4-3-2 中小企業を対象とした支援

1 基本方針

市は、被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施するものとする。

2 市の活動

- (1) 中小企業の被災状況の把握
県が行う中小企業の被災状況調査に協力するものとする。
- (2) 事業の場の確保
必要に応じ、事業の場の確保に関する支援策を実施するものとする。
- (3) 支援制度・施策の周知
県と連携し、中小企業を対象とした支援制度・施策を周知するものとする。

4-3-3 農林漁業者を対象とした支援

1 基本方針

市は、被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施するものとする。

2 市の活動

- (1) 農林漁業者の被災状況の把握
県と連携し、農林漁業者の被災状況調査を実施するものとする。
- (2) 支援制度・施策の周知
県と連携し、農林漁業者を対象とした支援制度・施策を周知するものとする。

第4章 被災者等に対する支援

【総務課、危機管理課、福祉課、子育て支援課、長寿介護課、健康増進課、会計課、市民課、税務課、農林水産課、農業振興課、都市住宅課、経済雇用戦略課、中山地域事務所、双海地域事務所】

市は、県や関係機関と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じるものとする。

4-4-1 要配慮者の支援

1 基本方針

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが困難である場合が多いことから、市は、速やかに安定した生活が回復できるよう支援を行うものとする。

2 市の活動

(1) 被災状況の把握

次の事項を把握して県に報告するものとする。

ア 要配慮者の被災状況及び生活実態

イ 社会福祉施設の被災状況

(2) 一時入所の実施

県を通じ社会福祉施設や関係機関等と連携の下、社会福祉施設等への一時入所が必要な要配慮者に対して一時入所を実施するものとする。

(3) 健康管理の実施・巡回健康相談

県（中予保健所）と協力して保健師、管理栄養士等による巡回健康相談を実施し、指定避難所等における要配慮者の健康状態を把握するものとする。

また、指定避難所等の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を求め、その協力を得て健康管理等の徹底を図るものとする。

(4) 成年後見制度の利用

義援金の受け取りや今後の財産管理等に関連して成年後見制度の利用が必要となる方や、成年後見人等の被災によって必要な支援が受けられなくなった方がいる場合に、これらの方々が適切に成年後見制度を利用できるようにするものとする。

4-4-2 義援物資、義援金の受入れ及び配分

1 義援物資の受入れ及び配分

市は、県と連携の下、次の事項に留意の上、義援物資の受入れ及び配分を行うものとする。

(1) 物資受入れの基本方針

- ア 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。
- イ 腐敗・変質するおそれのある物資は、受け付けないものとする。
- ウ 規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包をされた物資は、受け付けないものとする。

(2) 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

- ア 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を1か所に大量に集約することが効率的である。また、多品種少量の義援物資については、集約が困難で、各指定避難所等への配分の支障となるおそれがあるほか、ニーズがない物資は、各指定避難所等へ配分されないおそれがあるため、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対しては、異なる種類の物資を少量提供するのではなく、単品大量での提供又は義援金としての協力を依頼するものとする。
- イ 個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な物資の送り出しは控えるよう依頼するものとする。

(3) 受入体制の広報

円滑な義援物資の受入れのため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努めるものとする。

- ア 必要としている物資とその数量
- イ 義援物資の受付窓口
- ウ 義援物資の送付先及び送付方法
- エ 個人からは、原則義援金として受け付けること。
- オ 一方的な義援物資の送り出しは、受入側の支障となるため行わないこと。

(4) 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対して適宜適切な情報提供を行い、ニーズに沿った義援物資の受入れに努めるものとする。

2 義援金の受入れ及び配分

(1) 義援金の募集

市は、市への義援金を受け付けるために、市庁舎等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設することを検討するものとする。

(2) 義援金の配分

市は、統一的に義援金を配分するために、配分委員会を設置した上で、県等関係機関と連携し、公平かつ迅速な配分を行うものとする。

(3) 配分委員会の活動

配分委員会は、次のことについて協議決定するものとする。

- ア 配分金額
- イ 配分対象者

- ウ 配分方法
- エ 配分状況の公表
- オ その他義援金配分に関すること。

4－4－3 災害弔慰金等の支給

1 基本方針

市は、災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対し災害障害見舞金を、重傷を負った者及び居住している家屋が全壊等した世帯等に対し災害見舞金を支給するものとする。

2 市の活動

- (1) 支給対象者の把握
災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給対象者を把握するものとする。
- (2) 支給方法の決定及び支給
災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び市の条例に基づき支給するものとする。

4－4－4 被災者の経済的再建支援

1 基本方針

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、市は、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行い、被災者の生活再建支援と被災地の速やかな復興を図るものとする。

2 市の活動

- (1) 被災状況の把握
災害救助法の適用のための調査結果等を活用して次の事項を把握し、県に報告するものとする。
また、情報が不足している地域には補足調査を行うものとする。
 - ア 死亡者数
 - イ 負傷者数
 - ウ 全壊・半壊住宅数等
- (2) 被災者台帳の作成
被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成するものとする。
- (3) 災害援護資金の貸付
災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行うものとする。

(4) 被災者生活再建支援金の申請受付等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施するものとする。

また、迅速かつ的確に処理するための体制整備等も図るものとする。

(5) 租税の減免等

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び市の条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行うものとする。

4－4－5 罹災証明書の交付

1 基本方針

災害により生活基盤に著しい被害を受けた被災者が、できるだけ早く日常生活を取り戻して生活の安定を回復するため、市は、被害者に対して速やかに住家等の被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付することにより被災者の生活再建支援と被災地の速やかな復興を図るものとする。

2 市の活動

(1) 交付体制の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

(2) 罹災証明の交付

各種の被災者支援措置を早期に実施するため、被災者からの申請に基づき、遅滞なく、災害による住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、当該業務を支援するシステム等を活用して罹災証明書を交付するものとする。

また、住家等の被害の認定の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

なお、被害認定調査の実施に当たっては、「災害に係る被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を参考とするものとする。

4－4－6 被災者の生活確保

被災者の住居並びに職業を確保し、生活の安定を図るため、市は、県と連携の下、次の措置を講じるものとする。

1 恒久住宅対策

(1) 基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行うものとする。

また、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

(2) 市の活動

ア 住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえながら調整を図り、住宅復興方針等を定めた「市住宅復興計画」を策定するものとする。

イ 県との協議

公営住宅や特定優良賃貸住宅等の供給に関する役割分担について、県と協議するものとする。

ウ 市営住宅等の供給

必要に応じ、災害公営住宅の整備や公営住宅、特定優良賃貸住宅等の市営住宅を供給するものとする。

エ 住宅に関する情報提供

相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供するものとする。

2 雇用対策

雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達するものとする。

3 生活保護

被災者の恒久的生活確保の一環として、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく保護の要件を満たす被災者に対しては、その困窮の程度に応じて、最低生活を保障し生活の確保を図るものとする。

また、被保護世帯が災害に伴い家屋の補修等を必要とする場合には、規定額の範囲内で住宅維持費の支給を行うものとする。

4-4-7 生活再建支援策等の広報

1 基本方針

市は、被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行うものとする。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力し、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

2 市の活動

(1) 生活再建支援策の広報・PR

県と連携の下、広報紙やホームページ等を活用し、次の内容を広報・PRするものとする。

- ア 義援金の募集等
- イ 各種相談窓口の案内
- ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報
- エ 公営住宅及び民間住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報
- オ 被災者生活再建支援金に関する情報
- カ ボランティアに関する情報
- キ 雇用に関する情報
- ク 融資・助成情報
- ケ その他生活情報等

(2) 総合相談窓口の設置

被災者からの問い合わせを一元的に受け付ける窓口を設置するものとする。

なお、外国人に対しては、災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センター、又は県や国際交流協会等と連携し、外国人であることに配慮した対応を行うものとする。

(3) 被災者への説明

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

4-4-8 地域経済の復興と発展のための支援

市は、地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるための支援策を講じるものとする。

また、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

1 イベント・商談会等の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、市独自のイベント・商談会等を実施するものとする。

2 誘客対策の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携した誘客対策を実施するものとする。